「文の京」総合戦略(令和6年度~令和9年度)の策定について

1 概要

「文の京」総合戦略(令和2年度~令和5年度)について、本年度が最終年度となることから、引き続き、区を取り巻く社会環境等の変化に柔軟に対応し、区が抱える課題の解決に取り組んでいくため、「文の京」総合戦略(令和6年度~令和9年度)を策定する。

2 「文の京」総合戦略

別添のとおり

3 計画期間

令和6年度から令和9年度まで

4 主な検討経過

- · 基本構想推進委員会(計5回)
- · 区議会(総務区民委員会)報告(計4回)
- ・ 「主要課題を解決する取組」についての意見募集 (区報ぶんきょう特集号、Webアンケート、区民説明会(オープンハウス型説明会)等)
- 基本構想推進区民協議会
- ・ パブリックコメント

「文の京」総合戦略

令和6年度~令和9年度

(2024年度~2027年度)



「文の京」総合戦略

令和6年度~令和9年度

(2024年度~2027年度)

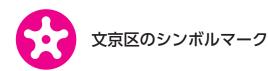
令和6年3月





文京区の紋章

区民の愛区精神を育て、文化芸術活動を活発にするため、広く一般から募集し、応募作品の中から、文京区の姿を象徴する「文」の字を図案化したものを、昭和26年3月1日に区の紋章として制定しました。



区制70周年を契機に、これまでの区民等の活動や地域のつながりなどの歴史を踏まえ、これからの未来に向けて、区や区民等の様々なつながりを表すものとして、平成29年3月15日、制定しました。大きさの異なる円を組み合わせることにより、「文」の形を表現しています。

はじめに

本区では、平成22年6月に策定した基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、区民等との協働・協治の下、様々な行政課題の解決に取り組んでまいりました。それにより、年少人口の増加傾向が続き、令和5年には人口が23万人を超え、「選ばれる自治体」としても発展を続けております。



令和2年度を初年度とした前計画期間には、新型コロナウイルス 感染症が世界的に流行し、区政運営にも多大な影響を及ぼしました。

一方で、ライフスタイルの多様化やICT技術の進展、人口減少社

会の到来等、社会環境の変化が加速度的に進み、行政需要が更に複雑化・多様化し、自治体の対応力が求められております。将来にわたり持続可能で豊かな地域社会を構築していくためには、これまで以上に、迅速かつ柔軟に行政課題を解決していくことが必要であると考えております。

この度、令和6年度から9年度までを計画期間とする第2期の「文の京」総合戦略を策定いたしました。本戦略では、引き続き、区が解決すべき主要課題を明らかにし、4年後の目指す姿を見据えた、取組の方向性や事業のロードマップを示すとともに、施策や事業の展開には絶えず検証を加え、計画期間中であっても、柔軟に事業を組み替えるとともに、SDGsやSociety5.0の視点も生かしながら、分野や領域を超えた柔軟な発想により、効果的・効率的な事業展開を図るなど、社会状況の変化に適応する課題解決型の区政運営を推進してまいります。

本戦略の策定に当たって、区議会をはじめ、区民説明会やWEBアンケート、基本構想 推進区民協議会などを通じて、多くのご意見やご要望をいただき、区議会並びに区民の皆 様に、心よりお礼を申し上げます。いただいたご意見等を計画に生かすとともに、様々な 事業に取り組む際の道標として活用してまいりたいと存じます。

今後も、区民の皆様が「住んでいてよかった」と心から実感していただけるよう、スピー ド感を持って各施策を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

文京区長

成澤廣修

沙

「文の京」総合戦略の策定に当たって
1 「文の京」総合戦略(令和6年度~令和9年度)の策定の背景
2 総合戦略の基本的な考え方(位置付け・期間等)
3 総合戦略の進行管理
第1章 基本構想
1 基本構想を貫く理念4
2 将来都市像
第2章 総論
1 本区の人口 (推移・将来人口推計)
2 財政状況と今後の財政見通し
3 本区を取り巻く社会状況の変化
第3章 基本政策
1 子どもたちに輝く未来をつなぐ
2 健康で安心な生活基盤の整備
3 活力と魅力あふれるまちの創造
4 文化的で豊かな共生社会の実現
5 環境の保全と快適で安全なまちづくり
6 持続可能な行財政運営
第4章 戦略シート(計画期間で取り組むべき 52 の主要課題)
1 戦略シート(主要課題)一覧
2 行財政運営の視点
戦略シート
第5章 行財政運営
1 区民サービスの更なる向上
2 多様な行政需要に対応する施設の整備
3 財政の健全性の維持
4 質の高い区民サービスを支える組織体制の構築
第6章 デジタル田園都市構想総合戦略
1 文京区まち・ひと・しごと創生総合戦略
2 「文京区デジタル田園都市構想総合戦略」の策定162
附属資料 ····································

「文の京」総合戦略の策定に当たって

「文の京」総合戦略(令和6年度~令和9年度)の策定の背景

本区では、平成22年6月に策定した基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、3期にわたる 基本構想実施計画に掲げた計画事業に取り組んできました。

基本構想の策定からおおむね10年を迎えたところで、人口構成の変化やライフスタイルの多様化、ICT技術の進展等、区を取り巻く社会環境の変化が加速度的に進み、行政需要が多様性を増す中で、これまで以上に、迅速かつ柔軟に行政課題を解決していくことの必要性から、「文の京」総合戦略(令和2年度~令和5年度)を策定しました。

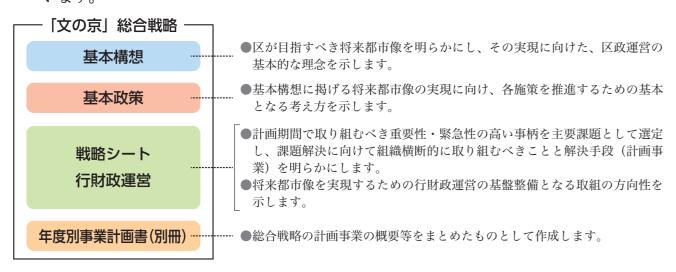
「文の京」総合戦略(以下「総合戦略」という。)の進行管理については、毎年度、主要課題ごとに戦略点検シートを作成し、計画期間中であっても事業を柔軟に組み替えるものとしています。これにより、この間に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染症対策に取り組むとともに、主要課題の解決に向けた事業等を見直すことで効果的かつ効率的な施策等を展開してきました。

この度、総合戦略を改定し、令和6年度から9年度までを計画期間とし、引き続き、区を取り巻く社会環境等の変化に柔軟に対応し、区が抱える課題の解決に取り組んでいきます。

総合戦略の基本的な考え方(位置付け・期間等)

(1) 基本構想の理念等の継承

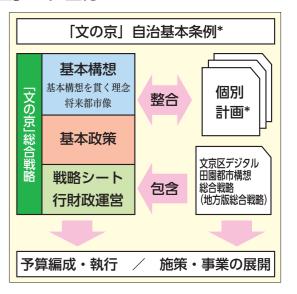
基本構想については、様々な手法を駆使して、広く区民や区議会の参画により創り上げてきた経緯から、その根幹となる「基本構想を貫く理念」及び「将来都市像」を継承し、各施策の基本となる考え方や主要課題の解決に向けた事業展開を一体的に示した計画体系としています。



(2) 区の優先課題を明らかにした「重点化計画」に位置付け

行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めていくため、重要性・緊急性が高い優先課題を明らかにした「重点化計画」とし、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画に位置付け、各分野の個別計画との整合を図ります。

また、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案した地方版総合戦略を、この総合戦略に包含し、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することを目指します。



(3)計画期間

計画の実効性を高めるため、総合戦略の計画期間は、令和6年度から9年度までの4年間とし、毎年度の行政評価等により、計画期間中であってもより効果的・効率的な手段(計画事業)に組み替えます。なお、継承する基本構想(基本構想を貫く理念・将来都市像)の計画期間は設けません。

(4) 持続可能で豊かな地域社会の構築に向けた視点

持続可能で豊かな地域社会を構築するため、国連で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs) *」や国が提唱する「Society5.0*」に関して、自治体の取組が期待されていることから、これらの視点を生かします。

総合戦略の進行管理

総合戦略に掲げる主要課題を解決するための各取組の進行管理については、毎年度、主要課題ごとに戦略点検シートを作成し、事業実績等の点検・分析により、改善策と事業の見直しの方向性を示し、翌年度以降の重点施策、予算編成等に反映します。また、行財政運営については、行財政運営点検シートを作成し、取組状況を確認します。

これらを、庁内に設置する「基本構想推進委員会」における審議に加え、公募区民委員や団体 推薦委員、学識経験者等により構成する「基本構想推進区民協議会」を通じた区民意見等によ り、適切な進行管理を行います。

- *「文の京」自治基本条例 区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方や、区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の権利 と責務並びに区の責務を明らかにするとともに、協働・協治の基本的事項を定めた、区の基本条例
- *個別計画 個別の法令で義務付けられた行政計画や、分野別の政策に沿って策定する行政計画
- *持続可能な開発目標(SDGs) 2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までの国際目標。貧困対策や気候変動、生物多様性、ジェンダーなど、世界が抱える課題を解決し、 持続可能な社会をつくるための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される。
- * Society5.0 情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、国が目指すべき未来社会の姿として提唱。サイバー空間(仮想空間) とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

生活基盤の整備

活力と魅力あふれる

基本構想

基本構想は、本区の目指すべき将来都市像を明らかにし、その実現に向けた、区政運営の理念を示すものです。ここに掲げる理念や将来都市像は、区を自立した都市として発展させていくため、区政のあらゆる分野や区民等の地域活動における共通の指針となります。

1

基本構想を貫く理念

(1) みんなが主役のまち

「文の京」自治基本条例に掲げる区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者などと対等の関係で協力し、協働・協治をさらに推し進めます。そして、互いを尊重し合いながら、「文京区のあるべき姿(将来像)」の達成に向け、持てる力を存分に発揮できるまちを目指します。

(2)「文の京」らしさのあふれるまち

この基本構想においても、前基本構想で定義した「文の京」を、本区を表す象徴的な言葉として継承していきます。

今後もこれまで以上に、区民一人ひとりが文京区に住み、働き、学ぶことに深い愛着と強い誇りを持つとともに、区と区民を含む新たな公共の担い手と力を合わせて発展させていく自治のまちを目指します。

(3) だれもがいきいきと暮らせるまち

子ども、高齢者、障害者、外国人をはじめ、地域社会を構成するさまざまな人たちが人権 を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動するとともに、男女が性別にかかわりなく平等 な立場で、社会のあらゆる分野へ参画することによって、一人ひとりが個性豊かにいきいき と暮らせるまちを目指します。

また、多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の 調和)の実現に向けて、積極的に取り組んでいきます。

2

将来都市像

<将来都市像>

歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」

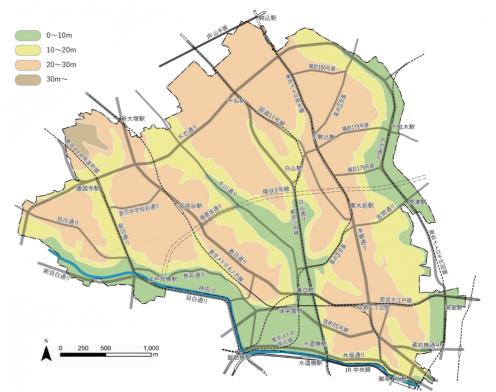
これまで先人たちによって脈々と受け継がれ、区民の誇りの源泉ともいえる歴史・文化・緑を今後も引き続き大切に守り、活かしながら、多様な主体が対等なパートナーとして、ふれ合い、支え合い、助け合える、みんなが主役のまちづくりを浸透させていきます。そして、あらゆる世代の区民が分け隔てなく、いつまでも、心豊かに、いきいきと、自分らしく暮らせる、さらに、未来へ誇りを持って継承できる「文の京」を創り上げていきます。

「文の京」(ふみのみやこ)

これまで、文京区は、「文教の府」といわれ、「文化の香り高いまち」をめざして発展してきた。これに寄せる区民の誇りと愛着を大切にしたい。

そのうえで、区民と区が、時代の大きな変化に適応しつつ、可能性に富んだこの地を、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展させていく都市自治の姿を「文の京」と呼ぶ。

■文京区の地形



1 本区の人口(推移・将来人口推計)

区では、「文の京」総合戦略(令和2年度~令和5年度)において、区独自の将来人口推計を 行いました。

その後、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した期間において、合計特殊出生率が1.11(令和4年)まで低下するとともに、外国人の出国や入国の影響、3年に転出超過を記録するなど、本区の人口動態に変化が生じました。

これらの状況を踏まえ、本区の人口ビジョンとして、改めて区独自の将来人口推計を行いました。

(1) 人口の推移

①総人口

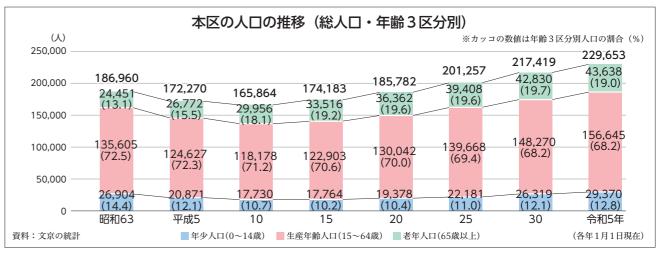
日本の総人口は、平成20年をピークに減少局面に移行しています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(以下「社人研推計」という。)では、今後、人口は令和27年(2045年)には約1億881万人を経て、令和38年(2056年)には1億人を割って9,966万人となり、さらに、令和52年(2070年)には約8,700万人まで減少すると推計されています。このような人口減少は、労働力人口の減少や消費市場・地域経済の縮小を引き起こすとともに、高齢者の増加により、医療をはじめとする社会保障費の負担の増加等が懸念されています。

一方、都の総人口は微増減を繰り返しながらも、全体的に増加傾向です。本区においても、総人口は昭和38年の253,336人をピークに、平成10年には165,864人まで減少しましたが、その後、増加に転じ、令和5年は229,653人まで回復しています。

②年齢3区分別人口・構成割合

本区の年齢3区分別の人口は、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)、年 少人口(0~14歳)の順に多くなっています。

令和5年の年少人口は29,370人で、平成20年の19,378人から9,992人増加し、構成割合も10.4%から12.8%へと上昇しました。一方、令和5年の生産年齢人口は156,645人で、平成20年の130,042人から26,603人増加したものの、構成割合は70.0%から68.2%へと低下しており、減少傾向が続いています。また、老年人口は増加傾向が続き、構成割合は、近年では約19%となっています。



※平成24年の「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、25年以降の数値には、外国人住民を含む。

③人口動態(自然動態・社会動態)

本区の自然動態は、平成20年以降、出生数が死亡数を上回る自然増の状況が続き、平成28年は、出生数が死亡数を560人上回りましたが、その後、出生数が減少し死亡数が増加したことで、令和4年の出生数と死亡数の差は23人となっています。また、社会動態については、平成9年以降、転入数が転出数を上回る社会増の状況が続いており、平成31年は、転入数が転出数を4,797人上回っています。新型コロナウイルス感染症拡大期においては、転入数が減少し、令和3年には転出が転入を121人上回りましたが、令和4年は転入数が転出数を3,476人上回っています。

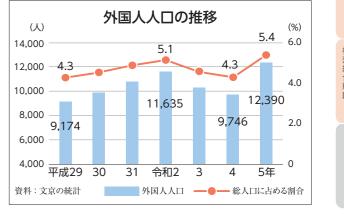
さらに、年齢階級別の社会動態では、10~ 20歳代は転入超過が著しい一方、おおむね 40歳代以降の転出超過の傾向が見られます。

4)外国人人口

新型コロナウイルス感染症拡大期において、外国人人口は減少しましたが、令和5年の外国人人口は12,390人で、平成29年の9,174人から3,216人増加しています。また、総人口に占める外国人人口の割合は、令和5年は5.4%であり、平成29年の4.3%から1.1%増加しています。







附属資料

(2) 将来人口推計

住民基本台帳人口を用いて直近の人口動態を踏まえるとともに、子育て支援施策の更なる 充実による合計特殊出生率の上昇を見込んだ、区独自の将来人口推計を行いました。

①将来人口推計(区独自推計)の方法

本区の現状及び今後の施策展開等を勘案し、出生・死亡・移動について、以下の条件や仮 定値に基づき、「コーホート要因法*」による推計を行いました。

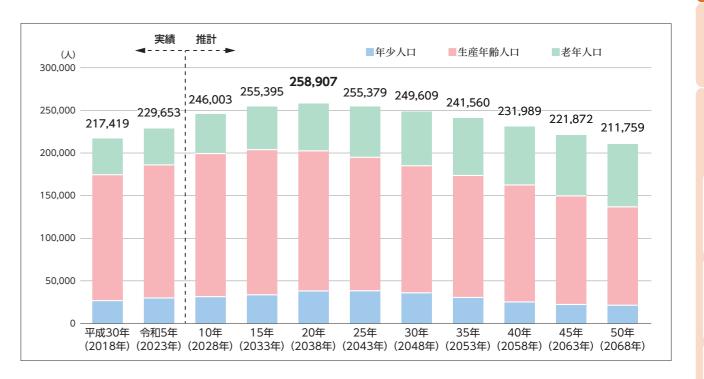
基準人口や仮定値の概要

基準人口	住民基本台帳人口(令和5年(2023年)1月1日現在)
	厚生労働省における、市区町村別生命表(平成27年(2015年))に
亚女人母女*	よる本区の男女・5歳階級別の生残率が、国立社会保障・人口問題研
将来生残率* 	究所の日本の将来推計人口(平成29年(2017年)推計)における中位
	ケースの将来生残率仮定値に基づき推移すると仮定。
	コロナ禍前(平成26年(2014年)から31年(2019年)まで)の
純移動率*	人口動態に基づき算出された純移動率が5年ごとに縮小し、令和20年
	(2038年) 以降 0 になると仮定。
△=1#11#11#1#1#1#	令和12年(2030年)に過去20年間の最高値である1.25まで回復す
合計特殊出生率* 	ると仮定。
₩ ₩₩₩	本区の平成29年(2017年)から令和3年(2021年)までの男女別
出生性比*	出生数実績に基づく出生性比を使用(107.77で一定)。

②将来人口推計(区独自推計)の結果

本区の人口は、今後、約15年間増加を続け、令和20年(2038年)には258,907人となり ます。その後は、緩やかな減少に転じると予測されます。

年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口は15年(2033年)、年少人口は25年(2043 年)をピークに以降は減少傾向で推移する一方、老年人口は、引き続き増加傾向となり、今 後は増加幅が大きくなると見込まれます。



		実	績					推計				
		平成30年 (2018年)	令和5年 (2023年)	10年 (2028年)	15年 (2033年)	20年 (2038年)	25年 (2043年)	30年 (2048年)	35年 (2053年)	40年 (2058年)	45年 (2063年)	50年 (2068年)
	総数	217,419	229,653	246,003	255,395	258,907	255,379	249,609	241,560	231,989	221,872	211,759
実数	老年人口	42,830	43,638	46,931	51,448	56,310	60,843	64,245	67,544	69,811	72,598	74,995
3	生産年齢人口	148,270	156,645	167,939	171,043	165,231	156,589	150,270	143,941	137,290	127,663	115,974
	年少人口	26,319	29,370	31,133	32,904	37,366	37,947	35,094	30,075	24,888	21,611	20,790
Hł.	老年人口	19.7	19.0	19.1	20.1	21.7	23.8	25.7	28.0	30.1	32.7	35.4
比率(%)	生産年齢人口	68.2	68.2	68.3	67.0	63.8	61.3	60.2	59.6	59.2	57.5	54.8
	年少人口	12.1	12.8	12.7	12.9	14.4	14.9	14.1	12.5	10.7	9.7	9.8
	総数	_	5.6	7.1	3.8	1.4	△1.4	△2.3	△3.2	△4.0	△4.4	△4.6
増減率(%)	老年人口		1.9	7.5	9.6	9.5	8.1	5.6	5.1	3.4	4.0	3.3
%	生産年齢人口	_	5.6	7.2	1.8	△3.4	△5.2	△4.0	△4.2	△4.6	△7.0	△9.2
	年少人口	_	11.6	6.0	5.7	13.6	1.6	△7.5	△14.3	△17.2	△13.2	△3.8

^{*}コーホート要因法 男女・年齢別のある年の人口を基準として、出生・死亡・移動に関する将来の仮定値を当てはめて将来人口を推計す

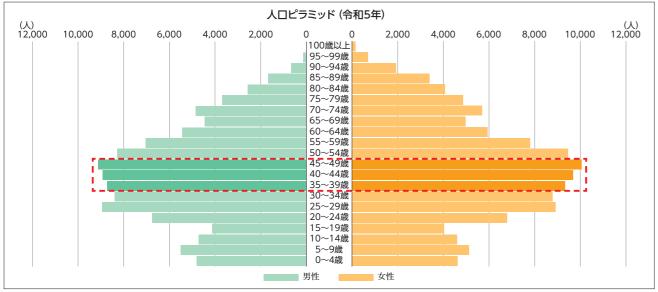
^{*}将来生残率 ある年齢x歳の人が5年後の(x+5歳) になるまでに生き残る確率のこと

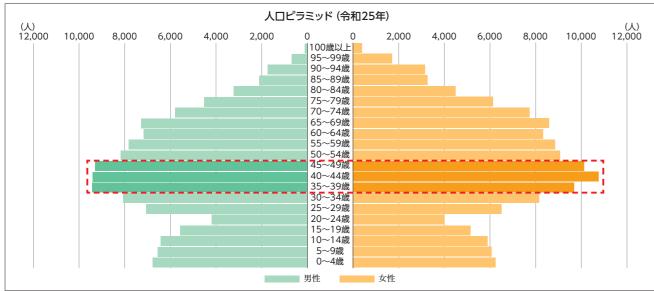
^{*}純移動率 ある地域人口に対する他地域間との転入超過数の割合

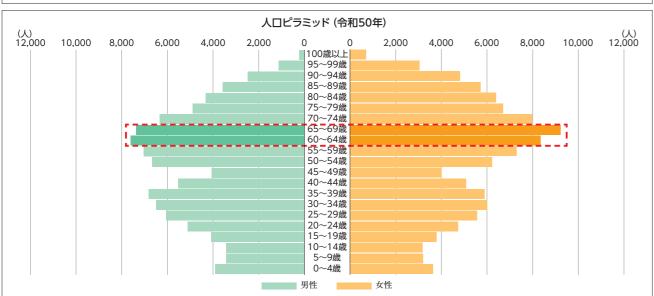
^{*}合計特殊出生率 15 \sim 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたとき の子どもの数に相当する。

^{*}出生性比 出生子のうち、女子 100 人に対する男子の割合

令和5年(2023年)、25年(2043年)、50年(2068年)の人口ピラミッドを比較すると、 5年(2023年)及び25年(2043年)では35~49歳が人口構成の大きな山(ボリューム ゾーン)を形成している一方で、50年(2068年)では $60 \sim 69$ 歳がボリュームゾーンを形 成しており、ボリュームゾーンを形成する層の年齢層が高まることが予測されます。



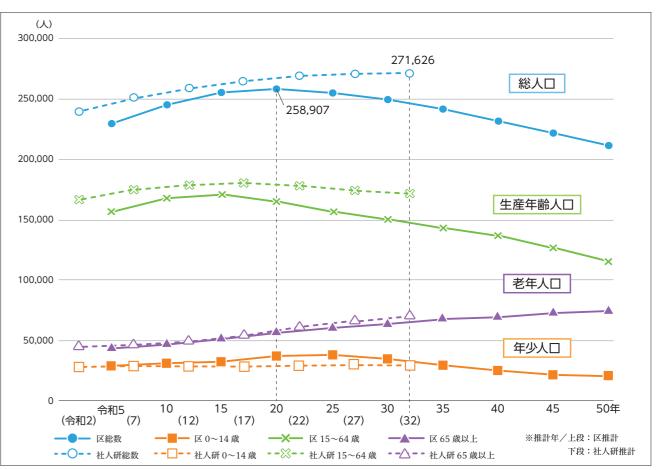




【参考】将来人口推計の比較

区独自推計は社人研推計と比較し、当面の間、同様のカーブを描いていますが、早いタイミン グで総人口の減少が見込まれています。

これは、社人研推計が区推計と比較し、生産年齢人口の減少幅が少ないことが要因と考えられます。



※区推計は住民基本台帳人口(令和5年1月1日現在)の数値に基づき推計し、社人研推計は令和2年国勢調査に基 づき推計しているため、基準人口について、差が生じています。

(単位:億円)

行財政運営

財政状況と今後の財政見通し

- ※本節の表記について 1 各表の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それら を足した数値と小計及び合計の数値が一致しない場合があります。
 - 2 増減率及び構成比などは、原則として各表内計数により計算しています。

(1)区の財政状況

①予算の規模 (一般会計)

令和6年度一般会計当初予算は、1,275億2,800万円となり、当初予算としては初め て1,200億円を超え、過去最大の規模となりました。平成26年度と比較すると513億円、 67.3%の増となっており、年々、予算規模が拡大しています。

また、6年度の投資的経費*は、200億円を超える予算額となっており、一般会計におけ る公共施設の整備等に要する経費が大きくなっています。



一般会計当初予算の状況

②歳出の状況(普通会計*)

ア 性質別歳出

12

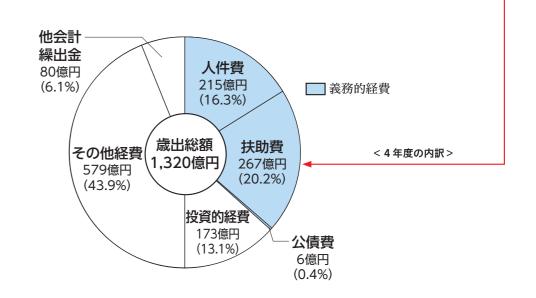
義務的経費(人件費*、扶助費*、公債費*)は、家計に例えると食費や光熱水費など日 常生活に欠かせない費用に当たり、削減することが非常に難しい経費です。

令和4年度普通会計決算の義務的経費は、歳出総額の37.0%を占め、そのうち、人件 費は215億円、歳出全体の16.3%で、平成25年度と比較すると33億円、18.1%の増となっ ています。また、扶助費は267億円、歳出全体の20.2%で、25年度と比較すると126億円、 89.4%の増となっています。

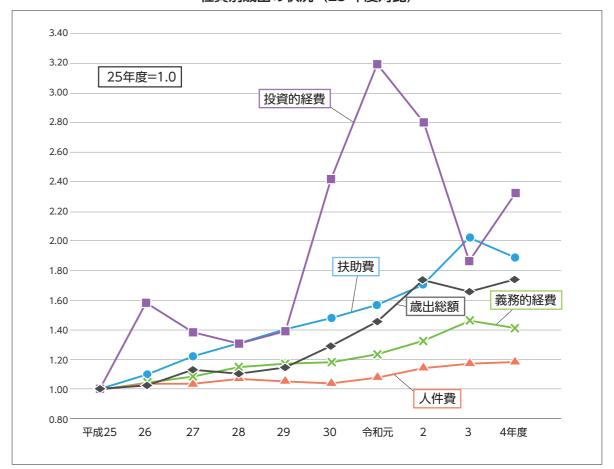
投資的経費は173億円、歳出全体の13.1%を占め、25年度と比較すると99億円、 133.8%の増となっています。

普通会計決算(性質別歳出)の状況

区分		年度	平成 25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
	人件	費	182	188	188	195	191	188	195	208	212	215
義務的	扶助	費	141	154	172	185	199	209	222	241	286	267
経費	公債	費	21	16	15	15	13	10	8	7	6	6
	小	計	344	358	374	395	403	407	425	456	505	488
	投資的経費		74	117	102	97	103	179	238	208	139	173
	その他経費		272	228	299	261	288	317	351	586	542	579
	他会計繰出金		69	71	78	80	76	75	90	72	73	80
	수 닭		759	774	854	832	870	978	1 103	1 321	1 259	1 320



性質別歳出の状況(25年度対比)



^{*}投資的経費 道路、公園、学校等の建設整備や用地取得に要する経費

^{*}普通会計 各地方自治体が設けている会計区分の範囲が異なっていること等により、地方公共団体間の財政比較や統一的な把握が困難な ため、地方財政の統計上、統一的に用いられる会計区分

^{*}人件費 職員や会計年度任用職員に対し、勤労の対価や報酬として支払う経費、退職手当等

^{*}扶助費 社会保障制度として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等への支援に要する経費

^{*}公債費 過去に借り入れた特別区債の各年度における元金と利子を償還するための経費

イ 目的別歳出

令和4年度普通会計決算の主な内容のうち、総務費*は237億円、歳出全体の18.0%を 占めています。シビックホール等特定天井改修その他工事や旧元町小学校整備事業等によ り、前年度から33億円、16.2%の増となっています。

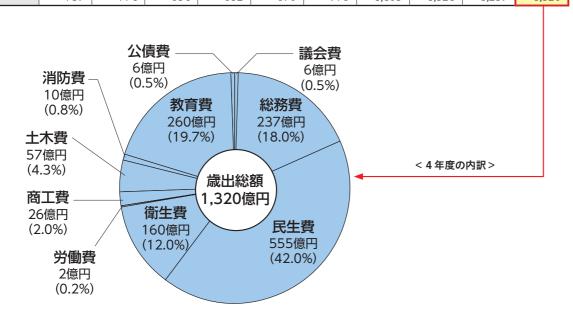
民生費*は555億円、歳出全体の42.0%を占めています。児童相談所建設工事や高齢者施設の改修工事等により、前年度から22億円、4.1%の増となっています。

教育費*は260億円、歳出全体の19.7%を占めています。誠之小学校改築の進捗に伴う 経費の減少や八ケ岳高原学園の設備・浴室棟等改修の終了により、前年度から17億円、 6.1%の減となっています。

普通会計決算(目的別歳出)の状況

(単位:億円)

区分年度	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
議会費	6	6	7	6	7	6	6	6	6	6
総務費	113	134	173	138	112	122	130	384	204	237
民生費	318	371	368	388	405	430	508	486	533	555
衛生費	64	66	65	66	72	73	75	84	148	160
労働費	2	1	1	1	1	2	2	2	3	2
農林水産費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商工費	7	6	7	6	5	6	10	23	11	26
土木費	38	39	49	50	67	92	140	133	58	57
消防費	10	11	9	10	9	12	10	13	13	10
教育費	180	123	161	152	179	226	212	183	277	260
災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	21	16	15	15	13	10	8	7	6	6
諸支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	759	774	854	832	870	978	1,103	1,321	1,259	1,320



14

民生費の状況



③歳入の状況(普通会計)

歳入は、その使途が特定されない一般財源(特別区税*や特別区交付金*等)と、使途が 特定される特定財源(国庫支出金や都支出金等)に分類されます。

令和4年度普通会計決算における一般財源は、歳入全体の54.4%を占めており、その大 半が、特別区税と特別区交付金です。

特別区税は、納税義務者数等の伸びにより近年は増加傾向にあり、ふるさと納税の影響による減はあるものの、平成26年度から9年続けて300億円を超える収入となりました。

特別区交付金は、25年度から増加傾向にありましたが、法人住民税の一部国税化の影響等により、28年度に大幅な減となりました。その後、企業業績の堅調な伸び等を背景として再び増加傾向に転じ、4年度は277億円の収入となりました。

これらの一般財源は、過去に景気の急激な落ち込みにより大幅に減少したことがあり、景 気変動や税制改正等の影響を受けやすいものと言えます。

^{*}総務費 税務、戸籍及び選挙に要する経費のほか、庁舎や財産の維持管理等に要する経費

^{*}民生費 高齢者福祉や生活保護、児童福祉等に要する経費。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への 繰出金を含む。

^{*}教育費 学校の建設や運営等に要する経費

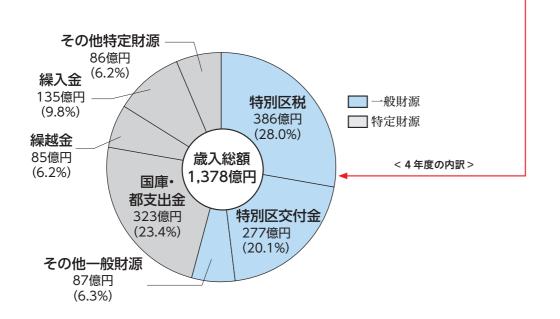
^{*}特別区税 特別区が課税する税。特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税及び入湯税がある。

^{*}特別区交付金 都が都区財政調整制度に基づき、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図るため、特別区の財政需要に応じて交付するもの

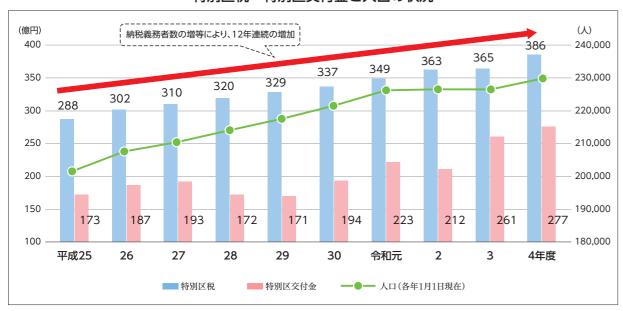
普通会計決算(歳入)の状況

(単位:億円)

区分	年度	平成 25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
	特別区税	288	302	310	320	329	337	349	363	365	386
—般	特別区交付金	173	187	193	172	171	194	223	212	261	277
財源	その他	52	61	83	69	76	65	68	74	84	87
	小 計	513	550	585	561	576	596	640	649	710	750
	国庫・都支出金	121	128	134	143	171	201	276	540	356	323
	繰越金	38	29	47	30	32	54	60	66	108	85
特定財源	繰入金	62	58	64	69	79	113	124	117	100	135
אנאו ביא	その他	53	56	53	62	67	75	69	57	70	86
	小 計	274	271	298	303	348	443	529	780	634	628
	合 計	787	821	883	864	924	1,039	1,170	1,429	1,344	1,378



特別区税・特別区交付金と人口の状況



④基金の状況 (一般会計)

基金は家計に例えると貯金に当たるものです。財政調整基金*と特定目的基金*(減債基金*及び介護給付費準備基金を含む。)に分類できます。

財政調整基金は、急激な景気の変動による歳入減や臨時的な歳出増に対応するため、柔軟 に活用しています。

特定目的基金には、区民施設整備基金や学校施設建設整備基金等があり、区民施設や学校施設の改修・改築等に活用しています。近年は、小学校の改築、児童相談所の建設、文京くすのきの郷等の高齢者施設改修工事などの大規模施設の整備に活用しました。

財政調整基金や特定目的基金には、毎年度の決算剰余金等を積み立てています。総基金の年度末残高は、平成25年度と比較すると14億円、2.3%の増となっています。

基金積立額・取崩額と総基金(年度末残高)の状況



(単位:億円)

区分	年度	平成 25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
当	初予算額	710	762	818	825	895	966	1,023	1,113	1,080	1,124
総基金	(年度末残高)	620	614	670	673	679	672	636	567	632	634
	減債基金	3	5	7	8	3	4	6	7	9	11
内訳	財政調整基金	227	266	270	270	250	223	197	187	197	185
	特定目的基金	390	344	392	395	427	446	433	373	426	438
基	金積立額	92	42	109	61	77	93	84	43	157	130
基	金取崩額	51	49	54	58	71	100	120	112	93	127

13

^{*}財政調整基金 年度間における財政調整の役目を果たす基金。区では、地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定に基づき、毎年度の決算剰余金(歳入 – 歳出)の2分の1を下らない金額をこの基金に積み立てている。

^{*}特定目的基金 施設建設や教育等、個々の目的を達成する事業の財源としてのみ使用可能な基金

^{*}減債基金 満期一括償還など、将来の特別区債償還に備えて積み立てる基金

⑤経常収支比率*(普通会計)の状況

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を測る指標であり、家計に例えると食費や光熱水費 など日常生活に欠かせない費用が、給与のような毎月決まって得られる収入に占める割合を 表しています。

適正水準は、一般的に70%から80%とされており、この値が高くなってくると財政構造 が硬直化し、新たな施策を実施することが難しくなってきます。

平成28年度以降は、扶助費の増加等により、80%を上回る水準が続いていましたが、一 般財源の歳入増等に伴い、令和3年度以降は再び適正水準に回復しています。

経常収支比率等の状況(主な一般財源との比較)



経常収支比率の状況(特別区及び全国市町村との比較)

(単位:%)

区分年度	平成 25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
文京区	83.2	80.4	76.8	82.8	82.4	81.6	80.0	82.9	79.5	78.6
特別区	82.8	80.7	77.8	79.3	79.8	79.1	79.2	81.9	78.6	76.7
全国市町村	90.2	91.3	90.0	92.5	92.8	93.0	93.6	93.1	88.9	92.2

(億円)

1,200

1,100

1,000

900

800

700

600

500

400

財政調整基金

総基金(年度末残高)と財政調整基金(年度末残高)等の状況

一般会計当初予算

632 634

567

学校施設建設整備基金

14

579

区民施設整備基金

総基金

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 令和元2 3 4年度

^{*}経常収支比率 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、特別区税、 特別区交付金のような毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)に占める割合

(2) 今後の財政見通し

①はじめに

将来にわたり安定的な行政サービスを提供するためには、今後の行政需要を的確に把握 し、その変化にも対応し得る財政基盤を築くことがとても重要です。

区では、将来にわたって持続可能で安定的な財政運営を行っていくため、歳入歳出予算や 基金等における中長期的な推計を行いました。

②歳入歳出予算の中長期的な見通し

〔基本的な考え方〕

ア対象

一般会計当初予算

イ 期間

令和6年度から15年度までの10年間

ウ 基本的な条件

以下のとおりとします。

なお、費目別の詳細な推計の条件は、別表①「費目別の推計の条件」のとおりとします。

区	分			基本	体的な条件							
		内閣 (名目 なま	○一般財源 内閣府「中長期の経済財政に関する試算(6年1月)」のベースラインケース (名目GDP成長率)に基づき推計します。 なお、名目GDP成長率と連動しないと判断するものは、6年度一般会計当初予 算の据え置き等により推計します。									
			ベースラインケース (単位:%程度)									
ᇤ	-		年度 令和 6 7 8 9 10									
禄	入		0.9	0.8								
				11	12	13	14	15				
				0.7	0.7	0.7	0.7	0.6				
		※財政調整基金からの繰入額は単年度収支不足額に充当することを想定しているため、歳入における推計には含まれていません。○特定財源別表①「費目別の推計の条件」のとおり										
歳	出	別表①「費目別の推計の条件」のとおり										

別表①「費目別の推計の条件」

		区分	推 計 の 条 件
		特別区税	①令和6年度一般会計当初予算をベースとする。②「中長期の経済財政に関する試算」のベースラインケース(名目GDP成長率)を見込む。③区独自の人口推計を見込む。 ※ただし、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税は、6年度一般会計当初予算をベースに今後の増減要因を踏まえて見込む。
	—	地方消費税交付金	① 6年度一般会計当初予算をベースとする。②直近5か年(2~6年度)の 一般会計当初予算の地方消費税交付金の推移を見込む。
	般財源	特別区交付金	① 6 年度一般会計当初予算をベースとする。②「中長期の経済財政に関する 試算」のベースラインケース(名目GDP成長率)を見込む。
歳 入		その他	①利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金は「中長期の経済 財政に関する試算」のベースラインケース(名目GDP成長率)を見込む。 ②環境性能割交付金、地方譲与税交付金、特別会計繰入金、競馬組合配分金、 繰越金は、6年度一般会計当初予算を据え置く。③地方特例交付金は、5年 度一般会計当初予算を据え置く。
		国庫・都支出金	①6年度一般会計当初予算をベースとする。②扶助費及び投資的経費における歳出額と連動させる。
	特定財源	特定目的基金繰入金	① 6 年度一般会計当初予算をベースとする。②投資的経費における歳出額と 連動させる。③減債基金からの繰入額を見込む。
	源	特別区債	①投資的経費における歳出額と連動させる。
		その他	①交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入、寄付金は、6年度一般会計当初予算を据え置く。
	¥	人件費	① 6 年度一般会計当初予算をベースとする。②定年延長を踏まえた退職手当 等を見込む。
	義務的経費	扶助費	①6年度一般会計当初予算をベースとする。②直近5か年(2~6年度)の一般会計当初予算の扶助費(一人当たり)の推移を見込む。③区独自の人口推計を見込む。
歳		公債費	①既発行及び新規発行予定の特別区債の償還額等を見込む。
成 出		投資的経費	① 6 年度一般会計当初予算をベースとする。②主な大規模施設整備等の投資 的経費を見込む。③「公共施設等総合管理計画」における将来の改修・更新 費用等(10年間で約1,510億円)を見込む。
		他会計繰出金	①6年度一般会計当初予算をベースとする。②直近5か年(2~6年度)の一般会計当初予算の他会計繰出金(一人当たり)の推移を見込む。③区独自の人口推計を見込む。
	その他		①物件費、維持補修費、補助費は、直近5か年(2~6年度)の一般会計当初予算の推移等を見込む。②積立金は、特別区債の償還のための経費や基金への積立を見込む。③貸付金は、6年度一般会計当初予算を据え置く。

歳入歳出予算の推計

				- (計画	期間〉=						(単位	位:百万円)
区分	-	年度	令和6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		特別区税	39,505	42,173	43,321	44,278	45,107	45,670	46,195	46,722	47,253	47,744
		うち特別区民税	38,306	41,075	42,223	43,180	44,009	44,572	45,097	45,624	46,155	46,646
	一般	地方消費税交付金	6,800	7,000	7,200	7,400	7,600	7,800	8,000	8,200	8,400	8,600
	般財源	特別区交付金	23,000	23,436	23,661	23,828	23,990	24,144	24,403	24,548	24,720	24,938
		その他	5,432	4,369	4,385	4,399	4,412	4,424	4,436	4,447	4,459	4,469
歳		小 計	74,737	76,978	78,567	79,905	81,109	82,038	83,034	83,917	84,832	85,751
入		国庫・都支出金	24,741	27,059	27,459	27,469	27,930	28,481	30,151	30,632	31,335	33,089
		特定目的基金繰入金	9,004	11,368	10,182	6,947	7,347	5,446	8,729	7,169	6,223	8,953
	特定財源	特別区債	4,500	4,100	3,600	2,500	2,000	1,800	2,900	2,400	2,000	3,000
	小小	その他	5,932	5,932	5,932	5,932	5,932	5,932	5,932	5,932	5,932	5,932
		小 計	44,177	48,459	47,173	42,848	43,209	41,659	47,712	46,133	45,490	50,974
		歳入合計(A)	118,914	125,437	125,740	122,753	124,318	123,697	130,746	130,050	130,322	136,725
	義	人件費	25,543	25,140	25,851	25,298	25,944	25,269	25,551	25,304	25,999	25,490
	義務的経費	扶助費	26,805	27,786	28,797	29,840	30,913	32,121	33,367	34,654	35,981	37,353
歳	費	公債費	642	1,064	630	710	2,025	953	1,089	1,137	1,245	1,341
		投資的経費	20,145	23,051	20,054	14,242	11,743	10,462	16,612	13,712	11,858	17,057
出		他会計操出金	8,213	8,363	8,513	8,663	8,813	8,908	9,002	9,097	9,192	9,287
		その他	46,180	48,004	49,876	51,736	51,176	51,702	52,228	52,754	53,280	53,806
		歳出合計(B)	127,528	133,408	133,721	130,489	130,614	129,415	137,849	136,658	137,555	144,334
単	年度	収支不足額(A-B)	△8,614	△7,971	△7,981	△7,736	△6,296	△5,718	△7,103	△6,608	△7,233	△7,609

一般会計当初予算(歳出)の見通し



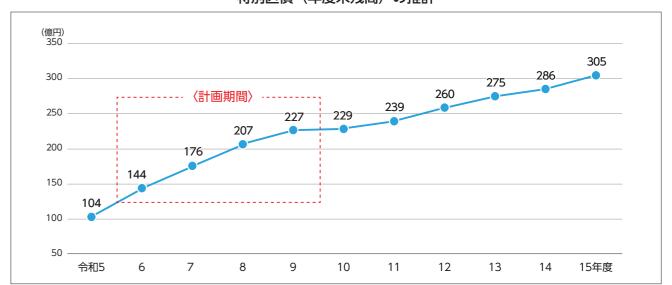
③特別区債の見通し

特別区債は、公共施設の建設など一時的に多額の経費が必要で、かつ、将来その施設を使 う世代にも経費を負担してもらうことが適当な場合に活用しており、その多額の経費が区財 政を圧迫し、他の行政サービスに大きな影響を与えないようにしています。

今後も、学校改築等の大規模施設の整備に要する経費については、特別区債の活用を図っ ていく必要があり、その際には、過度な将来負担を招くことのないよう、起債依存度や公債 費負担比率などの財政指標に留意しながらその取組を進め、計画的に元金と利子の償還を 行っていきます。

なお、特別区債の活用に当たっては、公的資金や民間資金からの借入ができますが、借入条 件がより有利となる公的資金からの借入を優先して財源確保に取り組んでいきます。

特別区債(年度末残高)の推計



(単位:百万円)

④基金の見通し

基金は、年度間の財源調整を図り、急激な景気の変動による歳入減や臨時的な歳出増に対 応するとともに、将来的に起こる可能性のある激甚災害等への備えとして必要不可欠なもの です。

財政調整基金残高については、令和5年度末時点で215億円を見込んでいますが、9年度 には152億円、15年度には106億円となり、これまでの推移から、財政調整基金残高は緩や かに減少していくことが見込まれます。

今後とも、財政運営における弾力性を維持しながら、不測の事態に対処していくために は、現時点での約200億円(4年度の標準財政規模*の約30%相当)の財政調整基金残高の 維持に努めるとともに、これまで以上に効率的・効果的で質の高い財政運営に取り組みなが ら、財政調整基金や特定目的基金にも積立等を行い、持続可能で健全な財政運営につながる 運用に取り組んでいく必要があります。

[基本的な考え方]

ア対象

財政調整基金、特定目的基金(減債基金及び介護給付費準備基金を含む。)の年度末残高

イ 期間

令和6年度から15年度までの10年間

ウ 基本的な条件

別表②「基金の推計の条件」のとおりとします。

なお、推計は「歳入歳出予算の中長期的な見通し」と連動させるとともに、毎年度の 決算剰余金等を財政調整基金や特定目的基金に積み立てることを想定します。

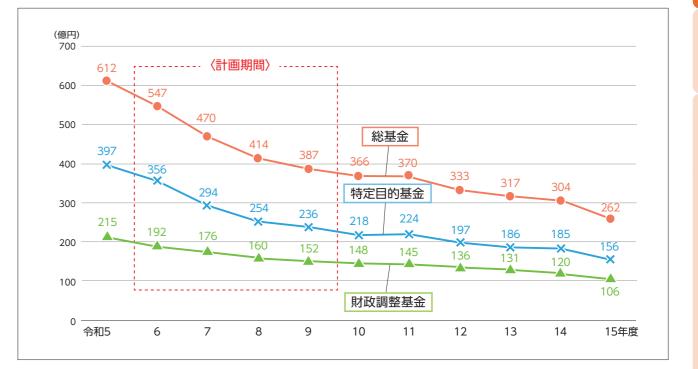
別表②「基金の推計の条件」

区	分	推 計 の 条 件
	取崩額	①毎年度の単年度収支不足額を取り崩す。
財政調整基金	積立額	①一般会計の一定の決算剰余金を見込み、その2分の1の金額を積み立てる。 ②一般会計の2月補正において、一定の不用額を想定し、繰入抑制を行う。
特定目的基金	取崩額	①毎年度の繰入金を取り崩す。 ②特別区債における満期一括償還に要する経費を取り崩す。
村化日の至立	積立額	①一般会計の2月補正において、一定の不用額を想定し、学校施設建設整備基金等 へ積み立てる。

*標準財政規模 地方公共団体が標準的な状態で通常収入されると見込まれる一般財源の規模を示す指標

基金(年度末残高)の推計

区分 年度 令和5 9 10 11 12 13 14 15 6 総基金 61,155 54,745 47,009 41,393 38,740 36,626 36,963 33,316 31,697 30,416 26,180 財政調整基金 13,572 21,481 19,152 17,598 16,040 15,151 14,823 14,547 13,068 11,957 10,623 39,674 29,411 | 25,353 | 23,589 | 21,803 | 22,416 19,744 特定目的基金 35,593 18,629 18,459 15,557



(3) 計画期間の財政計画

本計画期間に係る財政計画を示しています。

計画期間である令和6年度から9年度までの4年間で計画事業(194事業)を実施するた めに必要な予算の総額は、975億円になっており、これは一般会計当初予算4年間総額の 18.6%を占めています。

今後4年間における財政計画に基づき、着実に計画事業を実施していきます。

計画期間の財政計画

(単位:百万円)

	区分	総額		
		小心 合 只	計画事業(構成比)	計画外事業(構成比)
事業費		525,146	97,525 (18.6%)	427,621 (81.4%)
	特定財源	182,657	23,733 (13.0%)	158,924 (87.0%)
財	国庫支出金	64,830	5,189 (8.0%)	59,641 (92.0%)
財源内訳	都支出金	41,898	7,645 (18.2%)	34,253 (81.8%)
訳	その他	75,929	10,899 (14.4%)	65,030 (85.6%)
	一般財源	342,489	73,792 (21.5%)	268,697 (78.5%)

本区を取り巻く社会状況の変化

(1)変化する人口構成への対応

区の将来人口推計では、令和20年(2038年)までは、人口の増加傾向は続くと推計して います。年少人口は、25年(2043年)まで、生産年齢人口は、15年(2033年)まで増加 を続け、その後、減少に転じます。また、老年人口は今後一貫して増加し、増加率も高いた め、これまで以上に少子高齢化の進行が加速していくと見込んでいます。そのため、小学校 の学級数や育成室の整備などの教育施策や子育て支援施策等の充実といった、当面の人口増 に対応する一方、年少人口がピークを越え、高齢者の増加が続く25年(2043年)以降を見 据え、子育て支援施策の更なる充実による年少人口や生産年齢人口の増加に向けた取組や、 高齢者施策にも一層取り組む必要があります。

(2)安全・安心に対する意識の高まり

①震災への備え

関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するとされる「南海トラフ地震」や 首都中枢機能への影響が懸念される「首都直下地震」といった大規模地震は、時間の経過と ともに地震の切迫性が高まっており、例えば、「南海トラフ地震」の30年以内の発生確率に ついては、10年前の平成25年時点では60~70%であったのに対し、令和5年時点では70 ~80%とされています。

また、「首都直下地震」については、都の被害想定では避難者数は最大約299万人になる と見込まれており、いつ、どこで起こるかわからない地震災害に対して、被害を最小限に留 めるため、公助だけでなく自助・共助の取組の重要性が高まっています。

近年発生した主な大規模地震

(資料:気象庁ホームページ)

発生年	地震名または震央地	規模 (最大震度等)	
平成23年	東日本大震災	最大震度 7 (M9.0)	
平成28年	熊本地震	最大震度 7 (M7.3)	
亚比20年	大阪府北部	最大震度 6 弱 (M6.1)	
平成30年 	北海道胆振東部地震	最大震度 7 (M6.7)	
令和6年	能登半島地震	最大震度 7 (M7.6)	

②風水害や暑さなどの気候変動

令和元年の東日本台風(台風第19号)や令和4年8月の大雨など、近年我が国では、暴 風、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の気象災害による被害が毎年のように発生しています。 また、日本の平均気温は様々な変動を繰り返しながら上昇しています。長期的には100年あ たり1.3℃の割合で上昇しており、特に、近年では、高温となる年が頻出するなど、気候変 動とその影響は、我が国にとって重要な問題となっています。

近年災害をもたらした主な気象事例

発生年		気 象 事 例
平成27年	平成27年9月関東・東北豪雨	関東・東北で記録的な豪雨
平成29年	平成29年7月九州北部豪雨	西日本から東日本を中心に大雨
平成30年	平成30年7月豪雨	西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨
令和元年	令和元年東日本台風	記録的な大雨・暴風・高波・高潮
令和2年	令和2年7月豪雨	西日本から東日本、東北地方の広い範囲で大雨
令和4年	令和4年8月の大雨	北海道地方や東北地方及び北陸地方を中心に記録的な大雨

(世帯) 150,000

100,000

500

昭和60

資料:男女共同参画白書 令和5年版(内閣府)

2.23

(3) ライフスタイルの多様化

①世帯数と1世帯当たりの人員

令和5年の世帯数は126,436世帯であ り、回復傾向が見られます。一方、1世帯 当たりの人員は減少を続けており、5年は 1.82人となっています。

※平成24年の「住民基本台帳法の一部を改正する法 律 | の施行に伴い、25年以降の数値には、外国人 住民を含む。

②共働き世帯

昭和60年以降、夫婦ともに雇用者の共 働き世帯は年々増加し、令和4年の全国の 共働き世帯は1,191万世帯となっています。



849

平成14

── 男性雇用者と無業の妻から成る世帯(妻 64 歳以下)

─▲ 雇用者の共働き世帯 (妻 64 歳以下)

1.87

世帯数・1世帯当たりの人員の推移

(資料:気象庁ホームページ)

※各年1月1日現在

126,436

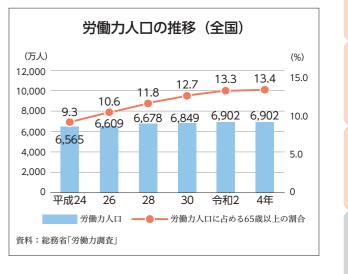
430

令和4年

2.00



令和4年の労働力人口は、6.902万人と なっています。労働力人口のうち65~69 歳は395万人、70歳以上は532万人であり、 労働力人口総数に占める65歳以上の割合は 13.4%と長期的には上昇傾向にあります。

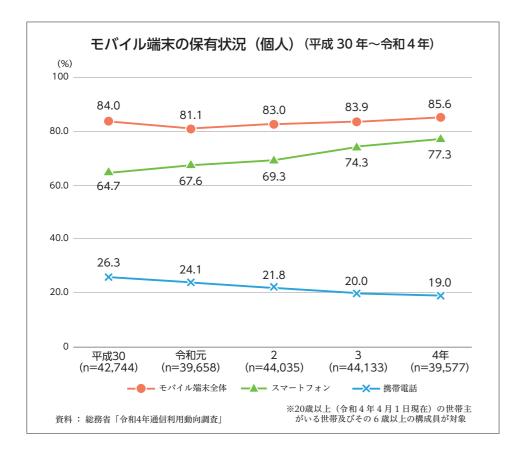


④デジタル化の加速

国においては、デジタル庁の創設など、国全体のデジタル化を促進し、デジタル社会の実 現に向けた取組を推進しています。

自治体においては、単に既存業務をデジタルに置き換えることでの効率化から、デジタル 技術の活用による行政サービスの向上や業務改善を進め、新たな行政サービスを創出するこ とで、自治体が抱える課題の解決に積極的に取り組む、"自治体DX*"の推進が求められてい ます。

「令和4年通信利用動向調査」によると、スマートフォンの個人の保有割合は、77.3%と 堅調に伸びています。個人のインターネット利用機器は、引き続きスマートフォンがパソコンを上回り、20~59歳の約9割が利用しているとされています。



(4) 持続可能な開発目標(SDGs)の取組

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、17のゴール、169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」という理念のもと、2030年までに達成すべきとされている国際目標です。2023年で中間年を迎えており、SDGs採択後8年間でSDGsに対する国民の認知度は約9割に達し、SDGsという言葉は広く浸透してきていると言えます。一方で、国が令和5年(2023年)12月に改定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改定版」(以下「実施指針」という。)には、様々な課題が掲げられており、2030年に向けて、より一層SDGsを意識して、行動に結びつけていく必要があります。

実施指針では、地方自治体において、更なるSDGsの浸透を目指し、様々な計画にSDGs の要素を反映することや、多様なステークホルダーに対してアプローチし、官民連携による 地域課題の解決を一層推進させることが期待されています。

本区においても、これまで以上に将来に向けて持続可能な地域社会を構築するため、SDGsの17のゴールを各施策に結びつけることで、SDGsの考え方を踏まえつつ、区民や地域団体、事業者等と連携を図りながら、各施策を一層推進する必要があります。

SUSTAINABLE G ALS















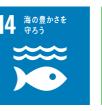




















資料:国連広報センター

^{*} DX 「デジタル・トランスフォーメーション」の略称。ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

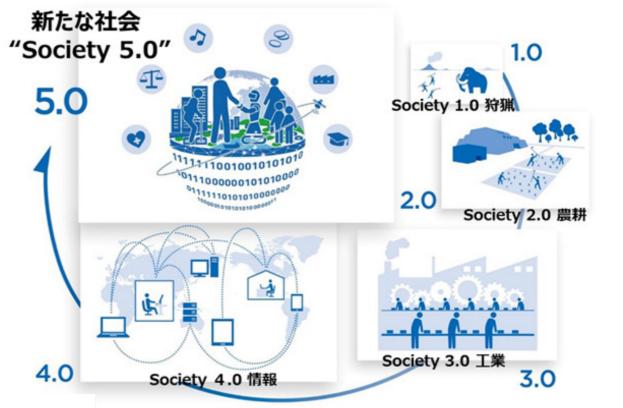
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、デジタル・オンラインの活用が進み、時間 と場所に捉われない働き方が可能になるとともに、テレワークやワーケーションが普及した ことで、多地域居住・多地域就労が現実のものになり、経済社会の分極化の重要性を再認識 させることとなりました。また、ICTの進化やネットワーク化により、経済や社会のあり方、 産業構造が急速に変化する大変革期、新しい時代(Society5.0)が到来する中、ICTを最大 限に活用し、第4次産業革命というべき変化を先導していく取組等が進められています。

国の「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、我が国が目指すべきSociety 5.0の未来社会像を、「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、 一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現できる社会 | と表現し、その実現に向けた 「『総合知による社会変革』と『知・人への投資』の好循環|という科学技術・イノベーショ ン政策の方向性を示しています。

区としても、今後、老年人口が増加し生産年齢人口が減少していくことで、これまで以 上に少子高齢化の進行が見込まれる中、多様化する区民ニーズに対し効果的にサービスを 提供するため、あらゆる分野でデジタル技術を有効に活用しつつ、DXを強力に推進する等、 Society5.0の実現に向けた取組を推進していくことが求められています。

[Society5.0 とは]

狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指すもの



資料:内閣府ホームページ



あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進 する



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進 する



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセ スを確保する



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働き がいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び イノベーションの推進を図る



国内及び各国家間の不平等を是正する



包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な消費生産形態を確保する



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠 化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法への アクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制 度を構築する

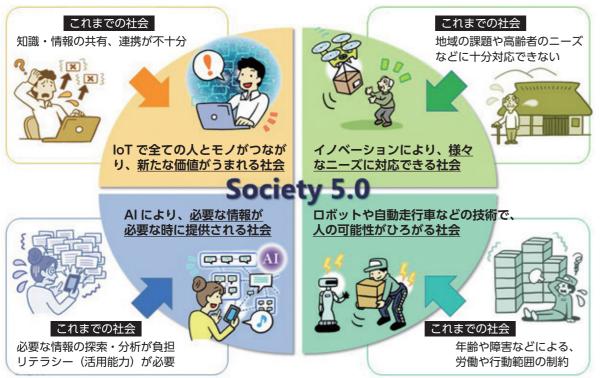


30

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活 性化する

資料:外務省ホームページ

【Society5.0 で実現する社会】

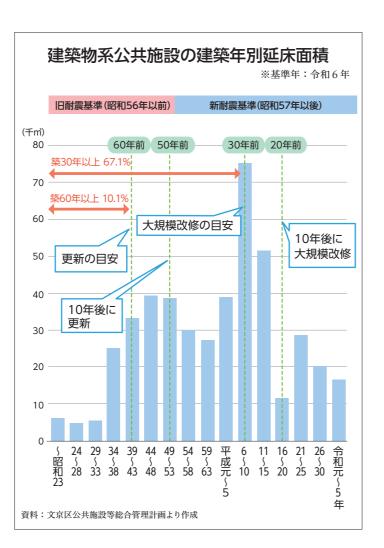


資料:内閣府ホームページ

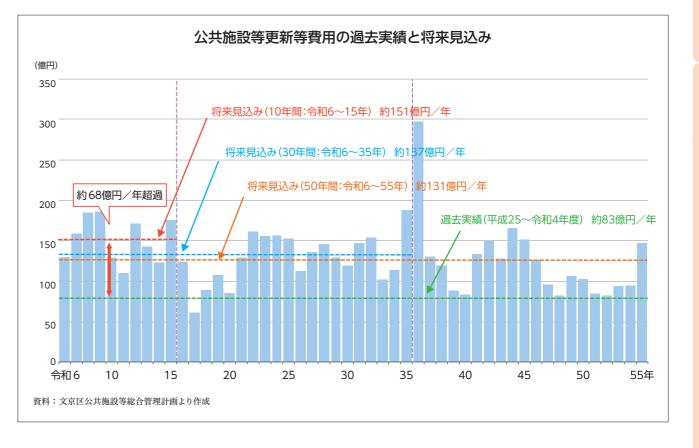
(6) 公共施設等の老朽化

我が国では、昭和30年代から50年 代にかけて高度経済成長や人口の急 増に伴い、多くの公共施設やインフ ラが整備されました。今後、一斉に 建替え等の更新時期を迎えようとし ているため、更新に掛かる費用をい かに確保していくかが大きな課題と なっています。

地方制度調査会(総務省)の「2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」によると、人口増加期に集中的に整備してきたインフラが老朽化し、更新需要が高まる一方で、その負担を分かち合う住民が減少していくとともに、維持管理・更新のために必要な人材が減少していくとされています。



区では、昭和30年代から40年代にかけて、区立小・中学校等をはじめ、多くの公共施設等の整備が行われました。今後、大規模改修や更新の時期を迎える公共施設等が集中することに伴い、多額の費用が必要になることが見込まれることなどから、令和5年度に改定した「文京区公共施設等総合管理計画」に基づき、定期的な点検・診断による、計画的な予防保全を実施することで、LCC(ライフサイクルコスト)の削減を図るとともに、建物の規模や用途等に応じて長寿命化を実施します。



第3章 基本政策

基本構想に掲げる将来都市像「歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち『文の京』」 の実現に向け、各施策を推進するための基本的な考え方として、6つの基本政策を示します。基 本政策は、各分野の個別計画等との整合を図るとともに、SDGsの視点を当てはめることで、既 存の分野や組織の領域を超えた柔軟な発想により施策を推進します。

子どもたちに輝く未来をつなぐ

だれもが、安心して子育てができるとともに、子どもたちが輝く未来に向かって豊 かな心を育み、自分らしく健やかに成長していくことができるまちを目指します。

●関連する分野 子育て支援、教育、青少年の健全育成

●SDGsの視点















健康で安心な生活基盤の整備

だれもが、いきいきと自分らしく、心身ともに健康で自立した生活を送り、互いに支え 合いながら、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるまちを目指します。

●関連する分野 高齢者福祉、障害者福祉、生活福祉、健康づくり、生活衛生環境

●SDGsの視点











活力と魅力あふれるまちの創造

多彩な産業や文化・観光資源が、地域に活力と賑わいを与え、多様な文化の交流に より、地域の新たな魅力を創造するまちを目指します。

◎ 関連する分野 産業振興、文化振興、観光、交流

●SDGsの視点















文化的で豊かな共生社会の実現

多様性に富んだ共生社会において、すべての人が、主体的な地域活動や文化的な学 びの場などを通じて、個性や能力を十分に発揮でき、暮らしの中に安心と豊かさのあ るまちを目指します。

◎関連する分野 地域コミュニティ、生涯学習、スポーツ振興

●SDGsの視点













環境の保全と快適で安全なまちづくり

だれもが快適で、安全・安心に暮らせる都市基盤を整備するとともに、環境負荷の 少ない、持続可能なまちを目指します。

●関連する分野 住環境、環境保護、災害対策、防犯・安全対策

●SDGsの視点















持続可能な行財政運営

健全な財政運営のもと、多様な主体との協働や機動的な組織体制により、質の高い 行政サービスを提供し、将来に向けて持続可能な行財政運営を推進します。

◎ 関連する分野 行財政運営

●SDGsの視点







戦略シート(計画期間で取り組むべき 52 の主要課題)

戦略シートでは、基本政策の考え方を踏まえ、計画期間(4年間)における重要性・緊急性の 高い52の主要課題について、課題解決に向けて組織横断的に取り組むべきことと、解決手段と なる計画事業を明らかにします。

それぞれの主要課題について、現状や問題点等を、データを活用しながらわかりやすく示すと ともに、計画期間の取組の方向性や、計画事業等、課題解決に向けた計画期間のロードマップを 示しています。

計画期間中は、戦略シートに掲げる4年後の目指す姿に向け、計画事業を実施するとともに、 毎年度の行政評価や予算編成との連動を図りながら、計画期間中であっても事業を柔軟に組み替 えるなど、戦略的な事業展開を図ります。

戦略シート(主要課題)一覧

第4章

基本政策1 子どもたちに輝く未来をつなぐ

- 1 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
- 2 多様化する保育ニーズへの対応・保育の質の向上
- 3 子育て支援サービスの安定的な提供
- 4 就学児童の多様な放課後の居場所づくり
- 5 子どもの健康・体力の向上
- 6 新しい時代の「学力」向上
- 7 共に生きるための豊かな心と行動力(共生力)の育成
- 8 不登校・登校しぶりの児童・生徒への対応力強化
- 9 学校施設等の計画的な改築・改修等
- 10 青少年の健全育成と自主的な活動の支援
- 11 高校生世代への支援
- 12 子どもの発達に寄り添った支援体制の整備
- 13 総合的な相談・支援体制の強化と子どもの権利擁護
- 14 子どもの貧困対策

基本政策 2 健康で安心な生活基盤の整備

- 15 地域共生社会を目指した包括的な支援体制の強化
- 16 在宅医療・介護連携の推進
- 17 認知症施策の推進
- 18 フレイル予防及び介護予防・地域での支え合い体制づくりの推進
- 19 高齢者等の居住安定の支援
- 20 高齢者の見守りと権利擁護
- 21 介護サービス基盤の充実
- 22 障害者の自立に向けた地域生活支援の充実
- 23 障害者の一般就労の定着・促進
- 24 障害者差別の解消と権利の擁護
- 25 生活困窮者の自立支援
- 26 区民の主体的な健康づくり
- 27 がん対策の推進
- 28 新興・再興感染症対策の推進
- 29 総合的な自殺対策の推進

基本政策3 活力と魅力あふれるまちの創造

- 30 中小企業の企業力向上
- 31 商店街の活性化
- 32 区民の消費生活の安定と向上
- 33 文化資源を活用した文化芸術の振興
- 34 誰もが観光に訪れたくなるまちの環境整備
- 35 都市交流の促進

基本政策 4 文化的で豊かな共生社会の実現

- 36 地域コミュニティの活性化
- 37 図書館機能の向上
- 38 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり
- 39 男女平等参画社会の実現
- 40 人権と多様性を尊重する社会の実現

基本政策 5 環境の保全と快適で安全なまちづくり

- 41 誰もが暮らしやすいまちのバリアフリー化の推進
- 42 安全・安心で快適な公園等の整備
- 43 地域の特性を生かしたまちづくり
- 44 地球温暖化対策の総合的な取組
- 45 循環型社会の形成
- 46 地域防災力の向上
- 47 防災機能の強化
- 48 災害時の要配慮者への支援
- 49 災害に強い都市基盤の整備
- 50 地域の犯罪抑止
- 51 管理不全建築物等の対策の推進
- 52 交通安全対策の推進と移動手段の利便性の向上

行財政運営の視点

総合戦略では、様々な施策を推進するための基盤となる行財政運営の取組については、第5章 の「行財政運営」に示していますが、戦略シートに掲げる主要課題に関連して、組織横断的な対 応が必要なものや、関連事業の見直し等を図るもの、技術革新を活用して新たな行政サービスを 研究するもの(Society5.0)等については、それぞれの戦略シートにも「行財政運営の視点」と して示しています。

これらの取組を計画事業とあわせて進めることで、様々な課題にも、きめ細かに対応していき ます。

▶年度別事業計画書 (別冊)

「文の京」総合戦略の別冊として、戦略シートに示した計画事業の概要等を「年度別事業 計画書 にまとめ、区ホームページに掲載しています。

(右記二次元コードからもご覧いただけます。)



戦略シート

11 主要課題に関連する SDGs のゴール

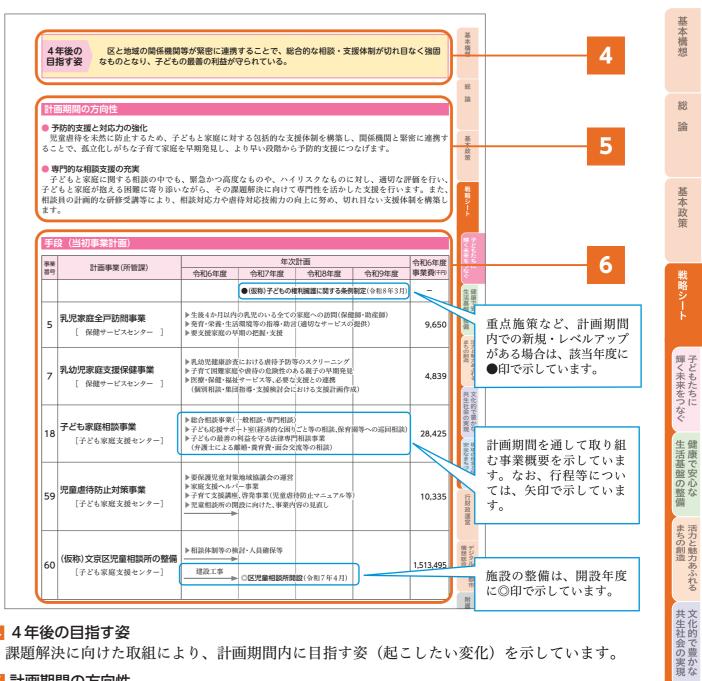
主要課題の解決に向けた取組を進めることで、その推進につながるSDGsのゴールを示してい ます。

現状・関連データ・関連する主な計画等

主要課題に関する社会状況の変化や現状・課題等を、データ等を用いて説明しています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

現状等を踏まえ、区として主要課題に取り組む必要性を示し、その解決に向けて取り組むべき 内容を明らかにしています。



4 4年後の目指す姿

課題解決に向けた取組により、計画期間内に目指す姿(起こしたい変化)を示しています。

5 計画期間の方向性

課題解決に向けた取組(計画事業等)の方向性を整理しています。

6 手段(当初事業計画)

課題の解決手段となる計画事業を紐づけるとともに、計画期間内における事業内容のレベル アップ等を年次計画として示し、課題解決に向けて計画性を持った事業展開を図ります。

なお、事業番号は、戦略シートの順に付番した、全ての計画事業の通し番号です。そのため、 複数の主要課題に関連し、それぞれの戦略シートに掲載される計画事業については、全て同じ番 号を使用しています。

【主要課題の解決に向けたストーリー】



※戦略点検シートによる点検・分析や、翌年度の予算編成等の結果を踏まえ、毎年度、戦略シートに示す事業計画を

(戦略シートの最新版は、各主要課題のタイトルの右側に掲載の二次元コードからご覧いただけます。)

25

附属資料

行財政運営

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



8



妊娠・出産・子育ての 切れ目ない支援



- ▶ 本区の合計特殊出生率は、近年減少傾向が続いています。
- ▶ 令和3年の母子保健法の改正により、出産後1年を経 過しない女子及び乳児を対象として、産後ケア事業の 区市町村における実施が努力義務となりました。また、 4年4月から、一般不妊治療及び生殖補助医療の一部 が保険適用となりました。
- ▶ 国は、令和5年4月にこども家庭庁を創設するととも に、こども基本法を施行しました。こども未来戦略方針 の加速化プランの中で、2030年代に入るまでのこれか らの6~7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラ ストチャンスと述べており、これまで以上に総合的かつ 一体的に取り組んでいくこととしています。
- ▶ 現在の子育て家庭は、以前からの核家族化に加え新型 コロナウイルス感染症の影響によって、より一層地域 とのつながりが薄い生活環境となり、周囲からの支援 を受けることが困難な傾向にあります。さらに、世帯 収入格差やライフスタイルの多様化などの要因もあり、 子育てに心理的な不安を感じている保護者が少なくあ りません。
- ▶ 出産や育児、産後の体調について、保健師や助産師へ 相談をしたいというニーズは依然として高く、ネウボラ 面接(妊婦全数面接)、乳児全戸訪問事業は、ともに実 施率が80%台になっていますが、3歳児健診まで母子 と会えないケースが一定数あることから、それぞれの 実施率を上げる必要があります。また、気軽に利用で きる日帰りの産後ケアやレスパイト事業への要望が高 まっています。
- ▶ 区では、妊産婦を対象とした調査に基づき、母乳相談 事業の対象年齢や回数を拡充するとともに、両親学級 については、集合形式を希望する家庭がより多く参加 できるように、体制を拡充するなど、ニーズにあわせ た支援の拡充を行っています。
- ▶ 子どもや保護者を継続して見守るため、健診事業を含 めた伴走型相談支援事業を進めるとともに、医療機関 や子育て支援施設など、関係機関との連携をより強化 していく必要があります。

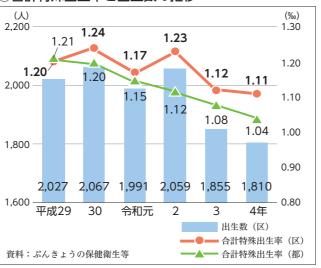
関連する主な計画等

42

- 文京区子育て支援計画(令和2年度~令和6年度)
- 文京区保健医療計画(令和6年度~令和11年度)

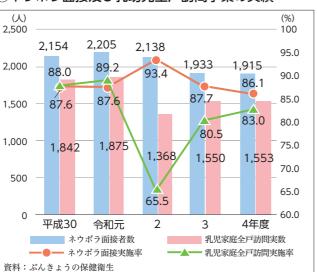
関連データ

①合計特殊出生率と出生数の推移



区の合計特殊出生率は、都の合計特殊出生率を上回っ ていますが、近年減少傾向にあります。

②ネウボラ面接及び乳幼児全戸訪問事業の実績



乳児家庭全戸訪問は、新型コロナウイルス感染症拡大の 影響で令和2年度の実施率が低くなりましたが、3年度以 降、ネウボラ面接及び乳児全戸訪問事業は、ともに実施率 が80%台となっており、高い水準で推移しています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 子育て家庭の不安や悩みを軽減し、子どもの健やかな成長と家庭における健康の維持・増進のため、妊娠・出 産・育児期にわたる切れ目ない支援を継続して行っていく必要があります。
- 予育て家庭のライフスタイルが多様化する中、各家庭のニーズにあわせ、妊娠から子育てまでの適切な知識・ 情報を提供するとともに、気軽に相談できる環境づくりを引き続き行っていく必要があります。
- 子どもを望む区民が安心して子どもを産み育てられるよう、区民が主体的に健康の維持・増進に取り組むための支 援及び妊娠・出産・育児に関する適切な知識・情報の提供を引き続き行っていく必要があります。

4年後の 目指す姿

子どもを望むすべての家庭が、妊娠・出産・子育てに対する理解を深め、地域で安心して子 育てができている。

計画期間の方向性

各家庭のニーズに応じたきめ細かな支援

ネウボラ面接や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、出産前後の個別の不安や悩みの軽減を図るととも に、妊娠期から相談しやすい関係を築き、これまで以上に予防的な支援を強化し、個々の子育て家庭のニーズに 応じた切れ目ないきめ細かな相談支援を行います。

手段(当初事業計画)

事業	計画車券/記答:31	_	年次	計画		令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
1	ぶんきょうハッピーベイビー 応援事業 [健康推進課]		けた健康維持や正し 祭等でのブース出展			2,182
2	不妊治療に係る支援 [健康推進課]	▶男性不妊検査費●妊活相談事業	進医療)助成事業 融資あっせん・利子 助成事業	補給事業 上等の専門職による	個別相談)	20,071
3	文京区版ネウボラ事業	▶宿泊型ショートス▶デイサービス型サ▶母乳相談事業(周▶パパママタイム(-	子・家族の健康や子 テイ(宿泊型の母子) ロン(外来型の母子 功産師による母乳相 子育てを始めた親同	こ対する産後ケア等) に対する産後ケア等 炎))	220,085
4	母親学級・両親学級 [保健サービスセンター]	▶妊婦とそのパート	ナーを対象に出産・育	育児を学ぶ機会や交 済	流の場の提供	16,422
5	乳児家庭全戸訪問事業 [保健サービスセンター]		環境等の指導・助言(家庭への訪問(保健能 適切なサービスの提	1	9,650
6	乳幼児健康診査 [保健サービスセンター]		態や成長・発達の診察 母の健康状態の把抗	₹(4か月~3歳) 星、必要なサービス等	の周知	80,313
7	乳幼児家庭支援保健事業 [保健サービスセンター]	▶子育て困難家庭 ▶医療·保健·福祉・	における虐待予防等や虐待の危険性のあ かービス等、必要な支 指導・支援検討会に	る親子の早期発見)	4,839

26



主要課題 No.**2**

|多様化する保育ニーズへの |対応・保育の質の向上

3 f< ての人に 要康と福祉を







現状

- ▶ これまでの保育ニーズの高まりを背景に、私立 認可保育所を中心とした整備を進め、定員数の 増加を図ったことで、令和5年度は、本区の保 育所待機児童を解消しました。
- ▶一方で、本区の就学前児童人口は減少傾向にあり、定員に満たない保育所等が増えていることから、保育所等の安定的な運営が求められています。
- ▶ 令和5年6月に、国において、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設が示されました。
- ▶ 多様化する保育ニーズに対応するため、本区は、 令和9年度までに、4つの区立幼稚園を認定こど も園化します。また、保育所における医療的ケア や保育にあたって特別な配慮が必要な乳幼児への 支援や受入体制の整備が求められています。
- ▶ 区立幼稚園の認定こども園化については、校園舎の改築・改修時期にあわせて、園ごとに個別に判断し、取組を進めています。
- ▶ 区では、これまで、保育施設に対する指導検査等の体制を強化し、指導検査や巡回指導を行ってきましたが、より一層の保育の質の向上が求められています。
- ▶ さらに、独自の「幼児教育・保育カリキュラム」 を策定し、幼稚園・保育園を問わず、等しく質 の高い幼児教育・保育を提供する環境を整えて います。
- ▶ 開設後10年を経過した私立認可保育所等が増えており、老朽化した設備等の更新により、安全・安心な保育環境の整備に努める保育事業者を支援しています。

関連する主な計画等

- 文京区子育て支援計画(令和2年度~令和6年度)
- 文京区教育委員会教育指針

関連データ

①就学前児童人口の推移

(数値は各年4月1日時点)



これまで、出生数の増加とともに増加していた本区の 就学前児童人口は、令和2年の12,413人をピークに減少 に転じています。

②認可保育所等定員数及び在籍児童数並びに保育所 待機児童数の推移 (数値は各年4月1日時点)



私立認可保育所を中心とした保育所の整備を進めたことで、保育所待機児童数は0人になりました。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 保育を必要とする世帯の子どもが保育を希望する年齢で入園できる保育サービス量の維持と多様な 保育サービスの提供を図る必要があります。
- 指導検査と区立保育園園長経験者等による巡回指導を両輪とした検査・指導体制の更なる充実に取り組む必要があります。
- 老朽化した設備等の更新を行い、安全・安心な保育環境を整備する必要があります。

4年後の目指す姿

認定こども園の開設や国の動向を踏まえ、多様化する保育ニーズに対応し、保育を必要とする世帯の子どもが保育の必要な年齢で入園できている。また、認可外保育施設を含む全ての保育施設において、安全で質の高い保育が提供されている。

計画期間の方向性

● 多様化する保育ニーズへの対応

多様化する保育ニーズに対応するため、認定こども園化を進めるとともに、特別な配慮が必要な乳幼児への支援や受入方法について検討していきます。また、待機児童の解消が進み、各保育施設で定員に対して空きが発生しているため、空き定員を活用した事業など、地域の社会資源としての保育施設の活用に取り組みます。

● 保育の質の向上

子ども・子育て支援法に基づく指導検査に加え、児童相談所の設置に伴い児童福祉法に基づく検査体制を整備し、対象を認可外保育施設等にも拡大するとともに、保育園等への専門職員の巡回等により、保育の質の向上と安全確保を推進します。また、保育事業者が行う建物の老朽化への対応及び質の向上のための取組を支援し、より安全・安心な環境で質の高い保育の実施を促進します。

| 手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)		年次	計画		令和6年度
番号	可四争来(別官妹/	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
8	区立幼稚園の認定こども園化 [教育総務課・学務課]		●湯島幼稚園の移	」 立幼稚園を認定こど 行 』・後楽幼稚園の移行		78,420
9	区立幼稚園の預かり保育 [学務課]			了後、長期休業中に		242,048
10	未就園児の定期的な預かり事業 [幼児保育課]	●未就園児の定期	的な預かり保育の乳	実施		109,516
11	区立お茶の水女子大学こども園の運営	▶保育所型認定こ▶研修成果の報告	ども園の運営委託 (こども園フォーラ)	2等)		207,432
12	私立保育施設への巡回指導等 による運営支援 [幼児保育課]	給食施設衛生監 ▶私立認可保育所	視指導 等における要配慮り	尊、連絡会・研修会の 記受入れ支援 		620,126
13	保育施設等への検査体制の強化 [幼児保育課]	▶私立認可保育所	等の指導検査			21,021
14	子どもの保育環境向上事業 [幼児保育課]	▶老朽化した建物	の改修等への補助			193,914
15	文京区版幼児教育・ 保育カリキュラムの実践 [幼児保育課]			質の高い幼児教育・ ご通した「生きる力の		172
16	文京版スターティング・ ストロング・プロジェクト		らの社会的スキル等 家チーム(心理士等	等の発達促進)との連携による専	門的発達支援	24,453
17	発達支援巡回事業 [教育センター]	▶発達支援の観点	から、心理士等によ	る保育士・保護者等	への助言	29,719
18	子ども家庭相談事業 [子ども家庭支援センター]	▶子ども応援サポー▶子どもの最善の	-般相談・専門相談 -ト室(経済的な困り。 利益を守る法律専門 婚・養育費・面会交	ごと等の相談、保育園 引相談事業		28,425



子育て支援サービスの 安定的な提供









No.**3**

- ▶ 区では、これまでも、家庭が子育ての第一義的 責任を果たせるよう、地域・学校・事業者・行 政等が連携し、社会全体で子育てを支援する体 制を整えてきました。
- ▶ 子育てをする家庭の負担軽減や孤立等の防止を 図るため、ベビーシッター利用料助成制度や、 おうち家事・育児サポート事業等、ベビーシッ ター等による子育て支援事業を充実させ、多様 な保育サービスの提供を推進しています。
- ▶ 保護者の子育て及び就労の両立を支援するため、 病中又は病気の回復期で集団保育の困難な児童 を一時的に保育する病児・病後児保育事業を区 内4か所で実施していますが、地域バランスに 配慮した整備が、課題となっています。
- ▶ 子育てを地域で支え合うためのコミュニティを 構築するため、4地区(富坂・大塚・本富士・ 駒込) で、地域団体による地域子育て支援拠点 事業を展開しています。
- ▶ 引き続き、安心して子育てできるよう、子育て 支援サービスを安定的に提供していかなければ なりません。
- ▶ 子育て世帯のニーズに対応していくため、子育 て家庭の保護者や小学生を含む子どもを対象と して、令和5年度実施の「子ども・子育て支援 に関する実態調査 | の結果を踏まえ、次期子育 て支援計画の検討を進めていきます。

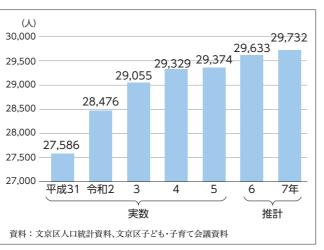
関連する主な計画等

46

• 文京区子育て支援計画(令和2年度~令和6年度)

関連データ

①**年少人口(0~14歳)の推計** (各年4月1日現在)



区独自の人口推計では、子育て世帯の転出入状況から、 今後も年少人口は増加の傾向を見込んでいます。

②一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育 て支援拠点事業の延べ利用者数



コロナ禍により、利用を一時制限する期間がありまし たが、各事業の利用者数は回復傾向にあります。

課題解決に向けて取り組むべきこと

子どもと家庭を取り巻く環境が変化する中、子育て家庭の事業利用意向率や年少人口の増加等を見 越したニーズ量に対応できるよう、子育て支援サービスの安定的な提供が求められています。

4年後の 目指す姿

子育て家庭のニーズに応じた必要な子育て支援サービスが安定的に提供され、安心して子育 てができ、子どもが育つ環境が整っている。

計画期間の方向性

● ニーズ量に対応する子育て支援サービスの提供

子どもと家庭を取り巻く環境が変化する中、各家庭がより良い子育てを選択し、子どもたちが安心して成長で きるよう、子ども・子育てに関する実態調査により、ニーズを把握し、子育て支援サービスの充実を図ります。

手段(当初事業計画)

事業	=1 == + \(\(\) \		年次	 計画		令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
19	一時保育事業 [子育て支援課・幼児保育課]		ィビック・かごまち・} リフレッシュ一時保	1		382,344
20	病児・病後児保育事業 [子育て支援課]	▶保坂病児保育ル ▶都立駒込病院病	ノーム (病児・病後児	学校敷地内)で病児・ 保育) ろびん」(病児・病後		158,527
21	ベビーシッター等による子育て 支援事業 [子育て支援課]	▶おうち家事・育りひとり親家庭子	助成対象を拡大(小 見サポート事業 育て訪問支援券事		助成金交付事業	318,558
22	地域子育て支援拠点事業 [子育て支援課]	(親子の交流・子	る地域子育で支援 育て相談・情報提供 土地区・駒込地区・フ		重営費助成)	47,151



No.**4**

就学児童の多様な放課後 の居場所づくり









- ▶ 本区の年少人口は近年増加傾向にあり、今後も増加 が続くことが見込まれています。
- ▶ 子どもたちの放課後の居場所として、子どもの生活 状況や家庭のニーズにあわせ、児童館・育成室・都 型学童クラブ・放課後全児童向け事業(アクティ) を展開しています。
- ▶ 保護者の就労や疾病等の理由により、昼間、家庭に おいて適切な保護を受けられない児童のため、育成 室を45か所(令和5年4月現在)開設しています。 また、これまでの施設の増設にあわせて在籍児童数 は年々増加し、5年には2,104人となっています。
- ▶ 育成室の待機児童数は、近年はおよそ30~40人で 推移していましたが、令和5年4月現在で97人とな り、増加が顕著となっています。
- ▶ 育成室業務の運営を委託している公設民営による育 成室は、20施設(令和5年4月現在)となり、育成 室における保育の質の向上に向けた取組が求められ ています。
- ▶ 保育時間の延長や一時利用など、育成室では対応で きないニーズもあることから、民間事業者による 都型学童クラブの誘致を進めており、区内に7か所 (令和5年4月現在) 開設しています。
- ▶ また、地域の大人等の見守りのもと、子どもが安心 して遊びや学びなどの活動ができる居場所を提供す る放課後全児童向け事業等を実施しています。区立 小学校全20校の校内において実施しており、平日は 18時(1校は17時30分)まで開設しています。
- ▶ 放課後全児童向け事業は、学校の空き教室等を利用 して活動しており、多い学校では、一日の平均利用 者数が約60人になります。
- ▶ さらに、児童を健全に育成するための施設として、 区内16か所に児童館を設置しています。各児童館の 利用者数は、地域や年度によって増減しています。

関連する主な計画等

48

文京区子育て支援計画(令和2年度~令和6年度)

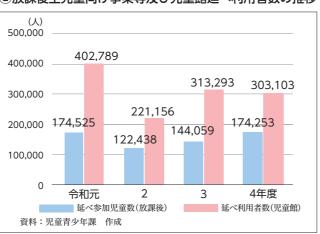
関連データ

①育成室在籍児童数と待機児童数及び都型学童クラブ 登録者数 (各年4月1日現在)



就学児童数の増加等に伴い育成室利用のニーズが高 まっていることから、育成室の整備を進めており、在籍 児童数は増加しています。一方、育成室待機児童数は増 減を繰り返していましたが、令和5年4月に増加が顕著 となっています。また、民間事業者による都型学童クラ ブの誘致を進めており、登録者数も年々増加しています。

② 放課後全児童向け事業等及び児童館延べ利用者数の推移



放課後全児童向け事業等は全区立小学校で実施してお り、これまでの段階的な事業開始に伴い、延べ参加人数 も年々増加しています。一方、児童館についても延べ利 用者数が30万人を超えているなど、小学生を含む多くの 方々に利用されています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 育成室で待機児童が発生している一方、本区の年少人口は、今後も増加していく見込みであることから、 児童の放課後の居場所を一層拡充していく必要があります。
- 公設民営育成室の増加に伴う保育の質を確保するため、巡回指導の強化等を行っていく必要があります。
- 放課後全児童向け事業の利用者数の増加に伴う活動場所の更なる確保等を図るとともに、児童館の機能 を拡充していく必要があります。

4年後の 目指す姿

児童館・育成室・都型学童クラブ・放課後全児童向け事業のそれぞれの特性に基づき、児童・ 保護者がニーズにあわせたサービスを選択し、全ての児童の放課後の安全な居場所が確保され ている。

計画期間の方向性

● 学童保育の拡充及び質の向上

育成室の待機児童数の増加等を踏まえて策定した「育成室待機児童解消加速化プラン」のもと、必要性の高い 地域を中心とした育成室の整備拡充により、待機児童の解消及び定員の適正化を図るとともに、学童保育の質の 向上のための取組を実施します。あわせて、育成室では対応できない延長保育等のニーズに対応するため、都型 学童クラブを積極的に誘致します。

● 子どもたちの放課後の居場所の確保

放課後全児童向け事業の利用者の増加に対応するため、環境整備の更なる充実を図り、利用者のニーズに対応 していきます。また、児童館については、専任指導員のもと運動遊びや伝承遊び等を通して、健康で豊かな成長 を支援していきます。加えて、多様な居場所として求められる機能の拡充を図っていきます。

手段(当初事業計画

			/T\b	=± 		A106/F
事業			年次			令和6年度
番号		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
23	放課後児童健全育成事業					
			 わせた育成室整備 18年)・柳町小学校 			
	(育成室の整備)	【公有地を活用した	◎旧元町小学校跡	地に新規開設 (令和	 17年4月) 	
		【民有地を活用した ● 民間賃貸物件を	育成室整備】 活用した施設整備(小規模賃貸物件を含	 	
		→ 待機児▶ 民間事業者への	記童の状況により、必 一	要な地域での開設	を検討 	1,068,356
	(都型学童クラブの誘致)		寺受入れ等の保育ニ	ーズに対応)		
	(放課後全児童向け事業)	●活動場所の更な	る確保及び実施時間	間の順次拡大		
	(児童館機能の拡充)	▶相談機能の充実				
		●ランドセル来館●地区のマネジメ				
	(保育等の質の向上)	●民営育成室の保				

行財政運営

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



主要課 No. S

子どもの健康・体力の向上







現状

- ▶都の体力調査の結果等から、本区の児童・生徒の体力は、体力要素によっては、国や都の平均を上回るものも見られますが、全体的に国より低い傾向にあります。
- ▶ 平成23年度から実施されている都内公立学校のすべての子どもを対象とした「東京都児童・生徒体力・運動能力、 生活・運動習慣等調査」では、23年度から令和元年度にかけて、体力合計点平均値において、全ての校種で向上傾向となっています。
- ▶都の「TOKYO ACTIVE PLAN for students」では、体力は人間のあらゆる活動の源であり、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実に深く関わり、人間の健全な発達・成長を支え、健康で充実した生活を送る上で重要とし、そのため、幼児期から運動に親しみ、自ら体力を高めていく習慣を身に付け、生涯にわたって心身の健康を保持増進することができる資質・能力を育むことが大切であると示されています。
- ▶ 区では、小学校への体力アップトレーナー及び中学校へのテクニカルトレーナーの配置や、大学と連携した各小学校の体力向上に向けた取組についての指導・助言等の実施により、児童・生徒の体力の向上を図っています。
- ▶ 部活動の地域連携・地域移行については、令和5年度から7年度までの3年間の移行期間を通じて、地域スポーツ団体等と学校との連携・協働の推進を図る中で、生徒の活動が保障できるよう、関係部署と連携を図りながら進めます。
- ▶ 区立幼稚園や区内認可保育所においては、「幼児教育・保育カリキュラム」を活用しながら、日々の教育・保育の中で、遊びを通した「生きる力の基礎」を育んでいます。
- ▶ 都心部に位置する本区においては、十分なスペースの子どもの遊び場を確保することが困難な状況にありますが、限られた環境においても、既存の公共施設を可能な限り活用し、子どもたちが体を動かすことができる機会の確保に取り組んでいます。
- ▶地域にある医療機関と連携し、全小・中学校を対象としたがん専門医の講師派遣や、小学校における文京区がん教育モデル指導資料及び小・中学校向け東京都教育委員会がん教育推進リーフレットを活用し、がん教育を推進しています。

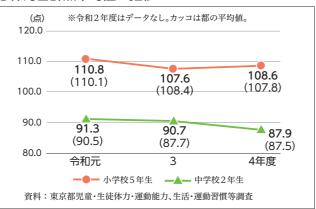
関連する主な計画等

50

- 文京区教育委員会教育指針
- 文京区立小·中学校食育推進計画

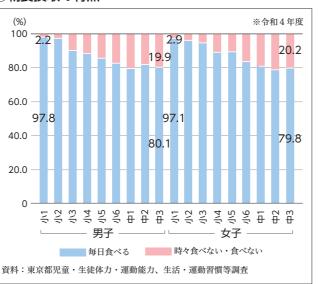
関連データ

①体力合計点平均値の推移



小学校5年生は、都の平均(R4:107.8)と比較するとやや上回っています。中学校2年生は、都の平均(R4:87.5)と比較すると同程度にあります。

②朝食摂取の有無



子どもたちの生活習慣や運動習慣と、体力には関係があると言われており、朝食を毎朝食べる、睡眠時間が8時間以上等の項目を満たしている子どもの方が体力が高いことがわかっています。朝食を毎日食べる子どもについては、学年が上がるにつれて減少しています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 各学校の実態に応じた体力向上に向けた取組を継続的に実施するなど、大学等と連携しながら、日常的 に実施できるソフト面での環境整備を推進する必要があります。
- 幼児期において、日常生活の遊びを通して体を動かす楽しさを味わう機会を提供する必要があります。
- 生涯にわたる健康を保持増進するために、適切な運動、バランスの取れた食事、十分な休養・睡眠など、子どもの規則正しい生活習慣の定着・改善を図る必要があります。

4年後の 目指す姿

子どもたちが、運動やスポーツに取り組むことができる環境の整備が進み、運動・スポーツに親しみ、また、基本的な生活習慣が定着・改善することで、健康への意識や体力が向上している。

計画期間の方向性

● 児童・生徒の運動機会の充実

小学校における体力アップトレーナーや中学校におけるテクニカルトレーナーの配置・部活動指導員による指導支援により、計画的に体力・運動能力の向上に取り組むとともに、土日などを活用した学校以外での運動機会を提供します。

● 幼児の運動機会の確保

幼稚園や保育園の活動において「幼児教育・保育カリキュラム」を活用し、遊びの中で体を動かすことを定着させ、「生きる力の基礎」の育成に取り組みます。

● 基本的な生活習慣の定着・改善

運動や健康に関する保護者や地域への意識啓発や、学校における食育等を通して、子どもたちの健康的な生活 習慣の定着・改善に取り組みます。

手段(当初事業計画)

事業	計画車架/配件部/		年次			令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
24	健康・体力増進事業 [教育センター]	▶地域大学との連▶「文京版サーキッ▶体力・健康づくり	ーナー[小学校]・テ 携(体力向上アドバ トトレーニング」の に関するイベント等	I .	派遣等)	40,346
25	中学校部活動支援 [教育指導課]	部活動指導員・語 ●部活動の地域連	京に関するガイドライ 部活動指導補助員に 携・地域移行推進事 動業務の外部委託	よる部活動の指導・	運営	139,754
26	スポーツ振興事業 [スポーツ振興課]		等での交流事業 前授業、パラスポー 協働事業(親子教室			45,052
15	文京区版幼児教育・ 保育カリキュラムの実践 [幼児保育課]			質の高い幼児教育・クログログログログログログログログログログログでは、		172
27	和食の日推進事業 [学務課]	▶「和食の日」給食 国内交流自治体	、新米・緑茶の購入、の食材購入	日本茶教室、		18,769

新しい時代の「学力」向上





現状

- ▶ 学習指導要領では、グローバル化や情報化などによる社会の変化に対応し、また、自分たちを取り巻く様々な社会の課題に向き合い、解決しようとする力の育成が必要とされています。
- ▶ そのような資質・能力を育成するための重点的な視点の1つに、外国語教育の充実が挙げられており、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4領域を総合的に育むことが明記されました。
- ▶ 区では、児童・生徒が外国人との会話や外国の 文化等に触れる機会を増やし、英語を積極的に 使おうとする態度を身に付けられるよう、令和 5年度から外国人英語指導員 (ALT) の長時間 配置を、小学校20校全校、中学校ではモデル校 の2校で始めました。
- ▶ これまで、「プレゼンテーション能力向上プログラム」を区立幼稚園及び小・中学校で実施し、グローバル社会で重要とされるコミュニケーション能力の育成を図ってきました。これを更に充実・発展させるために、教科だけではなく、学校行事等あらゆる教育活動を通して、子どもたちの「話す力」の向上を図る必要があります。
- ▶ 学習指導要領で「学習の基盤となる資質・能力」 に位置付けられている情報活用能力については、 全児童・生徒に貸与されているタブレット端末 など、ICTの活用を通して育成しています。
- ▶ Society5.0時代の到来を見据え、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現し、教育の質の向上を図る必要があります。そのため、区では、従来の指導方法にとらわれない新しい授業スタイルを創造する「Society5.0の教室」プロジェクトに取り組んでいます。

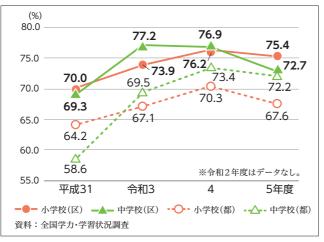
関連する主な計画等

52

• 文京区教育委員会教育指針

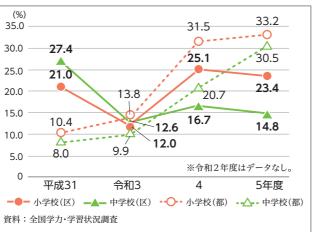
関連データ

①「資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表して いる」と思う児童・生徒の割合



「資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表している」と思う児童・生徒の割合は、都の平均より高い水準にありますが、引き続き、上昇に向けた取組が必要です。

②授業で児童・生徒がタブレット端末などの ICT を使用している頻度



タブレット端末などのICTの使用頻度について、「ほぼ毎日」と回答した児童・生徒の割合は、都の平均より低い水準にあり、情報活用能力の育成のため、ICTの活用をより促進していく必要があります。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- グローバル化等に対応する力を育成するため、児童・生徒の英語力の向上に取り組むほか、「話す力」 等のコミュニケーション能力の向上を図る必要があります。
- Society5.0において求められる力の育成のため、児童・生徒に一人一台ずつ配備されたタブレット端末などのICTの活用を促進し、個々の学習状況や傾向にあわせた学びの支援が必要とされています。

4年後の 目指す姿 児童・生徒が、グローバル化や情報化等による社会の変化に対応するための力や、課題に向き合い、解決する力を身に付けている。

計画期間の方向性

● グローバル社会で必要とされる能力の育成

児童・生徒が英語を実際に使う機会を増やすとともに、児童・生徒の学習意欲と英語力の向上に取り組むほか、 教員の指導力を向上させることにより、「話す力」等のコミュニケーション能力の育成を図ります。

● Society5.0時代を見据えた教育の推進

Society5.0時代の到来を見据え、個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、ICTの効果的な活用など、教育の質の向上を図るとともに、従来の指導方法にとらわれない、新しい授業スタイルを創造します。

手段(当初事業計画)

→ w,				計画		△和6年度
事業番号	計画事業(所管課)	 令和6年度	令和7年度	司 <u>国</u> 令和8年度	令和9年度	令和6年度 事業費(千円)
		7110千皮	7111/十尺	7110十尺	サイン・	于不良
28	英語力向上推進事業 [教育指導課]	▶英語体験施設(7	員(ALT)の配置 定(1~5級)受検料 OKYO GLOBAL C の実施(小5・6/年	GATEWAY) の活用		167,671
29	「話す力」向上プログラム事業 [教育指導課]	●「話す力」向上プ	らけるコミュニケーシ ログラムの実施 等の教員への専門機		 授業(モデル校)) 	3,080
30	教育情報ネットワーク環境整備 (幼・小・中) 学務課]	▶教育用タブレッ	ト端末・電子黒板・校	務支援システム ▶児童・生徒1人1・ の更新 ▶区立小・中学校電		3,158,812
31	教員研修・研究事業 [教育センター]	教育課題に対応 (情報活用能力・教育アドバイザー	特別支援教育·教育	相談等)		27,115
32	「Society5.0の教室」プロジェクト [教育指導課]	▶ハイブリッド授業	台タブレットの活用 (対面と遠隔オンラ 引最適化・家庭学習で 置	インの同時授業)		120,608

【行財政運営の視点】

31

スクールサポートスタッフ、日本語指導員、時間講師等の活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、教員の長時間労働の改善に取り組みます。

Ī

本政策

戦略シー

輝く未来をつなぐ

生活基盤の整備健康で安心な

活力と魅力あふれる
文

ムの実現 安全ない豊かな 環境の

治癒で行財

デジタルI

附属資料





共に生きるための豊かな心と行動力(共生力)の育成





現状

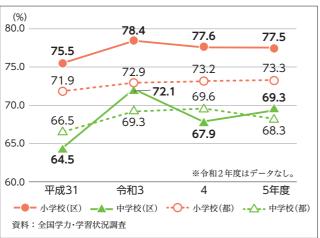
- ▶ 区では、生命を尊重し、自他の違いを認め、自分も他者も大切にできる態度の育成を図り、いのちと心の教育を進めるとともに、社会の一員としての規範意識や倫理観、すべての人への思いやりの心などを育む道徳教育を進めています。
- ▶ 道徳授業地区公開講座を全区立小・中学校で開催し、子どもたちの豊かな心を育むことについて、 学校・家庭・地域で共に考える機会としています。
- ▶ 平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、区では「文京区いじめ防止対策基本方針」を策定し、いじめの未然防止及び早期解決に取り組んでいます。本区の小・中学校のいじめ認知件数は増減を繰り返しており、令和4年度には、小学校では88件、中学校では38件のいじめを認知しています。
- ▶ 学習指導要領では、伝統や文化に関する教育の重要性が示されています。区においては、子どもたちが文京区の地域や伝統・文化等を学び、地域への理解と愛着を深めるよう、文京ふるさと学習副読本等を活用した教育活動を進めています。
- ▶「東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第二次実施計画」において、共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人ひとりの能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成することが基本理念として掲げられています。
- ▶ 区では、「すべての子どもたちへの適切な教育機会の保障」を重点課題として捉え、適切な学習の機会と環境を保障するための取組を進めており、パラスポーツの推進や障害者体験の促進等により、障害の有無に関わらず、互いに人権と個人を尊重しながら、共に生きようとする態度を醸成しています。

関連する主な計画等

• 文京区教育委員会教育指針

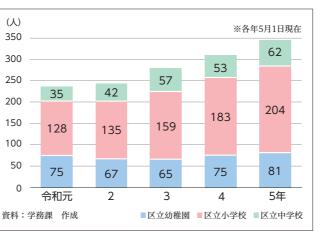
関連データ

①「人の役に立つ人間になりたいと思う」項目における肯定度



「当てはまる」と回答をしている児童・生徒の割合は、 都と比較して小学生が高い水準で推移している一方、中学 生は都を下回る年度もあり、改善を図る必要があります。

②特別支援学級に在籍する児童・生徒及び幼稚園特別 保育児の推移



特別な支援を必要とする子どもの人数は増加傾向にあります。そのため、支援員や指導員を配置し、個別の教育支援計画や個別指導計画に基づいた合理的配慮*の提供に努めています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 答えが1つではない道徳的な課題を、児童・生徒一人ひとりが自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」・「議論する道徳」を実践し、よりよく生きるための道徳性を育む必要があります。
- いじめや暴力行為等の未然防止や早期発見・早期解決に向け、組織的な対応力の強化を含めた取組を推進する必要があります。
- 障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮の提供等について、教職員の理解促進を図るほか、児童・生徒が障害者を理解するための取組を促進する必要があります。

4年後の 目指す姿

共生社会の実現に向け、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の能力を最大限に伸長するための、総合的な支援体制が強固になるとともに、子どもたちが他者や社会との関わりについて理解を深め、障害等の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きようとする態度が醸成されている。

計画期間の方向性

● 道徳教育の推進

子どもたちが自立した人間として、他者と共によりよく生きるための道徳性を育むために、道徳の授業改善を図るとともに、学校・保護者・地域が一体となって進める道徳教育を推進します。

● いじめ問題の対策強化

いじめの問題に対し、学校と教育委員会が連携して対策に取り組むとともに、校内における組織的な対応力を強化し、いじめや暴力行為等の未然防止及び早期発見・早期解決を図ります。

● 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒への合理的配慮の提供

合理的配慮の提供等について、研修を通じて教職員の理解促進を図るとともに、関係機関と連携の上、児童・ 生徒が障害者を理解するための取組を促進していきます。また、子どもの教育的ニーズに応じた、支援員等の人 的支援を含めた基礎的環境整備の充実を図ります。

手段(当初事業計画)

事業	計画車業/配答細)		年次	計画		令和6年度		
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費仟円		
33	いじめ問題対策事業 [教育指導課]	▶いじめ問題対策▶研修会(ゲートキ▶いじめに対する?	ーパー研修・アサー	-ションプログラム)		2,728		
34	特別支援教育推進事業 [教育指導課]	▶特別支援教育コ ▶特別支援教室専 ▶特別支援教育担 ▶交流及び共同学 ▶バリアフリーパー	興委員会、特別支援 ーディネーター 門員 当指導員 習支援員			606,393		
35	文京ふるさと学習プロジェクト の推進 [教育指導課]	▶ふるさと学習副記	読本及び指導書の改	さと文京への理解を 対訂 等 体における平和学習		13,988		
36	いのちと心の教育の推進事業 [教育指導課]	▶いのちと心の授 ▶移動動物園(幼科	· .	開講座、赤ちゃん登	校日	2,314		

^{*}合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること(過度の負担とならない程度)が該当する。



主要課題 No.**8**

不登校・登校しぶりの 児童・生徒への対応力強化

4 質の高い教育を みんなに

現状

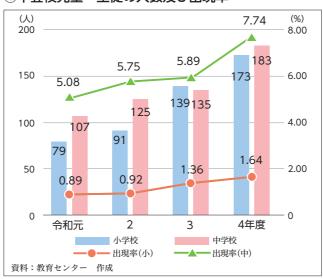
- ▶近年、全国的に不登校児童・生徒数が増加し続け、令和4年度の国の調査によると、小学校及び中学校で約29.9万人に上り過去最多となっています。
- ▶本区の区立小・中学校の不登校児童・生徒数は、 引き続き増加傾向にあります。また、不登校と なる児童・生徒の背景は多様化しており、学校 だけでは十分に対応することが難しくなってい ます。
- ▶ 令和5年3月に取りまとめられた文部科学省の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」では、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指して、教育委員会、学校、民間等が相互に理解や連携をしながら、取組を進めることが必要であるとされています。
- ▶ 区では、引き続き、登校しぶりの児童・生徒への対応等、不登校などの予防的支援の充実に向けて、区内大学等の教育資源を活用するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内居場所(別室)対応指導員の学校配置等により、「チーム学校」として児童・生徒への支援や学びの場の確保を進めています。

関連する主な計画等

• 文京区教育委員会教育指針

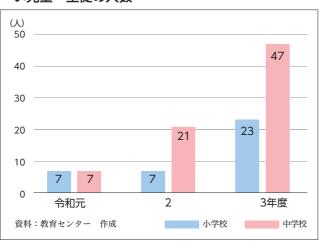
関連データ

①不登校児童・生徒の人数及び出現率



区では、不登校への対応力強化に努めてきましたが、 新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、不登校児童・ 生徒数の増加傾向を変えるまでには至っていません。

②学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない児童・生徒の人数



不登校児童・生徒のうち、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない児童・生徒の人数は増加傾向 にあります。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 不登校などへの早期対応のために、登校しぶりの児童・生徒や不登校児童・生徒及び保護者への支援体制を強化・充実する必要があります。
- 不登校や登校しぶりの児童・生徒の社会的自立等に向けて、教育支援センター(ふれあい教室)の充実や小・中学校の校内居場所での支援等、一人ひとりに合った学びの場を選択できる体制を構築する必要があります。
- 不登校児童・生徒の支援に当たり、中学校卒業後も見据えた関係機関との連携を推進する必要があります。

4年後の 目指す姿

不登校や登校しぶりの児童・生徒に対する支援が更に充実することにより、支援が必要な児童・ 生徒にとって、誰一人取り残されず、一人ひとりに合った学びの場が確保されている。

計画期間の方向性

予防的支援の強化・充実

不登校などの早期発見や早期対応に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの職員を配置し「チーム学校」の体制をさらに強化します。また、総合相談室での相談もあわせて、児童・生徒や保護者が相談しやすい体制を整備します。

● 児童・生徒の社会的な自立に向けた学びの場の確保

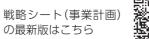
教育支援センター(ふれあい教室)における児童・生徒への支援の充実や、モデル校となる小・中学校の校内 居場所での支援、オンラインシステムを活用した支援の実施により、不登校などの児童・生徒が社会的自立等に 向けて、学校内外で一人ひとりに合った学びの場を選択できる体制を構築します。

● 不登校児童・生徒の中学校卒業後も見据えた関係機関との連携の推進

不登校児童・生徒が、義務教育期間中に学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられるように、また、高校進学の際に支援が途切れないよう、ひきこもり等自立支援事業 (STEP)やNPO等の関係機関に在学中から繋がるように支援します。

「手段(当初事業計画)

事業	計画車業/配施調/		年次計画				年次計画		令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)			
37	総合相談室 [教育センター]	▶発達相談(乳幼り ▶教育相談(いじめ	記療育・学齢期療育) ・・不登校・発達等)			220,909			
38	不登校への対応力強化 [教育センター]	●指導員の配置拡▶スクールカウンセ●スクールソーシー▶学級集団アセス【ふれあい教室にお▶教育支援センター	け橋計画 校内の居場所支援 充 2ラー・スクールソー マルワーカーの全校 メント(hyper-QU) はる支援】 ー(ふれあい教室)の 生を実習生としてふ	の実施		261,551			



国 (計画) 後 (5) 提 (6) によっている。

主要課題 No.9

学校施設等の計画的な改築・改修等

4 質の高い教育を みんなに



現状

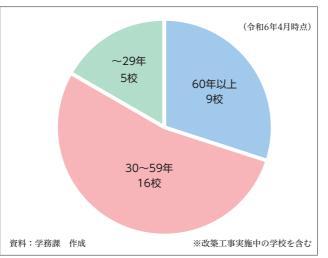
- ▶ 令和3年3月の公立義務教育諸学校の学級編制 及び教職員定数の標準に関する法律の改正によ り、小学校における学級編制の標準を3年度か ら5年かけて35人に段階的に引き下げることが 示されました。
- ▶ 令和4年6月に「学校施設整備指針」が改訂されるとともに、「新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性(目標水準)」が示されました。目標水準においては、新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方として、柔軟で創造的な学習空間や、持続可能な教育環境の実現等、今後の学校整備に当たる5つの姿の方向性が示されています。
- ▶ 令和6年4月時点で、区立小学校20校中17校が 築30年を経過し、うち6校は築60年を経過して います。また、区立中学校10校中8校が築30年 を経過し、うち3校は築60年を経過しています。
- ▶ 区では、老朽化した学校施設の改築・改修については、「文京区公共施設等総合管理計画」において基本的な方針について定めており、施設の状況や緊急度等を考慮し、順次実施しています。
- ▶ 校庭や外壁・サッシ等の老朽化に伴い、改修工事を実施しています。
- ▶ 築30年以上が経過している学校について、快適な教育環境とするため、普通教室及び特別教室等の内装改修工事等、施設の快適性向上に向けた工事を実施しています。
- ▶本区の年少人口は、増加が続いています。それ に伴い、児童・生徒数も増加しており、教室増 設対策を実施しています。

関連する主な計画等

- 文京区教育委員会教育指針
- 文京区公共施設等総合管理計画 (令和6年度~令和15年度)

関連データ

①区立小・中学校の築年数の状況



本区には、区立小・中学校は全30校あります。築30年 を経過する学校が25校あり、そのうち、築60年を経過す る学校が9校と、全体的に老朽化が進行しています。

②区立小・中学校の児童・生徒数の推移



区立小学校に通う児童数は近年増加傾向にあり、これに伴い、教室増設対策を行うなど、計画的な施設の改修が求められます。一方、区立中学校に通う生徒数も増加傾向にあります。

<u>課題解決に向けて取り組むべきこと</u>

- 区内の学校施設の老朽化が進行する中、計画的な改築・改修工事等により、児童・生徒にとって安全で 快適な教育環境を確保する必要があります。
- 近年増加が続いている年少人口の推移に引き続き注視し、今後の教室増設対策について検討を進め、適切に対応していく必要があります。
- 今後の学校施設の整備に当たっては、改訂された「学校施設整備指針」等の内容についても対応してい く必要があります。

4年後の 目指す姿

年少人口の増加や新しい時代の学び等、学校教育を取り巻く状況の変化への適切な対応により、子どもたちの良好な教育環境が確保されている。

計画期間の方向性

● 老朽化校舎の改築・計画的な施設の改修

「学校施設整備指針」等に基づき、老朽化した校舎の改築を行うことで、多様な学習活動に対応した指導を可能とするとともに、安全な学校生活を送ることができるよう施設面の整備を図ります。また、定期的な点検・診断により、施設の状況を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に実施することで、施設の安全性を確保していきます。

● 小学校の学級数増への対応

児童数の増加に応じた普通教室の増設を適切に行い、子どもたちが快適な学校生活を送ることができる教育環境を整えます。

手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)		年次	計画		令和6年度
番号	可图学术(仍后环)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
39	誠之小学校改築 [学務課]	●改築工事 令和6年6月竣工 校庭整備				470,338
40	明化小学校等改築	●改築工事 既存校園舎 解体	期工事 仮設 解			803,243
41	柳町小学校等改築	●改築工事 I	I期工事	既存校舎解体	計算工事 □ 開工事	882,975
42	小日向台町小学校等改築 [学務課]	●改築工事 基本設計・	実施設計			0
43	千駄木小学校等改築 [学務課]	●改築工事 基本設計・	実施設計			63,972
44	学校施設等の快適性向上 [学務課]	工事1校	した学校の特別教 3 令和9年度までに設		和9年度事業終了	390,250
45	校庭、屋上防水及び外壁・ サッシ改修 [学務課]	●老朽化の進んだ 【校庭】工事1校 【屋上】設計1校、J 【外壁等】設計1校		が壁・サッシの改修		863,697
46	給食室の整備 [学務課]	●老朽化した給食 設計1校、工事1校				335,477
47	小学校の教室増設対策 [学務課]	●湯島小学校増築	和6年11月増築完了	7	09年3月増築完了	446,209

論

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



青少年の健全育成と 自主的な活動の支援



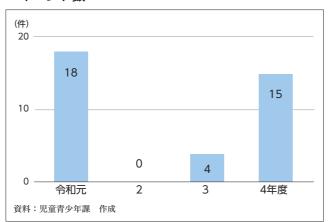
- ▶ 住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い 手の高齢化・固定化等が指摘されています。
- ▶ 区では、地域の人たちとの交流の中で青少年の 自立を促し、社会性を育んでいくことを目的に、 青少年が主体的に社会参加を図ることができる よう、青少年健全育成会やNPO等の活動を支援 しています。
- ▶ コロナ禍において、青少年健全育成会やNPO等 の活動が減少したため、青少年が社会参加・社 会参画できる機会が提供できない状況もあり、 地域団体等の事業へ参画する青少年の人数は、 伸び悩んでいます。
- ▶ 青少年プラザ (b-lab) の利用者数及び利用者 満足度は、いずれも高い数値で推移しています。 また、利用者は、施設の近隣にある学校や施設 までの交通の便がよい学校からの利用が多い傾 向にあります。

関連する主な計画等

• 文京区子育て支援計画(令和2年度~令和6年度)

関連データ

①青少年健全育成会活動支援・社会参加推進事業にお いて、青少年(中高生)がスタッフとして参加した イベント数



青少年健全育成会等が実施したイベントのうち、青少 年(中高生)がスタッフとして参加したイベント数は、 新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しま したが、令和4年度は回復しました。

②青少年プラザ(b-lab)の利用者数及び利用者満足度



青少年プラザ (b-lab) の利用者数及び満足度は高い水 準にあり、利用者アンケートで「満足している」と回答 した割合は、令和4年度には97.2%となっています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 青少年の社会参画を促すため、多くの青少年に利用されているコミュニケーション媒体を活用した 周知及び地域交流イベントの実施をはじめ、地域団体と青少年プラザ(b-lab)との連携など、社会 参画のきっかけとなる更なる取組が必要です。
- 中高生世代の自主的な活動を応援する場を拡充していく必要があります。また、地域団体だけでな く、区内大学との連携も必要です。

4年後の 目指す姿

青少年が、地域の大人や子どもたちとの関わりや、自主的な活動の体験・経験などを通して、 自主性や社会性を身に付け、自立した大人へ成長できる環境が整備されている。

計画期間の方向性

青少年の社会参画を促す機会の提供

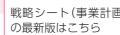
青少年健全育成会などの地域団体の活動支援を充実させ、青少年が、家庭や学校だけでは経験することが難し い社会体験・社会参画の機会の促進を図ります。

● 中高生世代の自主的な活動を応援する環境整備

青少年プラザ(b-lab)の利用促進に向けた更なる周知や、大学等との連携事業を推進するとともに、中高生世 代の自主的な活動を応援する取組の充実や活動の場を拡充していきます。

「手段(当初事業計画)

事業		年次計画				
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	 令和8年度	令和9年度	令和6年度 事業費(FP)
48	青少年健全育成会活動支援 [児童青少年課]	▶青少年健全育成▶中高生の参画イー	事業への補助、九地 ベント	区合同行事、機関紹	(の発行	11,670
49	青少年の社会参加推進事業 [児童青少年課]	▶NPO等が実施す (青少年の社会を	る事業への補助 参加を推進する事業	、青年育成事業)		1,224
50	青少年プラザ(b-lab)運営事業 「児童青少年課]	(文化・スポーツ 中高生スタッフの (「夏・冬・春フェー) 各種講座 (中高生が興味の) 地域団体(青少年) 小学生b-lab体制 大塚地域活動セ (中高生の自習が) 中高生の活動の	ス」、広報誌の発行等のある分野の講座、また。 との はいま	等) テャリア学習講座、自 D連携事業	習支援)	88,457



戦略シート(事業計画)











支援

No. **11**

▶ 本区では、高校生世代への支援として、これま で、学習支援や心理的支援、自主的な活動を応 援する環境整備等を行ってきました。

高校生世代への

- ▶ 高校生世代については、小・中学生と比べて、 進路が多様化し、教育格差の広がりが懸念され、 その支援課題も多様化しています。
- ▶ 令和4年4月1日から民法が改正され、成年年 齢が20歳から18歳に引き下げられたこともあり、 高校生世代が自立した大人へと成長できる環境 づくりが求められています。
- ▶ 一方で、高校生世代を取り巻く社会環境は変化 しており、中学校卒業以降も子育て世代が安心 して生活することができるよう、支援を拡充す ることが求められています。
- ▶ 国においては、少子化対策を強化し、これまで 主に中学生までが対象となっていた児童手当を 高校生世代まで拡大することとしています。
- ▶ 区では、令和5年度から開始した所得制限を設 けない高校生世代の医療費無償化に加え、国に よる児童手当の対象拡大までの間、高校生世代 を養育する全世帯に対し、区独自の給付金を創 設し、支援に取り組んでいます。

関連する主な計画等

• 文京区子育て支援計画(令和2年度~令和6年度)

関連データ

#

①学校種別の学習費総額及び構成比

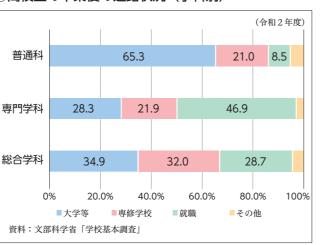
/	П	١١
U	IJ	1

区分		中等	学校	高等学校(全日制)		
		公立	私立	公立	私立	
学習費総額		538,799	1,436,353	512,971	1,054,444	
	うち学校教育費	132,349	1,061,350	309,261	750,362	
	構成比(%)	24.6	73.9	60.3	71.2	
	うち学校給食費	37,670	7,227	_	_	
	構成比(%)	7.0	0.5	_	-	
	うち学校外活動費	368,780	367,776	203,710	304,082	
	構成比 (%)	68.4	25.6	39.7	28.8	

資料: 文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」

私立中学校及び公立・私立高等学校(全日制)では「学 校教育費 | の構成比が60%を超えています。

②高校生の卒業後の進路状況 (学科別)



普通科の卒業後の進路は、大学等への進学が65.3%で 最多となっており、専門学科の卒業後の進路は、就職が 46.9%で最多となっています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 高校生世代に対し、将来の進路選択の幅を広げるための支援を行う必要があります。
- 高校生世代がいる子育て世代が安心して生活することができるよう、家庭への支援を拡充する必要 があります。

4年後の 目指す姿

本人支援や家庭支援の推進により、高校生世代が、生まれ育った環境に左右されることなく、 将来の進路選択を適切に行い、自立した大人へと成長できている。

計画期間の方向性

高校生世代への支援の推進

高校生世代が将来の進路選択の幅を広げることができるよう、大学受験等の学習支援や資格取得支援等に取り 組みます。

● 高校生世代のいる子育て家庭への支援の推進

高校生世代を取り巻く環境が変化する中、各家庭の負担軽減が図られるよう、支援の充実を図ります。

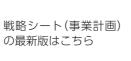
手段(当初事業計画)

事業	斗而审类/武竺钿)	年次計画 令和6年				令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
50	青少年プラザ(b-lab)運営事業 [児童青少年課]	(文化・スポーツ ・中高生スタッフの (「夏・冬・春フェ ・各種講座 (中高生が興味の ・地域団体(青少年) ・大塚地域活動セ (中高生の活動の ・中高生の活動の	ス」、広報誌の発行等 のある分野の講座、キー 年健全育成会等)との ンクターでの自習活動 支援)	ぎ) デャリア学習講座、自 D連携事業	習支援)	88,457
37	総合相談室 [教育センター]	▶発達相談(学齢り ▶教育相談(いじぬ	期療育) か・不登校・発達等)			220,909
51	生活困窮世帯学習支援事業	▶高校生世代学習	支援(個別型及び拠	□点型の学習・相談支	至援)	48,122
52	高校生等医療費助成 [子育て支援課]	▶高校生相当年齢	に係る医療費の助尿	艾		183,514
53	高校生世代育成支援金 「 子育て支援課]	▶16歳から18歳ま	までの高校生世代を	養育する世帯への絡	计	350,852
54	子ども宅食プロジェクト [子育て支援課]	▶定期的な見守り▶コンソーシアム*	活困窮世帯への食品 適切な支援やサー による事業運営 活用したクラウドファ	ビスの情報提供		73,253

^{*}コンソーシアム 行政や企業、NPO 等の複数の組織が集まり、共通の目的を持ち活動する共同体

^{*}クラウドファンディング 不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと

子どもの発達に寄り添った №12 支援体制の整備









- ▶ 子どもの発達と教育に関する相談は、教育セン ターの総合相談で行っており、必要に応じて個 別療育や集団療育を行い、相談回数は増加傾向 にあります。
- ▶ 障害児通所支援として、未就学の障害児を対象 に日常生活における基本的な動作の指導等を行 う「児童発達支援」や、就学している障害児を 対象に放課後等において生活能力向上のための 訓練等を行う「放課後等デイサービス」等を行っ ており、利用者数は、増加を続けています。
- ▶ また、障害のある子どもの家庭の支援をより一 層図るため、仕事と子育ての両立のための施策 にも取り組むとともに、就学児に対しては、生 活能力向上のための必要な訓練や社会参加を促 すための居場所づくりを行うことで、家庭の負 担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対 する支援を行うことが必要です。
- ▶ 医療技術の進歩等を背景として、新生児集中治 療室(NICU)等に長期入院した後、引き続き医 療的ケアを必要とする児童が増えています。
- ▶ 区では、医療的ケア児と家族への支援を目的と して、医療的ケア児支援連絡会を開催し、関係 機関との情報共有や、都医療的ケア児支援セン ターとの意見交換等を行っています。
- ▶ 医療的ケア児の支援について、各施設では児童 ごとの状態を踏まえた支援方法を検討し、受入 れに向けた体制整備を進めています。
- ▶ 教育センターが運営している障害児通所支援施 設では、医療的ケア児を、令和4年度から放課 後等デイサービス「ほっこり」で2人、5年度 から児童発達支援「そよかぜ」で1人受け入れ ているほか、保育園で3人、小学校でも1人の 受入れが進んでいます。

関連する主な計画等

文京区障害者・児計画(令和6年度~令和8年度)

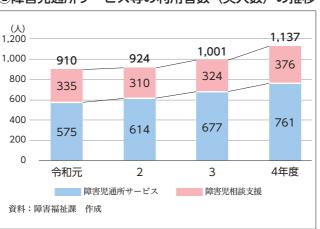
関連データ

①総合相談室における相談・支援の延べ回数



総合相談室の相談・支援延べ回数は増加傾向で、令和 元年度に比べて、4年度は約1.500回増加しています。内 訳では、乳幼児の発達相談の増加が大きく、約700回の増 となっています。

②障害児通所サービス等の利用者数(実人数)の推移



障害児通所サービスの利用者数は、一貫して増加を続 けています。令和元年度に比べ、4年度は32.3%の増と なっています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 障害児が安心して生活を営めるよう、生活の場及び日中活動の場を確保するなど、障害児通所サー ビス事業所の確保・充実に向けて取り組むほか、施設の受入体制の整備が必要です。
- 医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じた円滑かつ適切な支援を受けら れるよう、関係機関との連携を強化するとともに、相談体制及び情報提供の一層の充実が必要です。

4年後の 目指す姿

子どもたちの成長に寄り添った支援体制や社会資源の整備が進められ、障害児等がそれぞれ の状況に応じた必要な支援を受けながら、地域の関係機関や関係者との協働のもと、安心した 生活を送っている。

計画期間の方向性

● 子どもの成長段階に応じた支援の充実

子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見・早期療育、子どもの成長段階に応じ た適切な支援の充実を図ります。

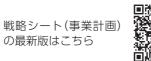
● 医療的ケア児の支援

保健・医療・福祉・保育・教育等の各部署による連絡会を開催し、庁内組織横断的に情報共有を図り、医療的 ケア児の支援体制の整備に努めます。

手段(当初事業計画)

事業				計画		令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	 令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
37	総合相談室 [教育センター]	▶発達相談(乳幼り ▶教育相談(いじめ	見療育・学齢期療育) ウ・不登校・発達等)			220,909
55	児童発達支援センターの運営 「 教育センター]	(専門性の向上・ ▶医療的ケア児の・ ▶児童発達支援(ディー ・日常生活の基本 ▶放課後等デイサ	L幼児の通所による な的動作の獲得や、身 ービス(小学生の放 ために必要な訓練社	への参加、インクルー 療育支援) 集団生活等への適応 課後等の通所支援)	- ジョンの推進) - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	164,474
56	各施設での医療的ケア児の受入れ [障害福祉課]	▶医療的ケア児支 (各施設の現状や	援ケース検討会議 ら個別の支援ニーズ	等について、関係部	 署間で情報共有) 	
	(保育所)	▶看護師等の人員▶区立・私立園での				
	(幼稚園•学校)	▶受入体制の充実▶教育委員会によ▶学校・幼稚園での	るガイドラインの作り	成		123,581
	(育成室)	▶受入体制の検討				
	(文京総合福祉センター)	▶地域活動支援セ	ンター機能の拡充に	こよる日中活動の場		
57	医療的ケア児支援体制の構築 [障害福祉課]		政機関・事業所等の バ地域ニーズの把握		(245
58	障害者(児)施設整備促進事業 [障害福祉課]	(対象施設) 障害者グループ: (補助 ● 補助 ● 本	る補助 広充 た障害児施設整備 イサービス事業所	施設、障害児通所施		235,674

戦略シ の最新



総合的な相談・支援体制の強化と子どもの権利擁護









現状

- ▶本区では、令和7年4月の児童相談所開設に向け、「(仮称)文京区児童相談所運営計画」を策定し、子ども家庭支援センターや関係機関等との相談援助における連携体制を構築する等、準備を進めています。
- ▶本区においては、子ども家庭支援センターと児童相談所の機能を区分し、双方が連携することにより、児童相談行政を進めることとしており、子ども家庭支援センターにおいては、予防的支援に一層注力し、地域に根差した寄り添い型の支援に、児童相談所においては、より高度で専門性の高い指導や一時保護などの介入的対応、施設入所などの措置、他自治体との広域調整等に着実に対応していきます。
- ▶ 児童虐待件数の数値は高止まりの状態で推移しています。令和4年度の全国の児童相談所の虐待対応件数(速報値)は219,170件、本区の虐待対応件数は680件で、心理的虐待が増加している傾向があります。
- ▶児童福祉法の改正により、こども家庭センターの 設置等、母子保健部門と児童福祉部門の更なる連 携強化が求められており、あわせて、訪問による 家事育児支援や親子関係の形成支援といった家庭 支援事業の充実が必要となります。
- ▶ あわせて、区民にとって子どもに関する身近な相談窓口から、必要に応じて適切な支援機関へつなげるための連携体制を強化する必要があります。
- ▶ また、児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、 職員の研修体制の充実等による専門性の向上、相 談対応力の強化等に、引き続き取り組む必要があ ります。
- ▶子どもの最善の利益を守るため、「(仮称)子どもの権利擁護に関する条例」の制定に向けて検討を進めています。

関連する主な計画等

- 文京区子育て支援計画(令和2年度~令和6年度)
- (仮称) 文京区児童相談所運営計画

関連データ

(1)子ども家庭支援センターにおける総合相談事業の実績



相談員の行動回数(訪問・面接・電話等)の集計。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年度は原則電話相談としたことや、2年度以降、児童相談所の受理事案で区の対応が必要な場合、区への送致が可能となったことから、相談件数が急増しており、相談内容における虐待の件数も大幅に増加しています。

②児童虐待内容別状況



過去 5 年間では、心理的虐待が全体の約 $3 \sim 4$ 割、身体的虐待及びネグレクトが全体の約 $2 \sim 3$ 割となっています。性的虐待の割合が少ない要因として、発見や相談がしづらいことが考えられます。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 虐待を未然に予防するため、妊娠・出産・子育て期から育児不安等に対する支援を行う必要があります。
- 虐待の早期発見・早期対応のため、関係機関の連携を強化する必要があります。
- 予防からハイリスク家庭の支援まで幅広い相談に対応し、相談内容に応じた適切な判断に基づく支援を 行う必要があります。

4年後の目指す姿

区と地域の関係機関等が緊密に連携することで、総合的な相談・支援体制が切れ目なく強固なものとなり、子どもの最善の利益が守られている。

計画期間の方向性

予防的支援と対応力の強化

児童虐待を未然に防止するため、子どもと家庭に対する包括的な支援体制を構築し、関係機関と緊密に連携することで、孤立化しがちな子育て家庭を早期発見し、より早い段階から予防的支援につなげます。

● 専門的な相談支援の充実

子どもと家庭に関する相談の中でも、緊急かつ高度なものや、ハイリスクなものに対し、適切な評価を行い、子どもと家庭が抱える困難に寄り添いながら、その課題解決に向けて専門性を活かした支援を行います。また、相談員の計画的な研修受講等により、相談対応力や虐待対応技術力の向上に努め、切れ目ない支援体制を構築します。

手段(当初事業計画)

事業	斗而审类/武练细\		年次	· 計画		令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
			●(仮称)子どもの権	│ 重利擁護に関する条例 │	 制定 (令和8年3月) 	_
5	乳児家庭全戸訪問事業		環境等の指導・助言	 家庭への訪問(保領 (適切なサービスの		9,650
7	乳幼児家庭支援保健事業 [保健サービスセンター]	▶子育て困難家庭▶医療・保健・福祉	サービス等、必要な	ある親子の早期発見		4,839
18	子ども家庭相談事業 [子ども家庭支援センター]	▶子ども応援サポー▶子どもの最善の	一般相談・専門相談 ート室(経済的な困り 利益を守る法律専門 推婚・養育費・面会交	ごと等の相談、保育 月相談事業	園等への巡回相談)	28,425
59	児童虐待防止対策事業 [子ども家庭支援センター]	▶家庭支援ヘルパ▶子育て支援講座		寺防止マニュアル等 容の見直し)	10,335
60	(仮称)文京区児童相談所の整備 [子ども家庭支援センター]	▶相談体制等の検建設工事	討·人員確保等 ○区児童相談所開	設(令和7年4月)		1,513,495

子どもの貧困対策

- ▶ これまでも日本において、子どもの相対的貧困 率の高さが、社会的な問題となっていましたが、 これまでのコロナ禍や物価高騰による生活状況 の変化に伴い、経済的困難を抱える家庭への支 援が必要となっています。
- ▶ 区では、子どもの将来が、その生まれ育った環 境によって左右されることのないよう、子ども の貧困対策を推進しており、相談窓口である「子 ども応援サポート室」の設置、「子ども宅食プロ ジェクト」、就学中の児童への教育支援策など、 多方面からの取組を進めています。
- ▶ このような中、令和3年度に、新型コロナウイ ルス感染症の影響を捉えつつ、子どもを養育す る家庭の生活状況を調査する「文京区子どもの 生活状況調査」を実施し、子どもの貧困対策計 画を、子育て支援計画の追補版として策定しま した。
- ▶ 本調査では、区が実施する「制度・取組を知ら ない | とする回答が一定数あり、支援を必要と する方にサービスを提供できるよう支援してい く必要があります。
- ▶ 今後、組織横断的な連携のもと、関連事業を体 系的に進めていくことがより一層求められるた め、子育て家庭の保護者や小学生を含む子ども を対象とした、令和5年度実施の「子ども・子 育て支援に関する実態調査 | の結果を踏まえ、「子 どもの貧困計画」を含む、次期「子育て支援計 画」に基づき、支援を行っていきます。

関連する主な計画等

• 文京区子育て支援計画(令和2年度~令和6年度)

İx**İ**İ









8

関連データ

①ひとり親で現役世帯の貧困率の推移(全国)



ひとり親世帯の貧困率は、依然として50%前後の高い 数値で推移しています。

②要保護・準要保護児童・生徒数の推移



本区の要保護・準要保護児童・生徒数は横ばいとなっ ており、依然として困窮する子どもがいることから、継 続した取組が必要です。

課題解決に向けて取り組むべきこと

● 子どもの貧困対策を推進するため、子育て・福祉・教育など関係部署間の連携強化による効果的な 周知を図り、計画的に事業を進めていく必要があります。

4年後の 目指す姿

子どもの貧困対策に関する関係部署の連携が深まり、各家庭の状況に応じた支援サービスが 提供されている。

計画期間の方向性

全庁的な連携による支援

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることがないよう、全庁的な連携により、支援を必要とする家庭 に必要な情報を提供し、子どもの貧困対策に必要な教育支援・生活支援・経済的支援等を推進します。

手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)		年次	計画		令和6年度
番号	司四尹未(川官林/	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
18	子ども家庭相談事業 [子ども家庭支援センター]	子ども応援サポー子どもの最善の (弁護士による腐離婚に伴う子ど	一般相談・専門相談) 一ト室(経済的な困り 利益を守る法律専門 婚・養育費・面会交 もの養育費確保支援 爰事業、面会交流支持	ごと等の相談、保育園 用書 相談事業 流等の相談) 長等	圏等への巡回相談)	28,425
51	生活困窮世帯学習支援事業 [生活福祉課]	1	支援(拠点型の学習・ 支援(個別型及び拠		王援)	48,122
61	奨学資金給付金 [教育総務課]	▶経済的理由で高 奨学資金の給付	等学校等に進学・修	学が困難な生徒に	対する	13,380
62	塾代等助成事業 [教育総務課]	▶学習塾等の学校	外学習にかかる費用	目の助成		22,000
63	就学援助 [学務課]	▶就学援助(要保証	護・準要保護世帯に対	対する就学費の援助	7)	101,326
54	子ども宅食プロジェクト [子育て支援課]	▶定期的な見守り ▶コンソーシアム*	活困窮世帯への食品 、適切な支援やサー による事業運営 活用したクラウドファ	ビスの情報提供		73,253

39 68

^{*}コンソーシアム 行政や企業、NPO 等の複数の組織が集まり、共通の目的を持ち活動する共同体

^{*}クラウドファンディング 不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと



主要課題 No. **15**

地域共生社会を目指した包括的な支援体制の強化

- ▶ 今後到来する人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題」に対応するため、全ての世代がともに支え合う全世代型の社会保障に加え、都市部である本区の地域の特性に応じた支え合いの仕組みづくりが求められています。
- ▶地域では、「進行する少子高齢化」や「血縁・地縁・社縁による共同体の機能の脆弱化」等、社会構造が変化し、従来の制度・分野ごとの縦割りの支援体制では対応が困難な事例が増加してきています。
- ▶ 区では、ひきこもりやヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題については、関係機関の連携体制の構築や支援事業の拡充に取り組むとともに、個別の支援を行っています。
- ▶ また、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる体制づくりの支援を行うとともに、関係機関と調整・連携を図りながら、多機関のネットワークの構築を図っています。
- ▶「文京区地域福祉保健計画」に基づき、地域共生 社会の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提 供する」考え方を各分野に普遍化していくこと を目指して、全区民を対象とした"文京区におけ る地域包括ケアシステム"の構築に取り組んでい ます。

関連する主な計画等

文京区地域福祉保健計画 (令和6年度~令和8年度)

関連データ

①文京区版ひきこもり総合対策の実績

(件)

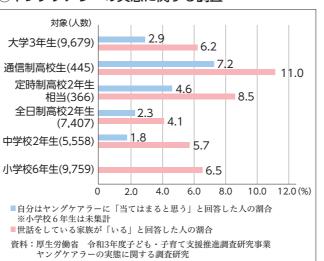
0.0		
88	124	164
959	1,217	1,326
1,047	1,341	1,490
_	959	959 1,217

※STEP事業…義務教育終了後の全年齢の方を対象とした「ひきこもり等自立支援事業」(Support 支援/ Talk 相談/ Experience 経験/ Place 居場所)

資料:ぶんきょう(文の京)の社会福祉

ひきこもり支援センターに対する相談件数は令和2年度から4年度にかけて、86.4%の増となっています。また、STEP事業利用件数は38.3%の増となっています。

②ヤングケアラーの実態に関する調査



調査では、世話をしている家族が「いる」と回答した人の割合は、全調査を通じて $4\sim11\%$ 程度、自分はヤングケアラーに「当てはまると思う」と回答した人の割合は $1.8\sim7.2\%$ と両者には差があります。ヤングケアラーの自覚のある人は、家族の世話をしている人の 3 分の 1 から半分程度(通信制高校においては 3 分の 2 程度)となっています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- ひきこもり当事者等の心情に寄り添った、広報・啓発活動や広域連携支援の取組を広げ、適切な相談支援につながる体制を強化する必要があります。
- ヤングケアラーに気づき適切な支援につなげるため、引き続き関係機関や地域の担い手等に対する 周知啓発や、ヤングケアラー本人や家族を支援するための体制を強化する必要があります。
- さらに、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、分野横断的に多機関が連携・協働した重層的なセーフティーネットを構築する必要があります。

4年後の 目指す姿

社会情勢の変化に伴う複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、高齢・障害・子ども・生活困窮・保健・医療・教育等の多機関連携を強化した包括的な支援体制を確立し、重層的なセーフティネットのもと孤立化を防ぎ、必要な支援が提供されている。

計画期間の方向性

● ひきこもりの総合的な対策の推進

ひきこもり当事者等へ向けた支援情報の発信や広域連携の相談支援体制の強化と、地域の方へ向けた啓発活動 を継続して実施していくことで、ひきこもり当事者等が支援者や社会とのつながりを構築できる仕組みを推進し ていきます。

● ヤングケアラー支援における体制強化及び関係機関と連携した家族支援

ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修 等を継続的に実施します。さらに、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において課題を共有しながら支援のあ り方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、引き続きヤングケアラー本人だけでなく、家族全 体に対する支援を実施していきます。

● 包括的な支援体制の強化

必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例を通じて多機関協働による体制整備を進め、社会福祉 法に基づく重層的支援体制整備事業を令和7年度から本格実施し、包括的な支援体制を強化します。

手段(当初事業計画)

事業	計画車業(形築調)		年次	計画		令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
64	文京区版ひきこもり総合対策 [生活福祉課]	(ひきこもり総合 支援従事者連絡 ▶ひきこもり等自立	会、人材養成研修、 Z支援事業(STEP事 、講演会・個別相談:	自立支援会議·個別 広域連携支援)		17,387
65	ヤングケアラー支援推進事業 [福祉政策課・子ども家庭支援センター・教育センター等]	▶本人及び家族支 (家庭支援ヘルノ	援 ペー派遣、スクールン 也域サポート事業(刻	域福祉コーディネー イーシャルワーカー等 家事支援・送迎支援・	学による支援、	3,025
66	小地域福祉活動の推進 [福祉政策課]	▶社会福祉協議会▶住民同士の支え	に地域福祉コーディ 合い体制づくり	ィネーターを配置		36,059
67	多機能な居場所活動推進事業 [福祉政策課]			 ・運営費補助、運営 	i i	14,246
68	重層的支援体制整備事業 [福祉政策課]	移行準備事業	本格実施(順次、抗	大)	-	
	(包括的相談支援事業)	▶相談支援機関を	世代等に関わらず色 活用した一体的な身 との連携による支援		相談支援	
	(多機関協働事業)	▶関係機関と協働▶支援会議、重層的	した複合課題等に対 り支援会議	対する支援		-
	(アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業)	▶必要な支援が届	いていない人に対す	る支援		
	(参加支援事業)		▶社会とのつなが	り作りに向けた支援		
	(地域づくり事業)			えて交流できる場や 活動推進事業との過 との連携	1	

***アウトリーチ** 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



No.16

在宅医療・介護連携の推進





現状

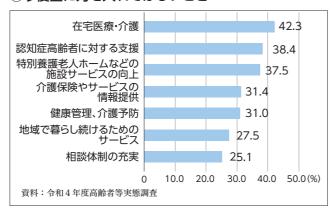
- ▶ 団塊ジュニア世代が高齢者に移行していく2040 年代は、現役世代の減少傾向が見込まれ、総人 口の減少も進む見通しとなっています。
- ▶本区の高齢者人口は約4.4万人(令和6年1月現在)であり、今後、2040年に約6万人、2060年に約7万人になることが見込まれており、この間、高齢者単身世帯が高水準で推移していくことに伴い、医療や介護ニーズ、生活上の困りごとを有する高齢者が一層増えることが想定されます。
- ▶ 令和4年度の高齢者等実態調査(在宅介護実態調査)では、今後区に力を入れてほしいこととして、「在宅医療・介護」が42.3%と最も多くなっています。また、地域で暮らし続けるために必要なことでは、「往診などの医療サービス」や「夜間や緊急時でも利用できる介護サービス」が多く、終末期を迎えたい場所では、「自宅」が50.6%という結果になっています。
- ▶ かかりつけ医がいる割合は、要介護者で89.2% です。また、1年間で訪問診療を受けた診療科 目の割合では、内科が28.3%となっています。
- ▶ 高齢期に医療や介護が必要となった場合でも、一人ひとりが住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、日常生活圏域内における支援拠点の整備や24時間在宅ケア体制の構築に向け、在宅医療・介護連携の推進とICT活用、インフォーマルサポート*と制度サービスとの連携・協働が必要となっています。

関連する主な計画等

- 文京区高齢者・介護保険事業計画 (令和6年度~令和8年度)
- 文京区保健医療計画(令和6年度~令和11年度)

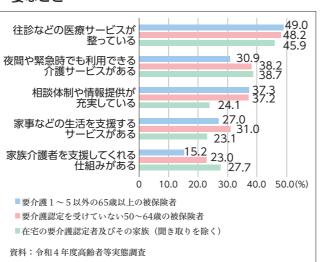
関連データ

①今後区に力を入れてほしいこと



高齢者施策や介護保険事業について今後区に力を入れて欲しいことでは、「在宅医療・介護」が42.3%で最も高く、次に、「認知症高齢者に対する支援」が38.4%となっています。

②介護が必要になっても地域で暮らし続けるために必要なこと



介護が必要になっても、地域で暮らし続けるために必要なこととして、いずれの対象者でも「往診などの医療サービスが整っている」が最も高くなっています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 在宅医療が必要な方に適切な医療サービスを提供するため、地域医療連携の更なる充実が必要です。
- 在宅で医療や介護を受ける方に、希望するサービスを提供できるよう、地域の専門機関との連携を検討し、多職種による支援体制を強化する必要があります。

4年後の 目指す姿

医療機関や介護サービス事業所等、在宅療養を支える多職種の連携体制が強化され、医療や 介護を必要とする高齢者等が、在宅においても、訪問診療や訪問看護、介護サービス、生活支 援等必要なサービスを受けている。

計画期間の方向性

● 在宅療養を支える多職種による連携体制の強化

在宅療養支援について、福祉的なより広い視点から、顔の見える多職種の連携体制を構築し、在宅で医療や介護を必要とする区民に対し、切れ目なく適切にサービスを提供できる体制の充実を図ります。

● 地域医療の推進

区民が適切に医療・介護サービスを利用できるよう、かかりつけ医の周知・普及等、様々な情報提供に努めるとともに、看取りまでを見据えた在宅医療の推進等に向け、区の実情や国・都の動向を踏まえ、地域の医療・介護関係者の連携を強化していきます。

手段(当初事業計画)

事業			年次			令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
69	地域医療連携事業 [高齢福祉課・健康推進課]	かかりつけ医・在 (医療相談、在宅多職種ネットワー地域医療連携推 (地域医療連携を	宅療養相談窓口 療養に伴う医療・介 - クの促進 進協議会・検討部会 つ課題、適切な仕組。 社会総合研究機構	みづくり)		14,844
70	在宅療養者等歯科訪問健診・ 予防相談指導事業 [健康推進課]	I	対する歯科訪問健語 による在宅歯科診療 入費用の助成	I .		9,792
71	在宅療養支援窓口事業	I .	相談センターに相談 環境の調整、医療関イ	窓口を設置 系者との事例検討会	等)	4,800

^{*}インフォーマルサポート 国などが行う公的な各種サービスに対し、家族や友人、近隣住民、ボランティアなどの非専門職による支援・援助 のこと

主要課題 No.**17**

認知症施策の推進

3 fatoAに 対象と指摘を



現状

- ▶本区では、令和元年6月に国が策定した認知症施策推進大綱の方針のもと、地域で安心して暮らせる「共生」と「予防」を柱に認知症施策を推進してきています。
- ▶また、令和5年6月には認知症基本法が成立したため、今後、国が策定する認知症施策推進基本計画を踏まえながら、本区の施策を総合的に推進する計画の策定等が必要となっています。
- ▶本区の要介護・要支援認定者のうち、日常生活 に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の 困難さが見られる高齢者は、5,000人付近を推移 しています。
- ▶ 区では、高齢者あんしん相談センターに「認知症 支援コーディネーター」を配置し、区・嘱託医 等と連携しながら、相談業務を行うほか、正し い知識・理解の普及啓発と早期の気づきを支援 する「認知症検診事業」、診断後伴走型支援を行 う「認知症ともにパートナー事業」などにより、 適切な医療・介護サービス等につなげています。
- ▶また、認知症サポーターを令和4年度までに 17,330人養成するとともに、家族の支援として、 認知症家族交流会や介護者教室等を行っています。
- ▶ 令和4年度の高齢者等実態調査では、必要と感じる認知症支援として、「介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス」や「認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援」が高い割合となっています。制度の周知のほか、本人や家族の意向に寄り添った支援体制づくりや、当事者の声を反映させた施策を実施する必要があります。

関連する主な計画等

文京区高齢者・介護保険事業計画 (令和6年度~令和8年度)

関連データ

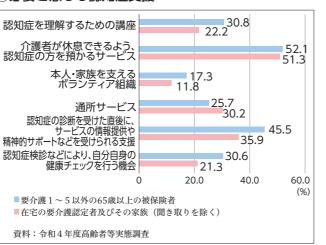
①認知症高齢者(日常生活自立度 I a 以上)の推移

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



令和4年と5年は、介護保険認定の随時的期間延長が 行われており、日常生活自立度が不明な方々がいるため、 3年度までと比べて人数が少なくなっています。

②必要と感じる認知症支援



認知症に対する本人や家族への支援については、〈第一号・要支援〉の79.2%、〈要介護(郵送)〉の71.3%が何らかの支援が必要と感じています。また、〈第一号・要支援〉、〈要介護(郵送)〉ともに、「介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス」や、「認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援」が高くなっています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発や、認知症本人の不安やニーズを受けとめ、本人と家族が主体となって活動できる場づくりなど、地域で支えるネットワークづくりを推進する必要があります。
- 認知症の発症時期や症状に応じた適切な支援を切れ目なく行うことに加え、認知症が重症化する前に早期に適切な支援につなげる仕組みを整備することが求められます。

4年後の目指す姿

認知症に対する区民の理解が深まり、認知症本人やその家族に対する支援体制が整備され、地域の中で自らの意向が尊重され、希望を持って安心して生活している。

計画期間の方向性

● 本人や家族を支える地域のネットワークづくり

認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発に取り組み、認知症本人やその家族の主体的な活動を支える地域のネットワークづくりを推進します。

● 切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり

認知症の初期段階から多職種が連携して支援する体制を整備し、適切な医療や介護につなげるとともに、認知症の早期の段階で支援につながる仕組みの構築を推進していきます。

手段(当初事業計画)

			左次	 計画		△和6左座
事業番号	1	人和(左连			△和○左告	令和6年度 事業費(干円)
ш-)	/	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	尹未良いの
72	認知症施策の総合的な推進			 認知症施策推進計画 	t contract to the contract to	
	(認知症に関する正しい知識・ 理解の普及啓発)	▶認知症サポータ ▶「チームオレンジ ▶認知症関係展示	Bunkyo」サポータ	一の養成		
	(切れ目ない支援体制づくり)	▶認知症支援コー ▶認知症ケアパス*	談、認知症初期集中 ディネーター・嘱託 作成・普及 「いきいきサポート」	医の配置		
	(行方不明認知症高齢者ゼロ 推進事業)	▶地域住民等によ▶身元確認用ステ	高齢者発見ネットワ る声かけ模擬訓練 ッカー・見守りシーク 営するGPS探索サー	ル等の配付		54,225
	(家族•本人支援)	▶認知症家族交流 ▶認知症本人交流	会、介護者教室、認会	知症カフェ*		
	(認知症検診・診断後支援)	■認知症検診・55~75歳まで・認知機能デジ・医師からのアト▶ PFS*の活用によ	の包括的なサポートの包括的なサポートの5歳ごとの節目を タル測定ツールによ ジバイスや管理栄養 る普及啓発・早期プ	る脳の健康度測定 士等による個別指導		

^{*}認知症ケアパス 認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス を受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの

^{*}認知症カフェ 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場

^{*} PFS (成果連動型民間委託契約方式) 民間事業者に委託等を行う事業で、解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定し、支払額を成果指標の改善状況に連動させるもの

77

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



フレイル予防及び介護予防・ 地域での支え合い体制づくりの推進



- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢 者における人と人とのつながりや生活機能およ び認知機能の低下が懸念される中、これまで以 上にフレイル*予防・介護予防の取組の推進と地 域での支え合いの体制づくりが必要となってい ます。
- ▶ フレイル予防の3つの柱として、栄養、運動、 社会参加が挙げられます。区ではコロナ禍にお ける高齢者への影響を踏まえ、前期高齢者への 介護予防のアプローチや高齢者のデジタルデバ イド対策を進め、新たなつながりの創出に努め ています。
- ▶ 令和4年度に実施した高齢者実態調査の結果に よると、要介護1~5以外の65歳以上の介護保 険被保険者 (第1号・要支援)、50歳以上の現役 世代のいずれについても、地域における会やグ ループ等への参加は減少傾向にあります。
- ▶ 特に、介護予防のための通いの場への参加につい ては、第1号・要支援で2.0%に留まっています。
- ▶ また、今後区に力を入れてほしいこととしては、 特に第1号・要支援の層では「健康管理、介護 予防 | が36.0%と最も多くなっています。
- ▶ 今後、医療・介護双方のデータを活用し、健康 課題等を抽出したうえで、より効果的にフレイ ル予防・介護予防を推進することが必要です。

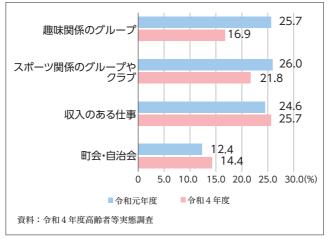
関連する主な計画等

76

- 文京区地域福祉保健計画 (令和6年度~令和8年度)
- 文京区高齢者・介護保険事業計画 (令和6年度~令和8年度)

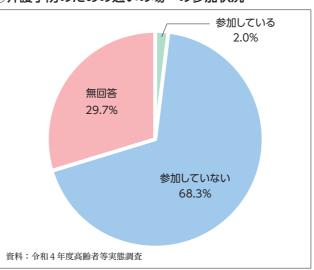
関連データ

①地域とのつながり・地域活動



令和4年度と元年度を比較すると、「趣味関係のグルー プレや「スポーツ関係のグループやクラブ」において、 参加状況が低下しています。

②介護予防のための通いの場への参加状況



区内在住の65歳以上の高齢者を対象に令和4年度に実 施した調査では、介護予防のための通いの場への参加率 は、2.0%に留まっています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 高齢者自らが健康管理や介護予防に取り組むことができるよう、介護予防に関する知識の普及啓発 を推進するとともに、身近な地域で継続して介護予防に取り組める場や、高齢者がいきいきと元気 に活動できる場の充実が求められます。
- 元気高齢者には福祉の担い手としての活躍が期待され、社会的役割を持つことにより、生きがいづ くり・介護予防を推進する必要があります。

4年後の 目指す姿

元気高齢者が地域活動や様々なサービスの担い手となり、住民主体の通いの場等を活用しな がら、介護予防と生きがいづくりが推進され、区民の健康寿命*の延伸が図られている。

計画期間の方向性

● フレイル予防及び介護予防の推進・活動の場の充実

身近な地域で介護予防活動に取り組むことができる機会を提供し、望ましい健康行動の実践を促します。また、 住民同士が助け合い、支え合う地域環境の構築に取り組むとともに、ハイリスクな高齢者を早期に発見し、適切 なサービスにつなげていきます。

● 社会的役割を担うことによる生きがいづくり

区民ボランティアが地域で自発的なフレイル予防活動を推進する役割を担えるよう、支援していきます。また、 地域活動の活性化が図られるよう、相談・支援に応じるとともに、活動につながっていない地域の個別の事案等 を、適切な活動に結び付ける参加支援にも取り組んでいきます。

| 手段(当初事業計画)

事業	計画車業/武裝調)		年次			令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
73	介護予防事業の推進 [高齢福祉課]	▶文の京介護予防 【ポジティブ・シニフ	体操・介護予防ボラ アをつなぐ応援プロ			34,833
74	文の京フレイル予防プロジェクト [高齢福祉課]	▶フレイルサポータ ▶フレイルチェック ▶フレイル予防教室	、保健師等専門職と	この連携、出張型フレ	イルチェック	2,688
75	地域介護予防活動支援事業 (通いの場) [高齢福祉課]	▶「住民主体の通い▶リハビリテーショ	、の場」開設・運営費 コン専門職の派遣	補助		8,820
76	生活支援体制整備事業 [高齢福祉課]	▶生活支援コーデ ▶生活支援コーデ		域人材の発掘及び	つながりづくり	33,936
66	小地域福祉活動の推進 [福祉政策課]	▶社会福祉協議会▶住民同士の支え	に地域福祉コーディ 合い体制づくり	 		36,059
77	元 気高齢者の社会参画支援事業 [高齢福祉課]	▶元気高齢者が活 (介護施設お助け 【ポジティブ・シニラ ▶高齢者のスマホト ▶出張講座等の実	響座、絵本の読み聞か 躍!介護施設ワーク け隊、介護施設就業化 アをつなぐ応援プロー 使い方教室	マサポート事業 本験セミナー) ジェクト】		30,170
78	ふれあいいきいきサロンへの助成 [福祉政策課]	▶高齢者等の地域	での交流の場(社会	福祉協議会が実施)	3,690
79	シルバー人材センターの活動支援 [高齢福祉課・介護保険課]		隊、買物支援おたが シンター会員の派遣	I .		55,392

*フレイル 加齢により心身の活力 (筋力、認知機能、社会とのつながりなど) が低下した状態。フレイルの兆候を早期に発見して正しい対処 をすれば、フレイルの進行を抑制したり、健康な状態に戻したりできる

*健康寿命 東京都保健所長会方式による65歳健康寿命のこと。65歳の人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と 考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すもの

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



高齢者等の居住安定の支援





現状

- ▶ 孤独死や経済的不安等を背景に、高齢者、障害者及びひとり親等世帯が民間賃貸住宅への入居制限を受けやすい傾向があります。
- ▶ 令和4年度の高齢者等実態調査では、今後介護が必要な状態になった場合に住み続けられる住まいだと思う割合は、要介護以外の65歳以上の被保険者と要介護者で6割程度、50歳以上の現役世代では4割程度にとどまっています。
- ▶ 令和4年度の障害者(児)実態・意向調査では、 在宅の方が地域で安心して暮らすために必要な 施策(複数回答可)に「居住支援の充実」及び 「障害者向け住まいの確保」と答えた方の割合が、 22.7%となっています。
- ▶本区の世帯数が12万7千世帯であるのに対して、 区内の住宅総数は約14万戸、そのうち賃貸用空 き住宅が8,720戸あり、これらの住宅ストックの 活用が可能です。
- ▶ 区では、平成27年度より、住宅の確保に配慮を要する高齢者等世帯を対象に「すまいる住宅登録事業」や「ライフサポートアドバイス事業」等、住まいの確保と住まい方を支援する「文京すまいるプロジェクト」を実施しています。
- ▶ また、平成29年度には、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき「文京区居住支援協議会」を設立し、不動産関係団体、居住支援団体及び区が連携して、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者に対する居住支援を推進しています。
- ▶ 令和2年度からは、「すまいる住宅」に居住する 高齢者等に対して、安否確認と費用補償をセットにした見守りサービスを提供することで、高 齢者等の入居に対する家主や不動産事業者の不 安の解消と理解を促進し、高齢者等の住まいの 確保を推進しています。

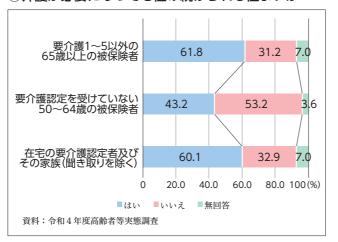
関連する主な計画等

78

文京区地域福祉保健計画 (令和6年度~令和8年度)

関連データ

①介護が必要になっても住み続けられる住まいか



「要介護 $1 \sim 5$ 以外の65歳以上の被保険者」、「在宅の要介護認定者及びその家族(聞き取りを除く)」では、「はい」(住み続けられる住まいである)がそれぞれ 6 割程度、「要介護認定を受けていない $50 \sim 64$ 歳の被保険者」では 4 割程度となっています。

②すまいる住宅登録事業の実績

(件)

年度	入居資格認定	登録住宅	入居決定
平成27	70	52	9
平成28	30	38	9
平成29	25	35	10
平成30	46	31	5
令和元	48	20	11
令和2	41	31	16
令和3	30	30	14
令和4	53	56	23

※高齢者、障害者及びひとり親世帯の合計数

資料: ぶんきょう (文の京) の社会福祉

見守りサービスの提供を開始した令和2年度以降、高齢者等の入居件数は着実に増加しており、住まいの確保が進んでいます。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 民間賃貸住宅の家主や不動産事業者が持つ高齢者等の入居に対する不安を解消し、理解を促すことで、 高齢者等の入居を拒まない住宅を確保するとともに、高齢者等が円滑に住み替えできる支援を行う必要 があります。
- 高齢者等が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、見守り等の居住支援を行う必要があります。

4年後の 目指す姿

不動産関係団体や居住支援団体等、多様な主体との連携のもと、居住支援の輪が広がり、住宅の確保に配慮を要する高齢者等世帯が、希望する住まいを確保し、住み慣れた地域で安心して暮らしている。

計画期間の方向性

● 高齢者等の住宅の確保・入居及び居住支援

不動産関係団体等と連携して、高齢者等の入居を拒まない「すまいる住宅」の登録を促進し、選択肢を広げることで、より多くの高齢者等が希望する住宅に住める環境を整えます。また、住み替えに対する支援や見守り等の居住支援を推進することで、高齢者等の居住の安定を図ります。

| 手段(当初事業計画)

事業	=1 == + \(-1 \) \(\tau \) = 1		年次	 計画		令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
80	文京すまいるプロジェクトの推進					
	(すまいる住宅登録事業)	●登録住宅の耐震▶家主・仲介業者へ▶移転費用等助成▶あんしん居住制▶すみかえサポー	の謝礼			
	(住まいの協力店整備事業)	▶「住まいの協力店 ▶居住支援セミナ・ ▶住み替え相談会		住宅の入居相談・あ	っせん)	83,677
	(ライフサポートアドバイザー事業)	▶生活援助員によ	る入居者の安否確認	g·生活支援·生活相	談	
	(居住支援協議会運営)		者の状況等の情報を			

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



主要課題 No.**20**

高齢者の見守りと権利擁護

現状

- ▶ 高齢者のいる世帯数は、年々増加傾向であり、 令和2年の国勢調査では約3万世帯となり、平 成12年と比べると28.3%の増となっています。 このうち40.4%が高齢者単独世帯です。
- ▶ 高齢者の見守りについては、高齢者あんしん相談センター及び関係協力機関が相互に連携し、地域全体で声かけや見守り等を行う「ハートフルネットワーク事業」や見守り相談員による訪問を実施しています。
- ▶また、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、高齢者の外出機会や家族等との交流機会が減少し、社会的孤立が懸念されたため、IoTを活用した新たな事業などを開始し、見守り体制の強化を図っています。
- ▶ 高齢者あんしん相談センターにおける、高齢者 虐待等に関する相談件数は、年間約300件を超え て推移しています。
- ▶成年後見に関する相談件数は、高齢者あんしん相談センターに年間約300件、社会福祉協議会(権利擁護センター)も年間1,000件以上の相談が寄せられており、今後も成年後見制度等の適切な権利擁護支援が求められています。
- ▶ 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年度~令和8年度)では、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進することが掲げられました。
- ▶ 令和3年度に社会福祉協議会に設置した中核機関が運営する「権利擁護支援連絡協議会」において、今後の地域における権利擁護支援のあり方を検討することとなっています。

関連する主な計画等

80

文京区高齢者・介護保険事業計画 (令和6年度~令和8年度)

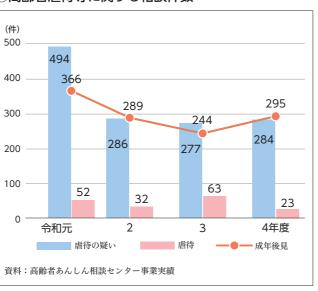
関連データ

①高齢者のいる世帯の推移



高齢者のいる世帯数は増加傾向にあり、特に単独世帯は 平成12年に比べて、令和2年は58.7%の増となっています。

②高齢者虐待等に関する相談件数



高齢者あんしん相談センターにおける、虐待及び虐待の疑いのある相談は、年間でおおむね300件を超えて推移しています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 高齢者を地域で見守り、支え合う体制を強化し、適切なサービスにつなげる必要があります。
- 高齢者虐待を未然に防止するため、早期発見とともに関係機関との緊密な連携が必要です。
- 支援を必要とする本人の意思決定支援の重要性の認識や、成年後見に留まらない権利擁護の担い手の育成に取り組む必要があります。

4年後の 目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で多くの人に見守られながら、個々の状況に応じた適切な支援を受けている。

計画期間の方向性

● 地域の見守り・支え合いの体制強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域での見守りネットワークに加え、IoTによる見守り支援を活用するとともに、地域の関係者が相互に連携して、見守り、支え合う体制を強化し、支援を必要とする高齢者を適切なサービスにつなぎます。

● 高齢者の権利擁護の推進

権利擁護支援が必要な人が、自らの価値観や選好に基づく意思決定を行いながら、尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、関係者や地域住民に幅広く普及・啓発を行うとともに、所得が低い方も安心して利用できる成年後見制度利用支援事業等の周知を図っていきます。

手段(当初事業計画)

事業	斗而审类/武英洲)		年次	計画		令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
81	ハートフルネットワーク事業 [高齢福祉課]	▶高齢者の見守り▶車いすステーショ(ハートフルネッ	ョン事業	での車いすの貸出し	۵)	815
82	地域包括支援センター(高齢者 あんしん相談センター)の充実 [高齢福祉課]	▶地域ケア会議、在	E宅医療・介護の連打	送続的ケアマネジメン 隽等 の見守り相談・訪問		360,480
83	高齢者緊急連絡カードの設置 [高齢福祉課]		帯等に緊急連絡カー 急連絡先・かかりつけ			2,258
84	高齢者等見守りあんしん事業 [高齢福祉課]	▶電話による見守)、看護師又は保健的 守り支援】	ジェクト】 	応)	13,155
85	成年後見制度利用支援事業 [福祉政策課]	▶権利擁護センタ・	担い手の養成・活躍	を見、相談)の機能強	化、	14,740
86	文京ユアストーリー [福祉政策課]	▶権利擁護サポー▶死後の諸手続き		後見制度等の利用支 家財処分の生前契約		2,009



主要課題 No.**21**

介護サービス基盤の充実



現状

- ▶ 介護保険制度における本区の要介護・要支援認定者数はおよそ9,100人となっています。また、要介護・要支援認定率は、令和4年度は20.2%となっています。
- ▶本区の高齢化率は、国や都よりも低い水準であるものの、今後、高齢者人口の増加が見込まれるため、介護サービスのニーズも更に高まっていくことが考えられます。
- ▶ 令和4年度の高齢者等実態調査結果では、力を入れてほしい高齢者施策・介護保険事業について「在宅医療・介護」が42.3%で最も多い状況です。また、要介護・要支援認定者の75.9%が、今後の暮らし方について、自宅での暮らしを希望しています。一方で、「施設サービスの充実」を求める声は37.5%となっています。
- ▶また、同調査結果では、区内の介護サービス事業所の54.2%が従業員不足を感じています。そのうち50.0%が「採用が困難」と回答しており、前回調査より10%ほど改善傾向にあるものの、賃金や社会的評価の低さ、精神的な仕事のきつさなど、その理由は前回と変わっていません。
- ▶国の試算では、将来必要となる介護職員数は 2025年度には約243万人、2040年度には約280 万人となっています。また、都の試算では、2025 年度に約31,000人の介護人材が不足するとして おり、本区においても、事業所の人材確保を支援 する必要があります。

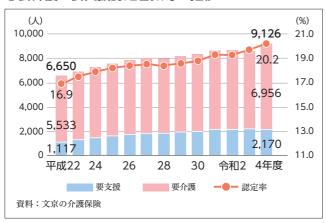
関連する主な計画等

82

文京区高齢者・介護保険事業計画 (令和6年度~令和8年度)

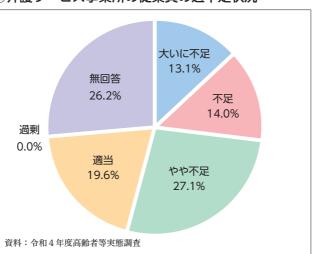
関連データ

①要介護・要支援認定者数等の推移



要介護・要支援認定者数は第1号被保険者(65歳以上の介護保険被保険者)・第2号被保険者(40歳以上64歳未満の医療保険加入者)の合計、認定率は第1号被保険者のみの算出です。平成22年度から令和4年度までの12年間で、認定者は2,476人、37.2%の増となり、認定率は3.3ポイント増加しています。

②介護サービス事業所の従業員の過不足状況



区内の介護サービス事業所の54.2%が、従業員不足を 感じており、「採用が困難」、「事業を拡大したいが人材が 確保できない」、「離職率が高い(定着率が低い)」などの 声が多く寄せられています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、(看護)小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者 グループホームなどの地域密着型サービスを拡充するとともに、特別養護老人ホーム、訪問介護、 通所介護などの介護サービスの安定的な運営を支援する必要があります。
- 介護サービス事業所におけるサービスの質の向上、若手職員の定着等に関する取組を支援し、介護 人材の確保・定着を図ります。

4年後の 目指す姿

多様な介護ニーズに対応する事業所の整備が促進されるとともに、介護人材が働きやすい環境整備を支援し、介護人材の確保・定着が図られることで、区民に必要な介護サービスが安定して提供されている。

計画期間の方向性

● 高齢者施設・介護サービス事業所の整備

高齢者・介護保険事業計画に示した整備方針等を踏まえ、公有地等の活用も視野に入れながら、民間事業者による整備を進めていきます。

● 介護事業従事者の確保・定着

介護の仕事の魅力発信や周知啓発を継続的に行うとともに、介護サービス事業所における、若手職員に対する 資質向上や、外国人介護人材の受入れ等に関する取組を支援し、介護人材の確保・定着を図ります。

手段(当初事業計画)

				=1 ==		
事業	計画事業(所管課)		年次			令和6年度
番号	2123 28 (2) 23 (3)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費仟刑
87	民間事業者による高齢者施設の 整備 「 介護保険課]	【特別養護老人ホー ●小日向二丁目国 設計		養護老人ホーム等の 工事	整備	70,826
88	地域密着型サービスの充実 [介護保険課]	(特別養護老人は ▶公有地及び民有 ▶整備事業者に対 ▶施設の老朽化等	トーム併設) 地を活用した地域智 する施設等整備費、 に対応した改修費用 を備計画に基づく公 居宅介護(1)	成密着型サービスの拡 落着型サービスの拡 開設準備経費等の 間の補助 夢・整備(令和6~8		6,875
89	旧区立特別養護老人ホームの 大規模改修 [介護保険課]		大規模改修(設計・]		-	23,633
90	介護人材の確保・定着支援 [介護保険課]	▶人材育成・定着式(資格取得研修受舎借上げ支援事	若年層向けパンフレ 支援 受講費補助、介護施 業補助、外国人介護 会運営、介護職員奨≤ 研修費等補助	マット、介護啓発番組 設従事職員住宅費補 人材の受入支援、プ 学金・公的資金返済	排助、介護職員等宿 、門的研修、事業者	46,978
77	元気高齢者の社会参画支援事業 [高齢福祉課]	▶元気高齢者が活	会参加推進事業 構座、絵本の読み聞れ 躍!介護施設ワーク け際、介護施設就業化	サポート事業		30,170

【行財政運営の視点】

介護サービス事業所の職場環境の向上や介護職員の負担軽減に効果が期待されている、ICT等の活用については、職員の習熟など様々な課題があることから、先行事業所の取組や国のモデル事業の検証等を踏まえ、支援方法について検討を進めていきます。



主要課題 No.**22**

障害者の自立に向けた 地域生活支援の充実

3 fべての人に 健康と額祉を -///◆



現状

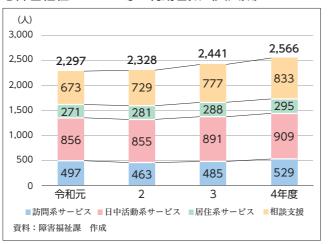
- ▶ 障害福祉サービス等の利用者は令和4年度末時点で2,566人で、元年度と比較すると、11.7%増加しています。
- ▶障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、障害者グループホームの支援内容の明確化や、相談支援体制の拡充等、障害者等の地域生活の支援体制の充実等が求められています。
- ▶ 親亡き後を見据えた障害者グループホームの整備 を希望する声が多く、区では開設に向けた整備費 等補助制度を拡充し、民間事業者による整備を促 進していますが、適地の確保等の課題があります。
- ▶ また、日中活動系サービスのうち生活介護のニーズは増加傾向にありますが、区内の一部の事業所では 定員を満たしており、受入れが困難な状況であること から、施設の整備を希望する声が多くなっています。
- ▶地域生活のための相談支援の拠点である障害者基 幹相談支援センターでは、地域生活支援拠点をは じめ、関係機関と連携し、困難事例等も含めた課 題解決に向けて、総合的・専門的な相談対応等を 行い、障害者の自立を支援しています。
- ▶ 国の基本指針において、障害者の地域生活を支援する機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を有した地域生活支援拠点の整備を促進することが示されています。区においては、そのうちの2つの機能(相談、地域の体制づくり)を実施しており、その他3つの機能の整備を進めています。
- ▶精神障害者の地域における支援体制の構築・強化を図るため、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、文京区地域精神保健福祉連絡協議会において、地域のアセスメントについて協議を行っています。

関連する主な計画等

- 文京区障害者·児計画(令和6年度~令和8年度)
- 文京区保健医療計画(令和6年度~令和11年度)

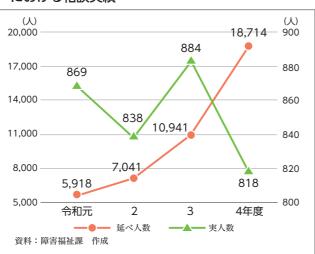
関連データ

①障害福祉サービス等の利用者数 (実人数)



令和4年度の相談支援利用者は833人であり、元年度と 比べ23.8%増加しています。その他、訪問系サービスが 6.4%の増加、日中活動系サービスが6.2%の増加、居住 系サービスが8.9%の増加となっています。

②障害者基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点 における相談実績



令和4年度の実人数は818人であり、元年度と比べて5.9%減少していますが、4年度の延べ人数は、18,714人であり、元年度と比べ約3.2倍に増加しています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 障害者のニーズに応じたサービスを提供するため、施設整備を進めていく必要があります。
- 障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等が連携しながら、地域生活のための相談支援体制を強化することが求められます。
- 文京区地域精神保健福祉連絡協議会を「協議の場」として地域のアセスメントについて協議を行い、 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け検討します。

4年後の 目指す姿

障害者の地域生活を支える相談支援体制が充実するとともに、ニーズに応じたサービスや施設が拡充され、障害者がそれぞれの実情に合った、安心した生活を送っている。

計画期間の方向性

● 障害者のニーズに応じたサービス・施設の拡充

障害者の自立した生活を支援するため、生活介護等の日中活動系サービスの充実を図るほか、障害者グループホームの整備を推進するなど、障害者のニーズに応じたサービスや施設を拡充します。

● 地域生活支援拠点の機能の拡充

地域生活支援拠点に求められる5つの機能のうち、未実施の機能についても、地域における関係機関と連携し、 面的整備型の方法により拡充を進めます。

● 精神障害者の地域における支援体制の構築・強化

精神障害者が地域で安定した暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者等、精神障害者の地域支援に関わる関係者等において、保健医療・障害福祉の両方の視点から地域の課題等の議論を深め、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

手段(当初事業計画)

事業	計画事業/記答調)		年次	計画		令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
58	障害者(児)施設整備促進事業 [障害福祉課]	(対象施設) 障害者グループ: (補助内容) ・整備費率及び・ ・整備動車地質の・ ・土地賃借に限の・ ・開設費用に限のが ・開きでは、 ・開きでは、 ・開きでは、 ・開きでは、 ・関連を活用して ○区立放課後等デ 【公有地を活用した。	る補助 広充 た障害児施設整備 イサービス事業所	施設、障害児通所施 1		235,674
91	障害者基幹相談支援センターの 運営 [障害福祉課]	▶人材育成と家族▶関係機関とのネ	な相談支援活動の扱 全体の重層的課題を ットワーク構築 行・地域定着に関す	含んだ高度かつ複雑	まな内容の相談支援 	92,597
92	地域生活支援拠点運営事業 [障害福祉課]	▶地域生活支援拠▶関係機関等と連◎緊急時受入れの	携した障害者の居住	主支援体制の充実		152,400
93	精神障害者の地域移行・地域定 着事業 [予防対策課・障害福祉課]	【地域包括ケアシス ▶保健・医療・福祉 (課題の整理と地	ス、地域安心生活支 テムの構築】 関係者等の協議会 地域ビジョンの設定等 の退院後支援体制の	等)		767,521



障害者の一般就労の №23 定着・促進

3 f^\to人に 月 - ハ ◆

現状

- ▶障害者が地域で自立した生活を送るためには、 障害の特性や健康状態などにあわせた働き方が できる多様な雇用の場が必要です。また、令和 4年度の障害者雇用促進法の改正により、8年 度までに段階を踏んで法定雇用率を2.7%に引き 上げることのほか、6年度から週所定労働時間が 10時間以上20時間未満の精神障害者・重度身体 障害者・重度知的障害者においても、企業の法 定雇用率の算定対象に加えることができるよう になりました。
- ▶ 令和4年6月1日時点において、区内における 法定雇用率達成企業数の割合は30.0%となって おり、都全体の割合32.5%より低くなっていま す。
- ▶ 令和4年度の福祉施設から一般就労への移行者 数は77人(元年度67人、2年度54人、3年度57 人)と、過去3年間に比べ増加しています。
- ▶ 企業における障害者雇用意欲は依然として高いものの、障害者にとって、生活習慣や対人関係習得のスキル等、就労する前の準備に時間がかかるケースもあり、生活面からの支援も求められています。障害者就労支援センターでは、障害者の一般就労の機会拡大を図るとともに、身近な地域での就労面や生活面の支援を行っています。
- ▶ 令和4年度の障害者(児)実態・意向調査では、 一般就労している障害者にとっての困りごとと して、仕事中の体調の変化に不安があるとする 割合が最も高くなりました。また、一般就労す るために希望する支援としては、自分に合った 仕事を見つける支援や、就労に向けての相談、 企業等における障害理解の促進が高い割合を占 める結果となりました。

関連する主な計画等

86

文京区障害者・児計画(令和6年度~令和8年度)

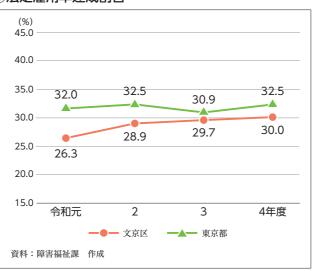
関連データ

① 障害者就労支援センターの活動実績



障害者就労支援センターでは、就職準備支援や職場定 着支援、生活支援等を行っています。新規就労者数は40 ~50人前後で推移しています。

②法定雇用率達成割合



各年6月1日現在の状況。都全体の割合より低い状況 が続いています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 企業における多様な就労環境を整えるとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労定着を 支援することが求められます。
- 一般就労に向けて、生活面・医療面の支援を必要とするケースが増加傾向にあることから、関係機関との連携を一層強化し、地域全体で職業生活を支える取組を推進することが必要です。

4年後の 目指す姿

障害の特性にあわせた多様な就業形態・雇用機会が確保され、一般就労した障害者の就労定 着が図られている。

計画期間の方向性

障害者の多様な就労機会の拡大

企業や障害者に対しての就労支援、就労定着支援の充実を図るとともに、障害の特性にあわせた多様な働き方ができるよう、就業形態、就労機会の拡大等、きめ細かな支援を行っていきます。

● 一般就労への移行・定着

一般就労への円滑な就労移行、定着を進めるため、医療機関、保健所、地域生活支援拠点等と連携して、生活面・医療面の支援を行い、就労を希望するだれもが障害の状態と能力に応じた仕事に就くことができるように取り組みます。

手段(当初事業計画)

事業	計画車業(記答調)		年次	 計画		令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
94	障害者就労支援センター事業 [障害福祉課]	▶職場実習支援(別 ▶職場定着支援(別 ▶生活支援(職業生	就職活動・履歴書作月 と習先の職場環境調 就職後の継続したフ 上活全般の相談・助う 管理、キャリア支援、	整) オロー)	(1)	69,568
95	中小企業等障害者職業体験 受入れ助成事業 [障害福祉課]	▶職業体験受入れ	奨励金、雇用促進奨	励金		497
96	就労定着支援の推進 [障害福祉課]	I .	・体調管理等の指導業所に対する説明会			2,810

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



8

主要課題 No.**2**4

障害者差別の解消と 権利の擁護

建 壮

- ▶ 令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、 事業者による合理的配慮提供の義務化等が規定 されました(令和6年4月施行)。また、4年5 月に障害者による情報の取得利用、意思疎通に 係る施策を総合的に推進するため、障害者情報 アクセシビリティ・コミュニケーション施策推 進法が施行されました。
- ▶ 区では、障害の有無に関わらず全ての人が安心して生活できる地域社会の実現に向け、文京区手話言語条例及び文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例を踏まえた取組を進めています。
- ▶ 法改正や条例を踏まえ、情報のバリアフリーに向けた取組を推進していきます。
- ▶国では令和4年度から5年間の第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進することが掲げられています。
- ▶社会福祉協議会の権利擁護センターには、高齢者や障害者等に係る成年後見制度等の権利擁護の相談が年間1,000件以上寄せられており、今後も成年後見制度等の適切な権利擁護支援が求められています。また、社会福祉協議会に設置した中核機関では「権利擁護支援連絡協議会」を運営し、今後の地域における権利擁護支援のあり方を検討しています。
- ▶ 区が設置している障害者虐待防止センターでは、 虐待の通報・相談を受け付け、関係機関と連携 を図って事実確認や安全確認を行い、解決に向 けた支援を行っています。

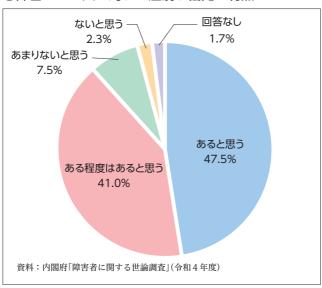
関連する主な計画等

88

文京区障害者・児計画(令和6年度~令和8年度)

関連データ

①障害のある人に対する差別や偏見の有無



内閣府の調査では、世の中には障害のある人に対して、 障害を理由とする差別や偏見があると回答した人の割合 は88.5%でした。

②障害者虐待防止センターの相談件数の推移



相談件数は、令和元年度と4年度が最も多く、虐待認定件数は近年0件で推移しています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 障害者が主体的に社会参画でき、心豊かに生活を送ることができる環境整備が必要です。
- 支援を必要とする本人の意思決定支援の重要性の認識や、成年後見に留まらない権利擁護の担い手 の育成に取り組むとともに、障害者虐待について幅広く理解を深めることが求められています。

4年後の 目指す姿

区民や事業者が、障害者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する理解を深め、障害者が差別や虐待を受けることなく、自らの権利が十分に守られ、安心して暮らしている。

計画期間の方向性

● 心・情報のバリアフリーの推進

障害者差別の解消のため、合理的配慮に対する正しい知識を広め、理解の促進を図るとともに、心と情報のバリアフリーを推進するため、障害者理解のための啓発を行います。

● 虐待防止のための取組と権利擁護の推進

障害者虐待についての理解促進を進めていくとともに、権利擁護支援が必要な人が、自らの価値観や選好に基づく意思決定を行いながら、尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、関係者や地域住民に幅広く普及・啓発を行い、所得が低い方も安心して利用できる成年後見制度利用支援事業等の周知を図っていきます。

手段(当初事業計画)

				=1-		
事業	計画事業(所管課)		年次	計画		令和6年度
番号	可图字术(///百杯/	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
97	障害者差別解消推進事業 [障害福祉課]	障害者差別解消障害者差別解消	支援地域協議会(情 に係る普及啓発	報交換・取組の協議	蹇)	397
98	心と情報のバリアフリー推進事業 [障害福祉課]	♪心のバリアフリー▶情報のバリアフリー	- ラム」の支援(講演: - ハンドブックの活月 リーの推進 つ取得及び利用並び	用	等)	8,119
99	障害者虐待防止事業 [障害福祉課]		センターの運営(虐、障害者施設従事者	I .	対応)	374
85	成年後見制度利用支援事業 [福祉政策課]	▶権利擁護センタ	用助成事業(後見人 一(利用支援、法人を 担い手の養成・活躍 核機関の運営	後見、相談)の機能強	化、	14,740



⇒□ 生活困窮者の自立支援







現状

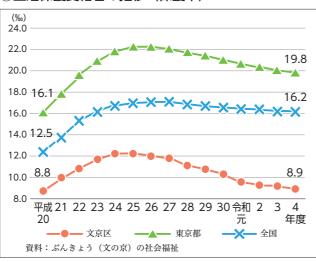
- ▶ 自立相談支援事業では、生活困窮者の自立に向けた総合的な相談支援を実施しています。コロナ禍で顕在化した相談者層も含め生活困窮者が抱えている課題を分析し、支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を作成し、これに基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を行っています。
- ▶ 令和2年3月から順次始まった新型コロナウイルス感染症拡大に対応した国の支援施策は、5年3月以降順次終了してきています。
- ▶ 住居確保給付金の支給に必須要件であった求職 活動等が令和2年4月より感染予防の観点から 緩和されていましたが、5年4月以降は従前の 要件に戻っています。
- ▶被保護者数はゆるやかな減少傾向にありますが、 生活保護の相談及び自立相談支援機関の相談件 数は増加しています。
- ▶ ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定した職に就くことができるように資格や技能の取得のため、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、「自立支援教育訓練給付金事業」と「高等職業訓練促進給付金事業」を実施しています。コロナ禍の行動制限が緩和された後、相談者数が増加しています。
- ▶ ひとり親家庭の母及び父へチラシ等で周知を行い、事業を利用することで、資格や技能を取得し、就労や安定した生活が送ることができるように相談・支援を行っています。

関連する主な計画等

文京区地域福祉保健計画 (令和6年度~令和8年度)

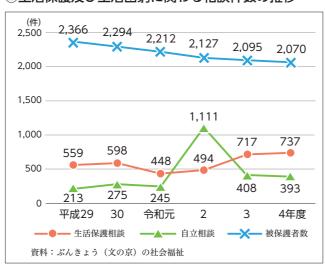
関連データ

①生活保護受給者の推移(保護率)



本区の生活保護の保護率は、平成24年度まで増加を続けていましたが、生活困窮者への支援施策等により、近年は増加が抑えられています。また、本区の保護率は全国や都と比較して低い状況にあります。

②生活保護及び生活困窮に関わる相談件数の推移



被保護者数は平成29年度から令和4年度にかけて296 人減少していますが、生活保護相談は178件、自立相談は 180件増加しています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 生活困窮者が抱える困難や支援ニーズは複合的な課題を含むものも多いため、生活困窮者自立支援制度の外側にある他制度との連携も促進し、生活困窮者本人の尊厳を保持した包括的な支援を実施していくことが求められています。
- ひとり親家庭が自立し、安定した生活を送るために、就職に有利な資格や技能の取得に関する支援が求められます。

4年後の 目指す姿

生活困窮者が、個々の状況に応じた効果的な支援を受け、社会的・経済的に自立した生活を送っている。

計画期間の方向性

● 個々の状況に応じた包括的・継続的な支援

生活困窮者やひとり親家庭の親が、社会的・経済的に自立できるよう、本人の状況に応じた、包括的・継続的な支援を行います。

手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)		年次計画			令和6年度
番号	可圆争来(所包珠/	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
100	生活困窮者自立支援相談事業 [生活福祉課]	▶住居確保給付金 ▶就労準備支援事 ▶一時生活支援事	業(就労に必要な知	定期間家賃相当額 識・能力の向上) 生活困窮者に宿泊		39,949
101	母子家庭及び父子家庭自立支 援給付金事業 [生活福祉課]	▶自立支援教育訓	練給付金、高等職業	訓練促進給付金 等		18,024

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



主要課題 No.**26**

区民の主体的な健康づくり



現状

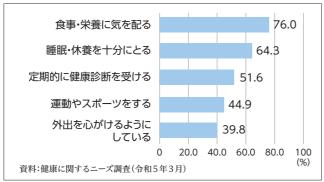
- ▶国の「健康日本21 (第三次)」においては、「全ての国 民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実 現」をビジョンとしています。本区では、だれもがい きいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地 域社会を目指しています。その実現に向けて、区民一 人ひとりのライフステージやライフコースに応じた健 康づくりのため、適切な食生活や運動習慣の定着など、 意識的な生活習慣改善への支援が求められています。
- ▶ 令和4年度の健康に関するニーズ調査では、「普段、健康に気をつけている」と回答した区民は83.2%となっており、そのうち「食事・栄養に気を配る」が76.0%、「睡眠・休養を十分にとる」が64.3%などとなっています。また、区民の喫煙習慣は8.1%で、前回の調査より3.8%減少しており、喫煙経験がある区民のうち、61.8%が禁煙したいと思うと回答しています。さらに、生活習慣病の健診等の受診については、「区の健康診査」、「勤務先での健康診査」、「人間ドック」、「その他」の合計は、79.6%となっています。一方、「健診等を受けなかった」は16.2%となっています。
- ▶また、令和4年度の特定健康診査受診率は43.5%、特定保健指導実施率は14.5%となっており、第2期データヘルス計画において11年度の区の目標値を、特定健康診査受診率47.8%、特定保健指導実施率19.2%としています。
- ▶ 令和3年の区民の死因のうち、生活習慣とのかかわり が強い3大死因(悪性新生物・心疾患・脳血管疾患) の割合は、全体の49.0%となっています。
- ▶ 区では、運動・食事などの基本的な生活習慣の改善を促す講座等の事業を実施しています。コロナ禍でも実践できる運動や身体活動量を増やす体操の啓発により、事業参加者の意識向上度は98%と、運動習慣の動機付けの機会となっています。また、禁煙や受動喫煙防止の取組を推進しています。

関連する主な計画等

- 文京区保健医療計画(令和6年度~令和11年度)
- 文京区国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期 特定健康診査等実施計画(令和6年度~令和11年度)

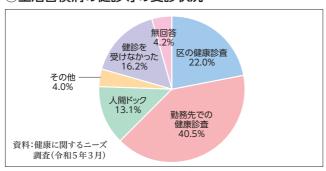
関連データ

①健康に気をつけている具体的な内容

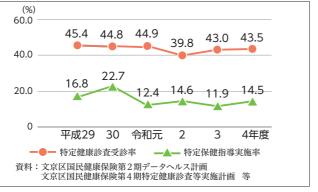


食事や栄養、睡眠については、多くの区民が気をつけています。

②生活習慣病の健診等の受診状況



③特定健康診査・特定保健指導の実績



40歳以上の国民健康保険加入者に対して区が実施している特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率はともに横ばい傾向にあります。

(参考:令和3年度市町村国保(全体)の特定健康診査受 診率は36.4%、特定保健指導実施率は27.9%)

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 健康の保持増進のため、区民一人ひとりに適切な食習慣や運動習慣など、健康的な生活習慣の必要性を周知し、意識的な生活習慣改善を促す必要があります。
- 区民が健康管理に努められるよう、健康に寄与する様々な機会を提供するとともに、特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上を図る必要があります。
- 区民の喫煙率の低下に向けた取組を充実させるとともに、受動喫煙を防止するための措置を総合的・効果的に推進する必要があります。

4年後の 目指す姿

健康の保持増進のため、区民一人ひとりが、健康的な生活習慣の必要性を理解し、主体的に 健康管理を行っている。また、区民等の喫煙による健康被害に関する意識が高まり、主体的な 禁煙行動が促進されている。

計画期間の方向性

健康増進に向けた生活習慣の改善促進と主体的な健康管理

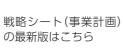
区民の健康の保持増進のため、適切な食習慣の改善や運動習慣の定着など、健康的な生活習慣の必要性を周知するとともに、日常的に運動ができる機会等を提供し、意識的な生活習慣改善を促します。また、生活習慣病の早期発見のため、健康診査等の受診率や実施率の向上に取り組み、重症化予防を推進します。

喫煙による健康被害の防止

喫煙による健康被害を防止するため、たばこと健康に関する正しい知識の情報発信に努め、主体的な禁煙に向けた取組を支援するとともに、望まない受動喫煙を生じさせない環境の整備と普及啓発に取り組みます。

手段(当初事業計画)

事業	計画車業/武祭舗)		年次			令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
102	生活習慣病予防事業	▶生活習慣病予防	教室、ウォーキング	教室、健康スキルア・	ツプ教室	2,919
103	健康づくり事業 [保健サービスセンター]	▶健康検査、自主ト	トレーニング事業、領	建康づくり運動教室		42,998
104	食育普及 [健康推進課]		、 んきょう野菜塾、子 事業の実施(加盟店	ども野菜塾、講習会(の募集・登録等)	の開催	3,636
105	特定健康診查·特定保健指導 [国保年金課·健康推進課]	▶後期高齢者医療 (対象:後期高齢 ▶特定保健指導	者医療制度の被保		る方)	407,672
106	受動喫煙防止対策事業	▶施設管理権原者 (ハンドブック、根	発(ポスター、チラシ) 等への普及・啓発 票識掲示パンフレット 京都受動喫煙防止条	 - -		367
107	喫煙・受動喫煙による健康被害 防止の普及啓発及び禁煙支援 [健康推進課]	▶禁煙・受動喫煙▶禁煙外来治療費	防止の啓発(リーフレ 助成	ット、ポスター等)		740
108	糖尿病性腎症重症化予防事業 [国保年金課]	▶保健指導(支援語	1	 台療への移行防止 		7,746
109	受診・服薬の適正化 [国保年金課]	▶医療費通知	薬品の普及(差額通知 大学(重複服薬が疑れ			8,778



がん対策の推進



- ▶ 令和3年の本区の死亡者総数は1.694人であり、 死因の第1位は悪性新生物(27.2%)となって います。
- ▶ 令和4年度の健康に関するニーズ調査では、過 去1年間(乳がん、子宮頸がんは過去2年間)に がん検診(職場の検診や人間ドック等を含む)を 受けたと回答した区民は、胃がん44.3%、大腸 がん43.9%、肺がん38.3%、子宮頸がん51.3%、 乳がん51.9%でした。
- ▶ また、「普段、健康に気をつけている」と回答し た区民は83.2%でしたが、そのうち「定期的に 健康診断を受ける | と回答した割合は、51.6% であり、前回調査より上昇しているものの、が ん検診等の更なる受診勧奨が必要です。
- ▶日本人が生涯でがんに罹患する確率は、男性 65.5%、女性51.2%で2人に1人と言われてお り、がん医療の進歩によって治療を継続しなが ら社会生活を送るがん患者が増えています。
- ▶ 国の「がん対策基本法(平成18年法律第98号)| に基づき策定される「がん対策推進基本計画(第 4期)」(令和5年3月閣議決定)においても、が んとの共生に向けた対策が求められています。
- ▶ 区では、アピアランスケアとして、がん患者へ ウィッグや胸部補整具等の購入費用を助成する など、がん治療に伴う脱毛等に悩む区民へ心理 的・経済的負担の軽減を図っています。
- ▶ がんに罹患しても、がん患者及びその家族が、 安心して前向きに日常生活を送ることができる ような支援が求められています。

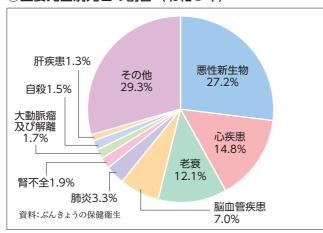
関連する主な計画等

94

文京区保健医療計画(令和6年度~令和11年度)

関連データ

①主要死因別死亡の割合(令和3年)



悪性新生物(がん)は、全死因の中の第1位で、3割 近くを占めています。また、悪性新生物・心疾患・脳血 管疾患のいわゆる三大生活習慣病の割合は49.0%と、死 亡者数の半数近くを占めています。

②区がん検診の受診率



令和4年度の区がん検診の受診率は、胃がん15.1%、 大腸がん26.6%、肺がん28.6%、子宮がん41.1%、乳が ん39.1%となっており、子宮がん・乳がんで増加傾向が 見られますが、まだ国目標(60.0%)に達していません。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- がんの早期発見・早期治療のため、各種がん検診受診率の更なる向上が求められます。
- 治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増えていることから、がん患者等の療養生活の質の 向上等、地域生活に向けた支援が必要です。

4年後の 目指す姿

区民が、がんに関する正しい知識を持ち、主体的ながん検診の受診が促されるとともに、が ん患者及びその家族ががんと共生しながら自分らしい地域生活を送っている。

計画期間の方向性

● がんに関する知識の普及と検診受診率の向上

がんに関する正しい知識の普及啓発を推進するとともに、国の指針に基づく検診を実施し、がんの早期発見・ 早期治療に向けて、受診率の向上に取り組んでいきます。

● がん患者等の地域生活に向けた支援の推進

がん患者及びその家族が、がんと共生しながら自分らしい地域生活を送れるよう、必要な支援の充実を図ります。

| 手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)		年次	計画		令和6年度
番号	計画事業(別長珠)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費仟円
110	各種がん検診の実施 [健康推進課]	【胃がん検診】 ・40歳以上の区」 ・50歳以上の区」 ・50歳以上の区」 【大腸がん検診】 ・40歳以上の区」 【肺がん検診】 ・40歳以上の区」 【子宮がん検診】 ・20歳以上の偶診 ・受診勧奨(21歳 【乳がん検診】 ・40歳以上の偶診	民:胃部X線検査 数年齢の区民:胃内 民:便潜血検査 民:胸部X線検査 数年齢の区民(女性 気の女性に無料クー:	診の受診履歴の管理 視鏡検査):子宮頸部の細胞語 ポン券・検診手帳を対):乳房X線検査(マン ポン券・検診手帳を対	 	723,548
111	がん知識の普及・啓発 [健康推進課]	I	ァンペーン(乳がん検 演会・啓発イベント、			750
24	健康・体力増進事業 [教育センター]	▶地域大学との連▶「文京版サーキッ▶体力・健康づくり	ーナー[小学校]・テ 携(体力向上アドバートトレーニング]の に関するイベント等	1	派遣等)	40,346
112	がん患者ウィッグ購入等費用助成	▶ウィッグ・医療用	帽子・胸部補整具等	€の購入・リースへの	助成	25,152
113	骨髄移植ドナー支援制度 [予防対策課]		入院または通院期間 たはドナーが勤務す	引中の休業補償(助尿 る事業所)		508
114	骨髄移植など特別の理由による 任意予防接種費用助成制度 「 予防対策課]	▶骨髄移植等の理費用の助成	由による接種済みの)定期予防接種の再	接種に係る	345



No.28

新興・再興感染症対策の



- ▶ 新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8 日から、感染症法上、「5類感染症」に移行しま した。しかし、諸外国との人流・物流の増加、 人獣共通感染症や薬剤耐性菌の増加等を背景に、 新興感染症・再興感染症*のリスクは、今後も高 まる可能性があります。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの 取組を踏まえ、感染症法に基づく「予防計画」を 策定し、健康危機発生時の全庁的な支援体制の 構築や訓練等の実施などにより、持続可能な保 健所の健康危機管理体制構築に向けて、取り組 んでいきます。
- ▶ 日本では令和3年、人口10万人当たりの結核罹 患率が9.2と初めて10を切り、結核「低まん延 国 | となりました。4年も罹患率は8.2と、引き 続き「低まん延国」の水準を維持しており、区の 罹患率は全国平均を下回る6.6となっています。 しかしながら、全国で見るといまだ年間1万人 以上が感染しており、結核は決して過去の病気 ではありません。高齢化に伴う合併症や国際化 の進展に伴う外国出生患者の増加、薬剤耐性結 核への対応など、結核を取り巻く状況は複雑化 しています。
- ▶ また、都内における令和4年の梅毒報告数が 3.677件となり、平成11年の調査開始以来、最多 となりました。
- ▶ 国は麻しん・風しんワクチン接種率の目標を 95%以上としており、区でも近年第1期、第2 期ともに、95%以上で推移してきましたが、新 型コロナウイルス感染症の拡大以降、第2期で 95%を下回る年が発生しています。

関連する主な計画等

- 文京区新型インフルエンザ等対策行動計画
- 文京区保健医療計画(令和6年度~令和11年度)
- 文京区感染症予防計画(令和6年度~令和11年度)

関連データ

①結核り患率



全国の結核罹患率は減少傾向にあり、2021(令和3) 年に初めて10を切りました。本区においては、2019(令 和元)年に罹患率の増加があったものの、2022(令和4) 年には全国平均を下回る水準となっています。



都内の2022 (令和4)年の梅毒報告数は3,677件で、1999 (平成11) 年の調査開始以来、過去最多となりました。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 区民が正しい知識を持って感染症を予防できるよう、あらゆる年代に向けた正確かつ迅速で効果的 な方法により、日常の衛生管理意識や予防行動について、啓発する必要があります。
- 庁内のほか、国や都、医療機関等との連携やICTの効果的な活用等を平時から推進し、新興・再興感 染症発生リスク増加への備えを強化していく必要があります。

4年後の 目指す姿

区民が正しい知識を持って感染症の予防に努めるとともに、感染症有事に備えた総合的な健 康危機管理体制が構築され、新興・再興感染症の発生時における区民生活の安全が確保されて

計画期間の方向性

感染症予防対策の推進

あらゆる世代の区民等に対して、適時的確な方法により、感染症発生状況等の情報や感染症についての正しい 知識、適切な予防対策について、周知・啓発を行うとともに、適正な予防接種事業の推進に取り組みます。

健康危機管理体制の整備

国や都、医療機関等との連携強化や全庁的な支援体制の構築等、感染症有事に備えた総合的な健康危機管理体 制を予防計画等に基づき構築します。

● 感染症の拡大防止

感染症有事の際の迅速な対応及びまん延防止のため、ICTの効果的な活用や有事に備えた訓練等に取り組みます。

| 手段(当初事業計画)

→ 21"					計画		△和6年度
事業番号		計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和6年度 事業費(千円)
115	新興•再	月興感染症対策推進事業 予防対策課]					
	(感	終染症予防対策の推進)	▶感染症発生状況 ▶定期予防接種の ▶任意予防接種の ●助成拡充・項目返 (おたふくかぜワ	費用助成	予防策等の普及啓発 と回、		1,308,075
	(健	健康危機管理体制の整備)		医療機関等の関係権 づく保健所体制の割		確保	
	(感	蔡染症拡大防止)		i ·			

^{*}新興感染症・再興感染症 新興感染症とは、これまで知られていなかった新しい感染症(新型インフルエンザ、エボラ出血熱等)をいい、再 興感染症とは、既に克服したと考えられていたにもかかわらず、再び猛威を振るい始めた感染症(結核・デング熱等) をいう。



総合的な自殺対策の推進



- ▶ 全国の自殺者数は、平成10年の3万人を超える 状況から高止まり傾向が続き、22年以降は減少 に転じていました。しかしながら、新型コロナ ウイルス感染症等を含め、令和2年以降、自殺 の要因となり得る様々な問題が悪化したことに より、自殺者数は上昇傾向となり、特に女性は 3年連続で増加、小中高生は4年度に過去最多 となっています。
- ▶ この状況を踏まえ、令和4年10月に改正された 国の自殺総合対策大綱、5年4月に改正された 都の自殺総合対策計画においては、自殺者数は 男性、特に中高年男性が大きな割合を占めるこ とは変わっていないものの、今後対応すべき課 題として、子ども・若者の対策の更なる推進や 女性に対する支援の強化等が掲げられています。
- ▶ 本区における自殺者数は、直近5年で年間18~ 26人で推移しています。また、自殺の原因や動 機では、健康問題が一番多くなっています。
- ▶ 自殺は、健康問題、経済・生活問題、家族問題、 勤務問題など様々な要因とその人の性格傾向、 家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、 精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な 視点を含む包括的な取組が重要です。また、こ のような包括的な取組を実現するためには、区 の関係各課や既存の様々な分野の関係機関との ネットワークを最大限に活かした上で、様々な 分野の人々や組織の密接な連携を促進する必要 があります。
- ▶ 区では、養成講座等で、自殺対策を推進する上 で基盤となるゲートキーパーの育成に取り組む ほか、自殺未遂者等のハイリスク者への支援の あり方について検討するため、区内医療機関等 と意見交換会を開催するなど、総合的に自殺対 策を推進しています。

関連する主な計画等

• 文京区自殺対策計画(令和6年度~令和10年度)

関連データ

①自殺死亡率の推移



全国や都の自殺死亡率はコロナ禍で微増傾向にありま す。本区においては、増減を繰り返しながら、減少傾向 となっています。

②自殺の原因・動機別割合(平成29年~令和3年)



遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる 原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上しています。 自殺の原因・動機は「健康問題」が最も多い状況です。

課題解決に向けて取り組むべきこと

● 自殺の背景・原因には、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因が複雑に関係してい るため、自殺のサインに気づき自殺予防につなげる人材育成や自殺対策の正しい知識の普及啓発、 関係機関との連携によるネットワークの強化を行う必要があります。

4年後の 目指す姿

誰も自殺に追い込まれることのないよう区民一人ひとりの気づきと見守りを促すとともに、 自殺のリスクとなり得る様々な生きづらさを抱える人に対して、社会的な支援の手が差し伸べ られ、区の自殺死亡率の減少傾向が維持されている。

計画期間の方向性

● 自殺対策の啓発と人材育成

自殺対策は「生きるための支援」であるため、区民一人ひとりが自殺対策に関することを正しく理解し、自殺 対策の重要性を認識できるよう、啓発活動と周知を推進します。また、自殺対策を推進する上で基盤となる人材 育成を計画的かつ継続的に実施します。

● 関係機関・地域ネットワークの強化

孤独や悩みを抱える人を早期に発見できるよう、幅広い層に適切な支援を行うとともに、関係機関が連携し、 相談しやすい地域づくりを促進し、自殺対策を推進するための環境を構築します。

手段(当初事業計画)

事業	計画車架/記ᄷ細/		年次	 計画		令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
116	総合的な自殺対策の推進 [予防対策課]					
	(自殺対策の啓発・周知)	▶講演会、相談窓に 自殺対策強化月 ▶ICTを活用したE		タルチェックシステ♪	4,	
	(自殺対策を支える人材育成)	▶ゲートキーパー	養成講座(区民·職員	・関係機関)		7,564
	(関係機関等のネットワーク)	▶自殺未遂者等の	議・自殺対策委員会 ハイリスク者支援に 5向のネットワークを	関する意見交換会		







戦略シート(事業計画) の最新版はこちら





現状

- ▶ 国の経済センサス調査では、本区の中小企業数は 減少傾向にあり、令和3年調査における区内事業 所数は、13,761です。
- ▶ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の 停滞により大きな影響を受けた区内中小企業の事 業継続を支援するため、特別融資による資金繰り の支援や家賃、雇用継続のための人件費、設備投 資、経営相談等の経費に対する補助を行いました。
- ▶ コロナ収束後も、物価やエネルギー価格の高騰、 国際情勢の変化が相次いだことから、区内中小企 業は依然として原材料費の上昇や資金繰りの悪化 などの厳しい状況に置かれています。
- ▶経済産業省の2023年版中小企業白書によると、有 効求人倍率等の雇用指標には回復傾向が見られる 一方で、中小企業の人手不足感は、景気が持ち直 していく中で強くなっている傾向にあり、企業の持 続的な発展には人材の確保が深刻な課題となって います。
- ▶ 区内中小企業は今後、コロナ収束後を視野に入れ、 設備や人への投資による経営力の強化や、環境保 全、SDGsの達成に向けた取組等が求められています。
- ▶ 国が新しい資本主義実現会議にて決定したスタートアップ育成5か年計画で、令和4年を「スタートアップ創出元年」と位置付けるなど、創業への社会的な関心は高まっています。
- ▶ 区では、創業に関する支援事業として、創業入門 サロンやチャレンジショップ支援事業を実施してき ました。継続的な実施により、創業機運の醸成を 図っています。

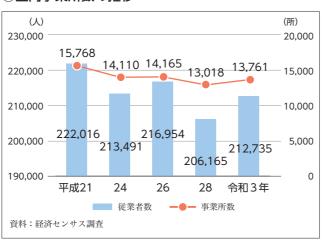
関連する主な計画等

100

- 中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画
- 文京区創業支援等事業計画 (令和5年度~令和7年度)

関連データ

①区内事業所数の推移



令和3年の経済センサス調査における産業別上位3分野は、「卸売業・小売業」が21.10%、「不動産業・物品賃貸業」が12.08%、「宿泊業・飲食サービス業」が10.81%となっています。

②創業支援事業の利用者数等の推移



区内の創業者数は横ばい傾向であるものの、創業支援 事業はコロナ禍でも継続して利用されており、創業への 関心は維持されています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 区内中小企業が経済情勢や人手不足等の課題を乗り越えることができるよう、経営基盤を強化する必要があります。
- 経済・社会環境の変化の中で、区内中小企業が存続・発展していくための競争力の強化を図るとともに、SDGsの達成に向けた取組やDX、GX*への対応を促進する必要があります。
- 雇用情勢に応じた就労支援及び区内中小企業の人材確保・育成を支援する必要があります。
- 多様な創業を促進するとともに、区内スタートアップ創出に向けた区内大学等との連携や支援策を検討する必要があります。

計画期間の方向性

● 中小企業の経営基盤強化・生産性向上

中小企業をとりまく経済状況を踏まえ、企業活動を支える資金繰りの支援や経営相談等の実効性のある支援を推進するとともに、SDGsやSociety5.0、DX、GXの視点を踏まえた中小企業の取組を促進することにより、区内中小企業の企業力の向上と中長期を見通した持続可能な区内産業の振興を図ります。

● 多様な創業の促進

区内における創業に関する状況や新たなニーズを把握し、多様な創業を総合的に支援するとともに、創業の機 運醸成に関する取組を推進し、区内の産業振興や地域経済の活性化を図ります。

手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)		年次	計画		令和6年度
番号	司四争未(別官珠)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
	中小企業支援事業	▶中小企業支援員▶各種認証取得等▶融資あっせん		ク、FDA承認、Pマー	-ク等の取得・更新)	
117	[経済課]	(緊急資金、事業 ●企業力向上セミ (SDGs・Society ●持続可能性向上 ●イノベーション自 (感染症対策、So	多角化・業態転換資ナー ゲー 75.0・働き方改革・リ 支援補助(省エネ設 川出補助	金、信用保証料補助 スキリング・知的財 備・生産性向上設備 に資する新製品・技行	産権の活用等) 計)	491,017
118	中小企業人材確保支援事業	(就職氷河期世イ▶リスキリングに係	開発に資する機会の 果程等受講料助成 ミナー	教育受講者等)		29,705
119	創業支援事業 [経済課]	▶創業機運醸成プ ▶チャレンジショッ				30,465

^{*} GX 「グリーントランスフォーメーション」の略称。2050年カーボンニュートラル(温室効果ガスの「排出量」から森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること)や、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、経済社会システム全体の変革を行うこと



商店街の活性化



の最新版はこちら





現状

- ▶ 商店街は地域経済を支えるとともに、区民の交 流の場として地域コミュニティの中核となって います。令和4年12月時点で、区内には商店会 が56あり、1,852店舗が商店会に加入しており、 商店会加入数は、令和4年は増加しているもの の、長期的には減少傾向にあります。
- ▶ コロナ禍においては、多くの区内商店が来街者 の減少による売上の低下等に直面し、訪日外国 人観光客の減少によりインバウンド需要も激減 しました。その一方で、「新しい生活様式」とし て、宅配やテイクアウト、キャッシュレス決済 に対する需要が高まりました。
- ▶ 区では、「文京ソコヂカラ」サイトを立ち上げて 区内商店の情報発信と利用促進を図るとともに、 区内商店が取り組む宅配・テイクアウトや消費 者環元サービスへの支援を実施しました。「文京 ソコヂカラ| サイトへの登録店舗数は令和5年 5月時点で600店となっています。
- ▶ また、コロナ禍を契機に、文京区商店街連合会 と連携して実施しているキャッシュレス決済ポ イント還元事業等により、区内商店においても キャッシュレス決済の導入が進んでいます。
- ▶ 区では、エリアプロデュース事業により、各商 店街の地域特性を活かした主体的な取組を支援 することで、商店街の活性化及び次世代を担う 人材の育成を図ってきました。
- ▶ コロナ禍で中止されていた商店街のイベントも 今後は再開される見込みであり、地域特性を活 かした取組への支援が求められています。

関連データ

①区内商店会と商店会加入店舗数の推移



商店会への加入数及び商店会数は減少傾向にあり、コ ロナ禍でさらに落ち込みましたが、令和4年は前年から 増加しています。

②商店街エリアプロデュース事業の実績

エリア	支援期間	主な支援内容		
根津エリア	平成28年度	多言語エリアマップ作成、スタ		
収件エリノ	から	ンプラリー実施、SNS発信支援		
白山上向丘商店街 振興組合	平成28年度	ホームページの多言語化		
音羽護国寺商店会	平成28年度	新規イベント実施		
地蔵通り商店街振 興組合	平成29年度	多言語パンフレット作成		
小石川エリア	平成29·30年度	新規イベント実施		
白梅商店会	平成30年度から	スタンプラリー実施		
口悔问伯云	令和3年度まで	ステンプラッド 天旭		
よみせ通り商栄会	平成30年度	イベントの多言語発信		
白山下商店会	令和元年度 から	地域の魅力発信ポスター作成、 商店会マップ作成、ホームペー ジ作成		
本郷エリア	令和元年度から	イベントの情報発信、新規イベ ント企画		
文京区商店街連合会	令和2年度から	新規イベント実施		
		会、根津銀座通り商睦会		
小石川エリア:福徳会、				
本郷エリア:本郷二・三	. 」日冏占会、本郷!	四・五」日間占会		

資料:経済課 作成

平成28年度から、商店街のエリア特性を活かした取組 を支援する事業を実施しており、これまで、多くの商店 街を支援してきました。

課題解決に向けて取り組むべきこと

102

- 地域の特性を活かした商店会活動の支援と商店街の活性化が必要です。
- 商店街の次世代を担う若手人材を育成する必要があります。
- 経済状況や社会情勢の影響を受けた区内商店を支援するため、区内商店の魅力発信と利用促進を進 める必要があります。

4年後の 目指す姿

地域の特性を活かした魅力的で活気のある商店会活動が行われているとともに、各商店が販 売力向上に向けて創意工夫を活かした取組を積極的に行っている。

計画期間の方向性

地域特性を活かした商店街活性化

地域の特性を活かした商店会の主体的な取組を支援するとともに、「文京ソコヂカラ」サイト等を活用した区内 商店の利用促進と販売力の向上、若手人材の育成を図り、商店街の活性化を促進します。

手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)		年次	計画		令和6年度
番号	1回争来(別官妹)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費仟円
120	商店街振興対策事業 [経済課]	文京区商店街線 ・	サーを派遣し、重点 連合会等を支援 阻を支援 ごた活性化策の検討	・実施 を援事業 報発信) の魅力発信 業補助 の販売 セミナー ・		415,146
121	商店街販売促進•環境整備事業 [経済課]	▶商店街環境整備	事業(イベント等に) 事業 グ作成・多言語対応			52,963



区民の消費生活の安定と向上





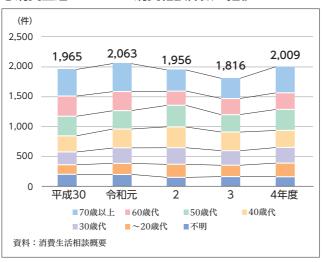


現状

- ▶ 令和4年の全国の消費生活相談件数は約87万件 で、デジタル社会の進展に伴う消費行動として、 インターネットを中心とした通信販売の需要が 伸びており、定期購入等のトラブル相談が増加 となっています。
- ▶ また、「民法の一部を改正する法律」が施行し、 成年年齢が令和4年4月1日より現行の20歳か ら18歳に引き下げられ、社会経験の未熟な若者 の契約トラブルの増加が懸念されています。
- ▶ 文京区消費生活センターに寄せられる消費者相 談件数は、令和4年度は2,009件で、年齢層は70 歳以上が最も多くなっていますが、次いで50歳 代、40歳代となっています。定期購入、還付金 詐欺、投資・副業トラブルに関する内容の相談 が多く、消費者トラブルは幅広い世代にわたる 問題となっています。
- ▶ 消費者庁は、SDGsのゴール12「つくる責任 つ かう責任」の達成に向けて、地域の活性化や雇 用なども含む、人や、社会、環境に配慮した消 **費行動である「エシカル消費」を推進していま** す。
- ▶ エシカル消費の認知度はいまだ高くありません が、都はエシカル消費をより多くの消費者へ広 めるため、「TOKYOエシカルプロジェクト」に より、企業や団体とネットワークを構築し、エ シカル消費を実践しやすい環境の整備に取り組 んでいます。
- ▶ 区では、消費生活展などの事業を登録消費者団 体及び消費生活推進員との協働により実施し、 消費者トラブル防止の啓発、エシカル消費の推 進事業を行っています。

関連データ

(1)消費生活センターの消費相談件数の推移



消費生活センターの相談件数は、全体として減少傾向 にありましたが、令和4年度は前年度に比べ増加してい ます。また、全体に占める20歳代までの相談割合は増加 傾向にあります。

②エシカル消費に関連する言葉の認知状況



消費者庁「エシカル消費の認知度(令和4年度)」に よるとエシカル消費という言葉の認知度は約3割にとど まっています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

104

- 区民が消費者被害に遭わないために、自立した意思決定ができるよう、時流を捉えた消費者啓発を 行う必要があります。
- 企業や団体等と連携して事業を行い、区民がエシカル消費の意識を持てるようにする必要があり ます。
- 消費者トラブル傾向に対応した消費者相談事業の充実が必要です。

4年後の 目指す姿

区民にエシカル消費が広く認知され、時流を捉えた消費者教育やきめ細かな消費相談体制が 整い、すべての世代において、安全・安心な消費生活を持続的に送ることができている。

計画期間の方向性

消費者教育の推進

消費者トラブルを未然に防止するため、各年代に適した消費者啓発及び教育を推進します。また、エシカル消 費の普及に取り組み、人や社会、環境に配慮した意識行動の定着を促します。

● 消費相談体制の充実

社会情勢の変化に伴って多様化する消費者トラブルを防止・解決するため、消費生活相談員、消費生活推進員 の育成及び消費者団体の支援に取り組み、区民の消費生活の安定と向上を促進します。

| 手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)		年次	計画		令和6年度
番号	司四争未(別官珠)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
122	消費者普及啓発事業 [経済課]					
	(消費者教育の推進)	▶エシカル消費の	(消費生活の知識の 認知向上のための啓 消費者啓発及び教育	序発		
	(消費者トラブル防止の啓発)	▶消費生活相談員 ▶SNS等による迅	l .	様化した消費者トラ	ブルの防止)	37,227
	(消費者団体の支援)	▶区内の消費生活	団体と協働した消費	貴者啓発イベント		
	(消費生活推進員の育成)	▶消費生活推進員▶講座修了生(消費		費生活団体の協働に	よる啓発活動	

107

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら





現 状

▶ 本区には、小石川後楽園や六義園等の江戸の大 名屋敷に由来する庭園や、護国寺や根津神社等 の由緒ある寺社、古くから名のつく坂道等、文 化財や史跡が数多く存在しています。

文化芸術の振興

文化資源を活用した

- ▶ 森鷗外や夏目漱石をはじめとした文学者などの 文化人が多く住んだ地であることから、その功 **績等を紹介するリーフレットの作成や講演会等** の開催により文化人の顕彰を行っています。さ らに、協定等を締結している自治体と締結の節 目などを捉え、ゆかりのある文化人を取り上げ るなど、交流都市との連携の中で事業を進めて います。
- 文京シビックホールは20周年記念事業を実施し ました。また、特定天井等の改修工事を行い、 利用再開後はリニューアル記念事業などを行い ました。これらの経験を基に、コロナ禍で停滞 していた文化芸術活動の回復に向けて取り組ん でいます。
- ▶ 区の文化資源を活用した事業を展開しています。 区の文化芸術施設が加入する「文の京ミュージ アムネットワーク | では、文化施設マップの作 成や合同展示などを行っています。区内発祥の 「競技かるた」では話題性のあるトップ選手の大 会を主催し、また、区内に能楽堂のある縁から 「能楽」に関する事業を実施するなど、各々と連 携して裾野を広げる事業を行っています。
- ▶ 博物館法の一部改正により、資料のデジタル・ アーカイブ化、他の博物館との連携、地域の多 様な主体との連携・協力による文化観光その他 の活動を図り、地域の活力の向上に取り組むこ とが努力義務となりました。

関連する主な計画等

文京区アカデミー推進計画 (令和4年度~令和8年度)

関連データ

①文の京ゆかりの文化人顕彰事業の実績

年度	顕彰対象文化人	実施事業	参加人数
平成 30	横山大観、嘉納治五郎	朗読コンテスト、史跡め ぐり、歴史講演会	758人
令和 元	徳田秋聲、泉鏡花、 室生犀星、永井荷風	朗読コンテスト、史跡め ぐり、歴史講演会	520人
令和 2	嘉納治五郎	朗読コンテスト	370人
令和 3	金田一京助、荻野吟子、 吉岡彌生、徳田秋聲、 岡野貞一	朗読コンテスト、史跡め ぐり、歴史講演会	459人
令和 4	樋口一葉、森鷗外、 石川啄木	朗読コンテスト、史跡め ぐり、歴史講演会	477人

資料:アカデミー推進課 作成

本区は、様々な分野の文化人のゆかりの地となってい ます。旧居所、文学碑・墓碑、作品の舞台となった地な ども、数多く存在します。

②芸術鑑賞の観覧者数及び区立施設の来場者数の推移



新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による区 立施設の休館等により、施設の来場者数等は大幅に減少 しましたが、その後回復傾向にあります。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 地域活動における文化芸術活動の担い手を育成するため、文化芸術に触れる機会を充実させる必要 があります。
- 文化芸術の振興を図るため、区内文化芸術施設や協力団体とのより一層の連携強化が必要です。
- 区にゆかりのある文化資源について、区民が触れる機会を創出するとともに、魅力を発信していく 必要があります。

4年後の 目指す姿

多くの区民が、本区ゆかりの文化人等を通して地域の文化に親しみを持つとともに、歴史や 文化の香り高い本区の魅力を認識している。

計画期間の方向性

● 誰もが文化芸術に親しむことができる機会の創出

文化芸術施設等との連携等により、誰もが文化芸術を身近に鑑賞し、参加できる機会を充実させるとともに、 それらの活動を支える人材育成を積極的に進めることで、区民がより一層文化芸術に親しむことのできる機会の 創出に取り組みます。

● 文化資源の魅力の再発見と活用

区ゆかりの文化人や能楽、競技かるた等の文化資源を活用し、文の京ゆかりの文化人顕彰事業等を通じて、そ の魅力を区内外に発信することで、地域に存在する文化資源の再発見につなげていきます。

手段(当初事業計画)

→ w′			年'治	 計画		△和(左帝
事業番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和6年度 事業費(干円)
123	文化育成事業 [アカデミー推進課]	▶文化芸術の発表▶能楽普及啓発事▶文の京ミュージ▶「かるたの街文京	会等(合唱、民謡等) 業(能プロジェクト・ アムネットワーク(ミ	・オンライン鑑賞) ューズフェスタ・マッ		29,101
124	文京シビックホール (響きの森文京公会堂) における文化芸術活動の推進	▶文化·芸術普及事	■■● 構習会、シビックコン 事業(アウトリーチ事		推進	214,133
125	文の京ゆかりの文化人顕彰事業 [アカデミー推進課]		念年を迎える文化人]読コンテスト、歴史	等の顕彰 講演会、史跡めぐり	等)	3,432
126	文京ふるさと歴史館の特別展、 普及事業 [アカデミー推進課]	▶特別展、収蔵品属 ▶歴史教室、史跡ぬ ▶友の会活動支援	うぐり、ワークショッ	プ		9,035

【行財政運営の視点】

文京ふるさと歴史館については、令和5年4月に施行された改正博物館法や、これまでの検討内容を踏まえ、 「予防保全型」の考え方を基本として、中長期的な施設のあり方を検討するとともに、歴史資料の保管及び効果 的な展示のあり方並びに情報発信の方法、展示機能等について検討していきます。

*芸術鑑賞事業 主に (公財) 文京アカデミーが実施する、文京シビックホールを文化・芸術活動の拠点としたコンサートなどの鑑賞事業



|誰もが観光に訪れたくなる ^{№.34} まちの環境整備





現状

- ▶ 本区には、小石川後楽園、六義園及び肥後細川 庭園等の江戸の大名屋敷に由来する庭園や、根 津神社や湯島天満宮等の由緒ある寺社仏閣など、 数多くの観光資源があります。
- ▶ 令和元年度に実施した「アカデミー推進計画に関 する実態調査 | によると、観光振興に活用すると よいと思う区の資源として、「六義園」、「湯島天 満宮」、「東京ドーム」、「森鷗外」、「夏目漱石」、「花 の五大まつり | が上位に挙げられており、文化・ スポーツ分野等との連携が期待されています。
- ▶ また、海外または国内の観光に関する情報の入 手方法は、旅行サイト、旅行ガイドブック、家 族や友人などの口コミの順に多くなっており、 Web媒体が最も身近なことがうかがえます。
- ▶ 令和2年度に文京区観光協会が実施した「文京区 マーケティング実態調査 | によると、東京を訪 れる外国人の文京区非来訪理由は、「知らなかっ た| が最も多くなっています。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響で中止してい た観光ガイドによるまち歩きツアーを、令和3 年度から段階的に再開し、4年度は39回実施し ました。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大 の影響を受け、令和2年以降、国内外の旅行者 数が激減しましたが、4年10月より入国者総数 の上限が撤廃され、回復傾向にあります。

関連する主な計画等

• 文京区アカデミー推進計画 (令和4年度~令和8年度)

関連データ

①日本を訪れる外国人旅行者数の推移



日本を訪れる外国人旅行者数は、令和4年10月以降回 復傾向にあり、5年10月の旅行者数は、初めて新型コロ ナウイルス感染症の影響を受ける前の水準を超えました。 年間では、8割程度の水準まで回復しています。

②観光インフォメーションへの来所人数



令和4年度の観光インフォメーションへの来所人数は 8,952人であり、回復傾向にあります。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 国内外からの観光客の多様なニーズに対応するため、本区の観光資源の活用による新たな魅力の創 出を図るとともに、持続可能な観光を推進する必要があります。
- だれもが、いつでも、どこでも安心して区内の観光を楽しむことができるよう、観光客のニーズを 踏まえた効果的な情報発信を推進し、一層の認知度向上を図る必要があります。

4年後の 目指す姿

本区の豊富な観光資源の魅力が高まり、国内外から訪れた多くの観光客がその魅力に触れること ができるとともに、観光客のニーズに対応した観光案内等により、だれもが安心して区内の観光を 楽しむことができ、観光を通じ地域に活力が生まれ、区民等が地域に対する愛着や誇りを持っている。

計画期間の方向性

● 観光資源の磨き上げと新たな魅力の創出

区民等と協働し、本区の多彩な観光資源を磨き上げるとともに、スポーツや文化芸術の分野などとの連携や多 様な主体との連携を図り、新たな魅力を創出する取組を推進します。

観光情報の発信等による来訪促進

多様な媒体を活用し、本区の魅力を国内外に発信するとともに、観光ボランティアガイドを養成し、おもてな しの心あふれる観光案内を行うなど、本区への来訪を促進する取組を推進します。

| 手段(当初事業計画)

古光			年次	計画		令和6年度
事業番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
127	観光資源の魅力創出事業 [アカデミー推進課]	▶文京花の五大ま●ナイトライフ観分(観光施設等のF)▶「まつりの街、文	つり等(補助) ど事業 PR、展望ラウンジの(覭光拠点化等)		44,582
128	観光PR・情報発信事業 [アカデミー推進課]	▶観光インフォメー	-ション運営 ンター1階での観光	·メマップ)の作成(V 公案内等)	Veb·多言語化)	40,400
129	観光ボランティア養成事業 [アカデミー推進課]		(多彩なガイドツア- 講座(令和7年度・9			2,881

都市交流の促進



現状

- ▶ 区では、国際交流として、ドイツ・カイザース ラウテルン市をはじめとする姉妹都市等の協定 締結自治体3都市及び区内所在の大使館1国、 国内交流として、区ゆかりの文人との繋がりな どから、協定締結自治体13都市との交流を図っ ています。
- ▶ 令和元年度に実施した「アカデミー推進計画に関 する実態調査 | によると、提携都市認知度(カイ ザースラウテルン市及びベイオウル区に限る。) は26.1%にとどまっています。
- ▶ また、国内協定締結自治体認知度は、18.5%で あり、海外協定締結自治体以上に認知度が高い とは言い難い状況です。
- ▶ 国際交流においては、新型コロナウイルス感染 症の影響により、対面での交流が困難になり、 訪問団の派遣・受入れ等は中止となっていまし たが、カイザースラウテルン市の生徒とのオン ラインでの交流や、東京2020オリンピック・パ ラリンピック競技大会を契機とした交流都市に 係る文化講座等を実施しました。今後は、国際 理解を促進するため、対面を含む積極的な交流 を行うことが求められています。
- ▶ 令和4年度には、文化交流等を目的とした国際 交流フェスタに、国内交流分野を含めて、4年 ぶりに対面で実施しました。来場者は約1,300人 であり、前回対面実施した平成30年度に比べて、 約200人の増でした。
- ▶ 国内の交流事業数については、花の五大まつり や文京博覧会等での物産展をはじめとする各種 事業が再開し、令和4年度は大幅に増加してい ます。

関連する主な計画等

110

• 文京区アカデミー推進計画 (令和4年度~令和8年度)

関連データ

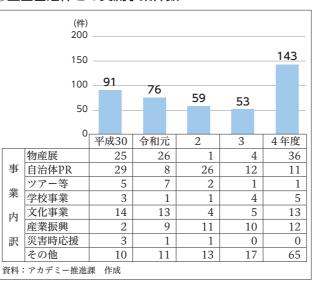
(1)**国際交流都市等•国内交流自治体**(令和6年3月現在)

	ドイツ・カイザースラウテルン市				
国外	トルコ・イスタンブール市べ	イオウル区			
国グト	中国・北京市通州区				
	駐日ベナン大使館				
	岩手県盛岡市	茨城県石岡市			
	東京都新宿区	新潟県魚沼市			
	石川県金沢市	山梨県甲州市			
国内	島根県津和野町	広島県福山市			
	福岡県北九州市	熊本県			
	熊本県熊本市	熊本県玉名市			
	熊本県上天草市				

資料:アカデミー推准課 作成

国外の3都市、国内の13自治体と協定等を締結してお り、区内には、ベナン共和国大使館があります。国内の 協定締結自治体とは、様々な場面での相互応援、協力、 連携等を約束しています。

②全国自治体との交流事業件数



新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時事業 が中止となっていましたが、令和4年度からは再開し、 物産展や自治体PRをはじめ、様々な事業で連携を行って います。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 文化・観光振興等を通じた交流機会の創出や情報発信等により、区民の交流自治体への関心を高め る必要があります。また、オンラインの活用等対面によらない自治体間交流のあり方を検討する必 要があります。
- 区民の国際理解を一層促進するため、姉妹都市等の交流を促進するとともに、海外都市との新たな 国際交流の可能性を検討する必要があります。
- 住民レベルの国内交流を推進するため、区民の自発的な取組を一層促進していく必要があります。 また、有事の際の相互協力に向け、交流都市との強固な関係性の構築が必要です。

4年後の 目指す姿

本区との交流都市をより身近に感じてもらい、文化・観光等の様々な分野での区民レベルの 活発な交流が行われ、本区の魅力を再認識し、文京区への愛着がさらに形成されている。また、 区民と外国人住民等との幅広い交流が進み、国際理解が深まっている。

計画期間の方向性

● 海外都市との交流による国際理解の促進

区民の国際理解を促進するため、国際交流への関心を高めるための情報発信や異文化に触れる機会の創出及び 充実を図ります。また、姉妹都市等の関係を深化させるため、交流事業を実施するとともに、新たな国際交流の 可能性について、調査・研究を進めます。

● 文化・観光等の交流事業の拡充

交流自治体との住民レベルでの活発な交流が行われるよう、本区とゆかり等がある自治体と、文化・観光振興 を軸とした交流事業等を継続的に実施するとともに、双方の魅力を発信します。また、オンライン等を活用した 自治体間交流を検討し、有事の際に相互協力できるような強固な関係を構築していきます。

手段(当初事業計画)

事業	头面声类/元体部/		年次計画 令和					
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費仟円	来をつなぐ	
		■留学生との交流動問団の派遣・⇒ホームステイ、文■ベイオウル区友	受入れ 化交流 等 好都市提携10周年		 文化体験・交流) 		生活基盤の整備	
130	国際交流・海外都市交流事業	▶文化講座 【交流都市等】 ・ドイツ・カイザ	化講座の実施等) (頻 			39,348	まちの創造	
			通州区(友好都市) 	 			共生社会の実現	
131	国内交流事業 [アカデミー推進課]	協定締結自治体国内交流・連携	化・観光分野等の交流の特産品販売等 の特産品販売等 事業補助(区内非営 食材購入費補助(区 プラリー	 利団体の相互交流事		10,494	野現安全なまちづくり	
132	文の京文化発信プロジェクト [アカデミー推進課]		等と連携した文化芸 神楽・かなざわ講座			2,333	行財政運営	
133	山村体験交流事業 [区民課]		 た山村体験交流事業 	1		4,496	構想総合	

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



主要課題 No.**36**

地域コミュニティの活性化





現り

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、 地域コミュニティの核となる町会・自治会活動 が、休止や規模の縮小など停滞していました。 区では、町会・自治会へのコミュニティ活動助 成金の交付やSNS活用講座等の実施により、地 域活動の再開を支援してきました。
- ▶ 町会・自治会役員の高齢化や、担い手が不足していることに加え、町会加入率は減少傾向にあり、今後の地域コミュニティの存続には、更なる取組を図る必要があります。
- ▶ 区では、社会福祉協議会・中間支援組織「フミコム」との連携による、文京区の課題解決や活性 化を目指す提案公募型協働事業「Bチャレ」等 を実施することにより、地域の担い手の創出や、 地域団体の育成支援等を行っています。
- ▶また、地域活動センターでは、地域コミュニティの活動拠点として、「ふれあいサロン事業」等の事業により、多様な団体や地域住民によるコミュニティ形成の場を提供しています。

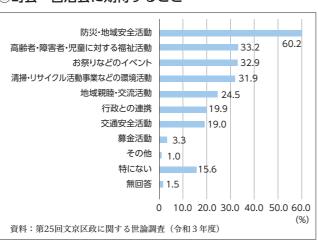
関連データ

①人口・世帯数と町会加入率の推移



町会加入率は平成27年に一時的に増加したものの、減 少傾向が続いており、加入率の低下が課題となっていま す。

②町会・自治会に期待すること



町会・自治会の役割として最も期待されていることは 防災・地域安全活動であり、前回調査とおおむね変化し ていません。

課題解決に向けて取り組むべきこと

112

- 地域コミュニティの核となる町会・自治会に対して、活動の活性化及び組織体制の強化につながる 支援が必要です。
- 町会・自治会などが行う地域コミュニティ活動の担い手の発掘及び育成が必要です。
- 区民や地域活動団体との地域課題の共有及び課題解決への取組に対する支援が必要です。

4年後の 目指す姿

区民をはじめ、区にかかわるあらゆる立場の人がつながり、積極的に地域活動に参加することで、自らまちの課題を解決し、だれもが安心して暮らせる、活気あふれる地域活動が行われている。

計画期間の方向性

● 地域活動団体の支援

地域コミュニティの核である町会・自治会の積極的な周知や加入促進に取り組み、活動の活性化及び組織体制の強化につなげます。また、地域コミュニティ活動の支援により、地域コミュニティの活性化につなげます。

● 地域の担い手の発掘・育成

地域活動センターを通じて発掘した人材を中間支援施設「フミコム」につなげていくことで、地域における新たな担い手の発掘・育成に取り組むとともに、NPOや事業者など、様々な地域活動団体との協働事業を推進し、地域活性化と地域課題の解決を図っていきます。

手段(当初事業計画)

事業	= 		年次	計画		令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費仟円
134	町会・自治会支援の推進 [区民課]	(町会連合会と(▶町会・自治会への▶町会・自治会活動(町会連合会事業)	公社)東京都宅地建 DSNS等を活用した 助支援(各種補助金) 養、地区町会連合会 野、町会・自治会会館 養補助	事業、町会・自治会事	ブロックとの連携)	65,518
135	協 働事業の推進 [区民課]	 フミコムcafé・朝 フミコム活動入「 どっとフミコム(地域活動団体(協働に関する意 大塚地域活動セ 	題解決のための提案 活(地域に関する様	々なテーマ) かけとなる入門講座 ト) 等 等)の交流会 け) は は は は は は は は は は は は は は は は は は)	33,518
136	ふれあいサロン事業 [区民課]	▶事業内容の見直	域活動の人材発掘の			3,899

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



主要課題 No.**37**

図書館機能の向上

4 質の高い教育を みんなに

現状

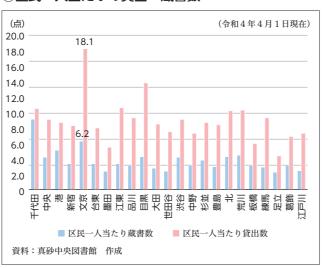
- ▶ 区立図書館は、区民の身近な地域(半径1km以内)に中小規模の図書館(8館2室2取次)を配置するとともに、各館が専門的資料を分担収集して蔵書の充実を図るなど、収蔵能力を最大限に活用したサービス提供体制を構築しています。
- ▶ だれでも利用できる地域の身近な学習拠点として、多くの区民に利用されており、令和2年度からは、電子書籍やオーディオブック、読書記録などのサービスを提供し、利用者の利便性の向上に努めています。
- ▶一方、施設規模が小さいため、これまで「貸出中心のサービス提供」を基本的な考え方とし、蔵書の配置は開架資料を優先としており、座席についても館内資料の閲覧に供するもの(閲覧席)として位置付けてきました。
- ▶時代の移り変わりとともに、図書館の利用形態や利用者ニーズは変化を続けています。貸出のセルフ化などの利便性の向上や、学習目的での座席の利用を望む声等も増えており、本を貸し出すことだけにとどまらず、図書館資料を生かした情報発信などによる新しい発見や学習のきっかけづくり、区民の様々な学習を支える拠点としての図書館づくりが求められています。
- ▶ 区内には、築40年を超える図書館が5館(小石川図書館、本駒込図書館、水道端図書館、湯島図書館、目白台図書館)あり、老朽化が進行しています。
- ▶ 改築に向けた計画を進めている小石川図書館やその他老朽化した地区館の対応の際には、設備の更新のみならず図書館機能の向上にも取り組む必要があります。

関連する主な計画等

文京区アカデミー推進計画 (令和4年度~令和8年度)

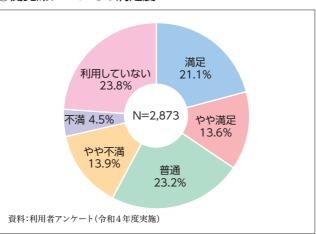
関連データ

①区民一人当たりの貸出・蔵書数



区立図書館は多くの区民に利用されており、本区の区 民一人当たりの貸出数や蔵書数は、特別区の平均(蔵書 数3.7点、貸出数8.9点)を上回るトップレベルを誇って います。

②閲覧席についての満足度



区立図書館では、図書館サービス向上のため、毎年度 利用者アンケートを実施しています。閲覧席については、 「満足」と「やや満足」の合計が約3割となっています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 「資料の収集・保存・貸出」といった図書館の基礎的な機能を維持したサービスの提供に加え、ICT 化の推進などにより、利用者の更なる利便性の向上に取り組むことが必要です。
- 本を貸し出すことだけにとどまらず、地域の身近な学習拠点として、住民の多様な学びを支えながら、図書館の資料を生かした情報発信や、そのための工夫を凝らした空間づくりが必要です。
- 小石川図書館をはじめとする老朽化した図書館の計画的な改築・改修の検討が必要です。

4年後の 目指す姿

老朽化した図書館の改築の対応が計画的に進められるとともに、図書館利用者の利便性が向上し、多様な学習活動のできる空間となり、地域の「学びの拠点」としての機能が向上している。

計画期間の方向性

■「学びの拠点」としての図書館の機能向上

図書館利用のセルフ化などICT化の推進により利用者の利便性の向上を図るとともに、区民の多様な学習を支える環境づくりや地域密着型の情報発信など、施設の改築やシステム更新の機会を捉えながら、「学びの拠点」を追求します。

● 老朽化した図書館の改築

小石川図書館は竹早公園との一体的な整備を進め、湯島図書館は湯島総合センターの改築にあわせた整備を進めます。

手段(当初事業計画)

事業	⇒ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		年次	計画		令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
137	区立図書館の「学びの拠点」 としての機能向上 [真砂中央図書館]	●ICタグの導入 資料への貼付 ・ 関覧環境の整備 学習活動のでき (座席利用要件の	●図書館システム ●図書館システム る環境づくり	器導入(セルフ貸出るの 更新 (令和8年1)		113,404
138	老朽化した図書館の改築 [真砂中央図書館]	基本計画・設計の	築(湯島総合センタ			7,150



誰もがスポーツに親しむ ことができる環境づくり



現状

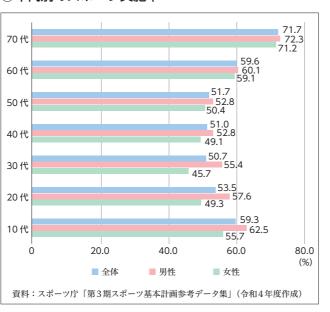
- ▶ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、大会レガシーと位置付けたスポーツへの気運が高まり、パラスポーツへの理解が深まりました。大会が終了し、時間が経過したことと、コロナ禍によって区民の障害者スポーツ事業などに参加する機会が減ったことで、スポーツに向けた気運が停滞し、また、パラスポーツへの興味と関心が徐々に薄れつつあります。
- ▶ また、社会状況の変化とともに、仕事や子育て 等により、普段スポーツに触れる機会の少ない 区民が一定数存在します。
- ▶ 近年では、パラスポーツに加え、障害の有無や 年齢、性別、国籍等を問わず、誰もが参加でき るインクルーシブスポーツへの関心が高まって います。
- ▶ 区では、花の五大まつりでのボッチャ体験やユニバーサルスポーツフェスタ等の体験イベントなど、パラスポーツへの理解促進と、インクルーシブスポーツの普及啓発に取り組んでいます。
- ▶ また、区内に多くあるスポーツ関係団体との連携・協働による事業を継続的に実施しています。 区と、スポーツ資源となるこれらの関係団体と の連携について、区民への認知を一層広めるため、発信の強化や連携方法を工夫する余地があります。
- ▶ スポーツ施設の老朽化への対応や、多様化する 区民ニーズに応えるため、計画的な施設改修が 必要です。

関連する主な計画等

文京区アカデミー推進計画 (令和4年度~令和8年度)

関連データ

①年代別のスポーツ実施率



スポーツ実施率は、働く世代・子育て世代の $20\sim50$ 代で落ち込む傾向にあります。

②スポーツ団体等との連携事業の実績



新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、令和2・3年度は中止となる事業が多くありましたが、4年度には38事業でスポーツ団体等と連携して事業を行い、延べ2,617人が参加しました。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 区民のパラスポーツ及びインクルーシブスポーツへの理解を促進するとともに、誰もがスポーツに 取り組める機会を提供する必要があります。
- 社会の変化や状況に応じて、新たにスポーツに触れる機会を創出し、スポーツの気運醸成を図る必要があります。
- 関係団体との連携を深めるとともに、新たな協働手法を検討していく必要があります。
- 区民の誰もが快適かつ気軽にスポーツを楽しむための環境整備に取り組む必要があります。

4年後の 目指す姿

区民のスポーツへの気運が高まり、地域が活性化するとともに、インクルーシブスポーツへの理解が促進され、年齢・性別・体力・障害の有無等に左右されることなく、誰もがいつでも、いつまでも、安心してスポーツに親しめる環境が整備されている。

計画期間の方向性

■ スポーツに親しむ機会の充実と環境整備

デジタル技術を活用した競技体験など、スポーツ分野におけるDXの推進やニュースポーツの体験事業等により、区民がいつでも、様々なスポーツに触れる機会を提供し、スポーツ気運を継続的に高めていきます。また、施設の維持管理を確実に行うとともに、インクルーシブの視点も含め、新たな工夫や柔軟な発想により施設の魅力を創出することで、誰もが安心してスポーツに親しめる環境を整備していきます。

● パラスポーツ・インクルーシブスポーツの普及

各種事業の展開により、パラスポーツの認知を広めていくとともに、年齢・性別・体力・障害の有無等に左右 されることなく、誰もが安心してスポーツに触れることができる要素を事業に取り入れ、インクルーシブスポー ツの理解や普及を促進していきます。

● スポーツ団体等との連携・協働

スポーツ関係団体等との連携について発信を強化し、その認知を広めるとともに、新たな連携により区内スポーツ資源と地域が一体となった魅力的な活動を展開し、地域の活性化につなげていきます。

手段(当初事業計画)

事業	計画車業/記集部/	年次計画				令和6年度
番号	計画事業(所管課) 	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
26	スポーツ振興事業 [スポーツ振興課]	気運醸成等関連	ラリンピック・デフリ イベント 各種世界大会関連		クビューイング等)	
	(スポーツに親しむ機会の拡充)	区内小・中学校等(ハンドボール出スポーツを支える	デジタル競技体験、プ 	ツ体験等) 等との連携による新7	たな担い手の確保、	45,052
	(パラスポーツ・インクルーシ ブスポーツの普及)	▶インクルーシブス	ュースポーツ等競技スポーツ推進事業 事業及び指導リーダ			
	(各スポーツ団体等との連携・ 協働)	▶各関係団体との▶アスリート等との	協働事業)交流(区ゆかりの選	選手等)		
139	スポーツ施設の環境整備事業 [スポーツ振興課]	●竹早テニスコー 基本計画・設計の ●小石川運動場グ 設計		國·小石川図書館一 令和7年度完了	体的整備)	6,710



寒寒 男女平等参画社会の実現









現状

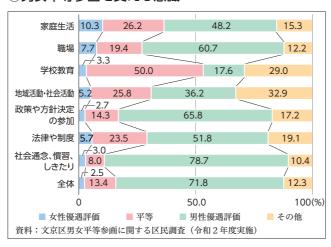
- ▶ 2023年の日本のジェンダーギャップ指数は、146か 国中125位で主要先進国の中の最下位であり、特に政 治分野(138位)と経済分野(123位)が低迷してい ることから、家庭や職場における固定的性別役割意識 が今なお根強く残っていることがうかがえます。
- ▶ 令和元年6月に改正された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)が4年4月に全面施行され、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進及び就業環境の整備が求められています。
- ▶ 区では、ジェンダー平等意識の形成に向け、男女平等センターを中心として男女平等参画に関するセミナー等を行うほか、様々な周知・啓発事業等に取り組んでいます。
- ▶ 社会経済状況の変化とともに、女性が抱えている問題も複雑化・多様化かつ複合的になっています。また、国においては、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、人権や男女平等を図ることの重要性から、様々な困難な問題を抱える女性に対して、包括的な支援が必要とされています。
- ▶配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、家庭内や親しい者同士の問題であるために、潜在化・深刻化しやすい状況があります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、家族からの暴力も増加しています。
- ▶ 区では、配偶者暴力相談支援センターや男女平等センター等で、配偶者等暴力に関する相談支援事業を 実施しており、増加するDV等被害者の個々の状況に 応じた相談に対応するため、相談体制の充実を図っています。

関連する主な計画等

文京区男女平等参画推進計画 (令和4年度~令和8年度)

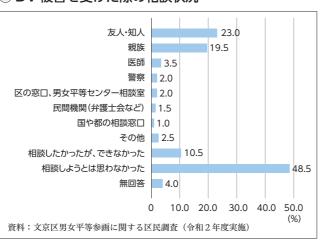
関連データ

①男女平等参画を支える意識



男女の地位が最も平等と考えられているのは、「学校教育」(50.0%)となっていますが、いまだ多くの項目で男性優遇意識が強く、「社会通念、慣習、しきたり」では78.7%と特に高い割合となっています。

② DV 被害を受けた際の相談状況



配偶者等からの暴力を受けた場合の相談先としては、「友人・知人」が23.0%、次いで「親族」が19.5%となっています。一方、「相談しようと思わなかった」が48.5%と最も高くなっています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- あらゆる場面において、ジェンダー平等意識を向上させる必要があります。
- 家庭生活における女性の家事負担の緩和や、性別に関わらず働きやすい職場環境の整備が必要です。
- 配偶者、パートナー等からの暴力の防止と根絶に向け、加害者にも被害者にもならないために、あらゆる世代へ幅広く周知していくことが必要です。
- 配偶者等暴力などの困難な問題を抱える女性に対して、相談体制の充実や、関係機関や民間団体等 との連携・協働による自立に向けた切れ目ない支援が求められています。

4年後の 目指す姿

区民の男女平等に関する意識が高まり、全ての人が、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと暮らせる社会の構築が推進されている。

計画期間の方向性

● 男女平等参画社会を支える意識の形成

無意識のうちに形成された固定的性別役割意識を解消し、あらゆる分野における男女平等参画を推進するため、 男女平等センターを拠点とした、学習機会の提供や各種団体活動の支援などによる啓発・普及活動に取り組みます。

● 男女平等参画と女性の活躍の推進

働く全ての人が個人の能力を発揮しながら働き続けられるよう、家庭生活における男性の参画を推進し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むとともに、女性が働きやすい労働条件や職場環境等の整備を事業所等に働きかけていきます。

● あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性の安全・安心な暮らしの実現

あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、DV等の困難な問題を抱える女性に対し、自立に向けた切れ目ない相談・支援ができるように、関係機関や民間団体等との連携・協働による相談支援の充実を図ります。

手段(当初事業計画)

事業	=1 == + # / = / ** == \		年次	 計画		令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
140	男女平等参画の推進 [総務課]	▶ピア・アクティビ (研修会、講座、社会)▶男女平等センタ・ (文京区女性団体)【男」▶男女の悩みや生	スト*育成事業 普及啓発等) 一の運営 本連絡会等の活動支 女平等センターの改 改修(休館) き方に関する相談事 表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	■業(電話、面談、SN	互交流等)	415,152
141	女性・母子父子等相談体制の充実 [生活福祉課]	▶母子父子自立支▶女性のほほえみ)暴力・夫婦関係、生 援員の配置(母子家 支援ネットワーク事 包える女性の支援ネ	活の問題等の相談) 庭及び父子家庭の 業 ットワークに関する	 自立支援) 	24,401
142	母子·女性緊急一時保護事業 [生活福祉課]	▶配偶者等からの	暴力被害を受ける母	子・女性の保護		366

^{*}ピア・アクティビスト 「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」について、若い世代の意識向上を目指し、活動する 10 代から 20 代の若者



人権と多様性を尊重する 社会の実現

©



戦略シート(事業計画) の最新版はこちら





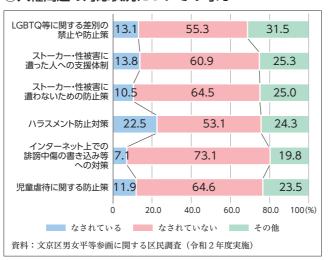
- ▶ 世界人権宣言が採択されて75年を経過した今も なお、人種、宗教、性別等による差別は存在し、 紛争や迫害により避難を余儀なくされた難民は 世界で1億人を超えるなど、世界にはさまざま な人権問題が存在しています。
- ▶ 国内でも女性・子ども・高齢者・障害者への虐 待や様々なハラスメント、インターネット上の 誹謗・中傷、性自認・性的指向による差別等、 人権問題の多様化が進んでおり、これらの問題 への支援や防止対策が求められています。
- ▶ 区では、人権課題や難民支援等の理解促進に向 け、多様な視点から周知啓発事業を実施してい ます。
- ▶ 誰もが性別にかかわりなく、いきいきと安心し て暮らすことができる社会の実現に向け、多様 な性への理解を促す取組の一つとして、区では、 性別(自認する性別を含む。)を同じくする二人 のパートナーシップ宣誓に対して、宣誓書受領 証を交付しています。
- ▶ 全国でパートナーシップ制度を導入する自治体 が増加し、令和5年3月には人口カバー率65% を超えており、利用可能なサービスの周知等が 求められています。
- ▶ コロナ禍で一度減少した区内の在住外国人人口 は令和4年11月に12,000人を超え、その後も増 加傾向にあることから、区として、外国人住民 との相互理解や共生に向けた取組を推進する必 要があります。
- ▶ 区では、性自認及び性的指向に関して悩みがあ る人など、生きづらさや困難を抱えている人を 支援するため、男女平等センター及びSNSでの 相談事業を実施しています。

関連する主な計画等

• 文京区男女平等参画推進計画

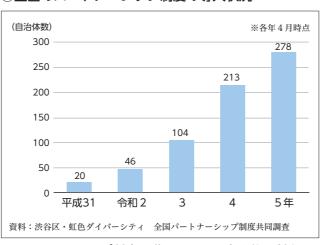
関連データ

①人権問題の対応状況についての考え



ストーカー被害や性被害に遭わないための防止策、イ ンターネット上での誹謗中傷の書き込み等の対策、児童 虐待に関する防止策は、いずれも「なされていない」が 高い割合となっており、社会における人権問題の支援や 防止対策がなされていないと認識されています。

②全国のパートナーシップ制度の導入状況



パートナーシップ制度を導入している自治体の割合は、 この4~5年間で大幅に増加しており、全1,759自治体中 278自治体が導入しています。

120

(令和4年度~令和8年度)

課題解決に向けて取り組むべきこと

- あらゆる人の人権が尊重され、多様性が受け入れられる社会にするため、無意識の偏見や理解不足 による差別の解消に向けた普及・啓発を進めることが必要です。
- 誰もがいきいきと暮らしていくための、相談・支援体制の整備が必要です。

4年後の 目指す姿

区民一人ひとりが互いの価値観、文化等の違いを理解し、多様性に富んだ活力ある人権尊重 社会になっている。

計画期間の方向性

● あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進

区民がジェンダー平等や多文化共生の視点を持ち、人権を尊重する社会を構築するため、情報発信に努めると ともに、理解促進に向けた普及・啓発活動に取り組んでいきます。

● 相談・支援体制の整備

家族や職場、自分自身の生き方及び性的指向や性自認に起因する問題等、多様な悩みを抱えている人を支援し、 誰もがいきいきと暮らしていくための相談・支援体制の充実を図ります。

| 手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)		年次	計画		令和6年度
番号	司四争来(別官珠)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
143	ダイバーシティ推進事業 [総務課]					
	(人権課題の理解促進)		の検討	画会、セミナー等) 爰・国際理解に関する	3事業)	3,797
	(相談・支援体制の整備)	▶性自認及び性的	指向に関する相談・	等に関する相談事美 支援・啓発 トーシップ宣誓書受		

論

行財政運営

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



主要課題 No.**4**

誰もが暮らしやすいまちの バリアフリー化の推進

3 すべての人に 保険と協社を —///◆





現状

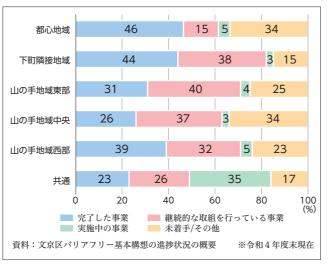
- ▶本区では、関連法令に基づき、行政や事業者がそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、 事業主体や対象が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性を図ることが必要です。
- ▶ 平成28年3月に「文京区バリアフリー基本構想」を 策定し、公共交通事業者・道路管理者・公安委員 会・公園管理者・建築物管理者等の各事業者が共通 の方針に基づき、主体的に事業を推進し、重点的か つ一体的なバリアフリーを実現していくこととして います。
- ▶「文京区バリアフリー基本構想」の方針に基づき、平成28・29年度に「文京区都市マスタープラン」に示す5地区(都心地域・下町隣接地域・山の手地域東部・山の手地域中央・山の手地域西部)ごとに地区別計画を策定し、特性に応じた特定事業(公共交通や道路、建築物等のバリアフリー化に関する事業)を実施しています。
- ▶ 令和4年度に行った中間評価では、推進協議会を中心に、特定事業の進捗状況の確認や、完了した主な特定事業の現地確認等を行い、事業種ごとの評価や区全体のソフト施策等について評価しました。また、その結果を踏まえて、今後の基本構想の推進に関する留意点をとりまとめました。
- ▶「文京区バリアフリー基本構想」の地区別計画で位置 付けた683の特定事業のうち、完了した事業は228 件で、継続的な取組や何らかの検討を始めた事業も 含めると507件(令和4年度末時点)となっており、 特定事業の着手・完了事業は、年々増加傾向にあり ます。
- ▶生活関連経路に指定された区道(一次経路及び歩道のある二次経路)の整備は、計画通りの進捗率(350m/年)を確保しています。
- ▶ また、ソフト対策として、助け合いの意識を喚起する 標識の設置や、バリアフリーマップを作成し、バリア フリー設備の情報発信を行っています。

関連する主な計画等

- 文京区都市マスタープラン (平成23年度~令和12年度)
- 文京区バリアフリー基本構想 (平成28年度~令和7年度)

関連データ

①各地域における特定事業等の進捗状況



特定事業683件のうち、令和4年度までに実施し、完了 した事業は228件ありました。また、継続的な取組を行っ ている事業と実施中の事業をあわせると507件あります。

②生活関連経路*に指定された区道(一次経路及び歩道のある二次経路)のバリアフリー整備



平成29年度から、生活関連経路に指定された区道のうち、一次経路7.0km、歩道のある二次経路6.7kmの計13.7km(バリアフリー基本構想策定時点)に対し、バリアフリー基本構想の観点を踏まえた整備を進めています。令和4年度末時点で、15.0%まで整備しています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 「文京区バリアフリー基本構想」の地区別計画に基づく特定事業の進捗管理を行うとともに、状況の変化により新たに生じた課題については、特定事業に位置付け、事業を推進していく必要があります。
- 生活関連経路における計画的な整備を推進していく必要があります。

4年後の目指す姿

多様な区民が利用する生活関連施設と、生活関連経路の一体的なバリアフリー化が進展している。

計画期間の方向性

● バリアフリー基本構想の推進

バリアフリー基本構想の目標年次である令和7年度に向け、中間評価の結果も踏まえ、地区別計画に基づく特定事業の進捗管理を行うとともに、道路や施設等のバリアフリー化を一体的に推進します。

| 手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)	年次計画			令和6年度	
番号	可画争来(所包珠/	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費仟円
144	バリアフリー基本構想推進事業 [都市計画課]	▶バリアフリー事業	樸(特定事業)の推進	(進捗状況の管理)		5,226
145	バリアフリーの 道づくり [道路課]	▶生活関連経路(E (坂下通りバリア	区道)のバリアフリー フリー整備等)	整備工事(350m/	(年)	249,557
146	無電柱化の推進 [道路課]	▶巻石通り(第一期 電線共同溝 ▶巻石通り(第二期	管等 別) 別込管等		改修	495,887
147	公園再整備事業 [みどり公園課]	●窪町東公園 再整備 ●切通公園、関□3 再整備	ファフリー化、トイレ! 三丁目公園 申明公園、本郷五丁			303,594
148	元町公園整備事業 (旧元町小学校との一体的整備) [みどり公園課]	●元町公園 (旧元町小学校との エ)一体的整備) 事	令和7年度開園		753,072
149	竹早公園整備事業 (小石川図書館との一体的整備) [みどり公園課]	▶竹早公園整備(八 基本計画・設計の	ト石川図書館との一 D検討	体的整備)		_

^{*}生活関連経路 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設) 相互間の経路

安全・安心で快適な

№42 公園等の整備

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら











現状

- ▶公園は、良好な都市環境の提供のほか、子どもの遊び場や地域の交流・連携の拠点、都市の防災性の向上等、様々な役割を担っており、現在見直しを進めている「文京区都市マスタープラン」においても、公園などの緑と水のまちづくりの推進が求められています。
- ▶ 公園は、様々な世代が利用する地域の身近な公共施設です。多様な利用者のだれもが安全に利用でき、ボール遊び等のびのび遊ぶことのできる環境整備へのニーズが高まっている等、特色ある公園づくりが求められています。
- ▶ 令和5年4月現在、区内には、公園46園、児童遊園66園あります。このほかに都立公園等含めた区民一人当たりの公共的緑地の面積は、2.48㎡となっています。
- ▶ 区内の公園の約5割以上が、開設または大規模改修後、30年以上経過しています。特に昭和40~50年代に開設された公園が多く、利用者の安全確保の観点から適切な維持管理を行っていますが、開設又は大規模修繕年数が経過している公園等では、老朽化している施設も多く、利用者ニーズに対応するためには施設の更新や、公園のリニューアルが求められています。そのため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、区民参画による計画的な公園の再整備等を行うほか、公園等の状況により、部分改修にも取り組んでいます。
- ▶また、区では、公衆・公園等トイレの整備について、地域の意向等も踏まえながら対応しており、 今後とも公園等の再整備とあわせて、計画的に整備を進めていきます。
- ▶ 元町公園について、旧元町小学校との一体的活用 を見据えた再整備を進めているほか、今後は、竹 早公園について、小石川図書館等との一体的な整 備を進めていきます。

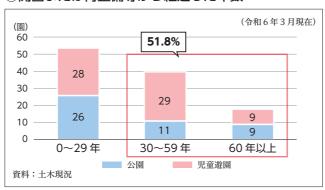
関連する主な計画等

124

- 文京区みどりの基本計画(令和2年度~令和10年度)
- 文京区公園再整備基本計画(令和3年度~令和12年度)
- 文京区都市マスタープラン(平成23年度~令和12年度)

関連データ

①開園または再整備等から経過した年数



区立公園等112園のうち、開園又は再整備等から30~59年経過する園は40園(35.7%)、60年以上経過する園は18園(16.1%)あり、全体の約2分の1(51.8%)が開園又は再整備等から30年以上経過しています。なお、平成25年度から再整備等に取り組んでいるため、開園又は再整備から10年未満の区立公園等も増加しています。

②再整備等を実施した区立公園等一覧

令和元年度	六義公園、大観音児童遊園
令和2年度	お茶の水公園、小石川一丁目児童遊園、 西片二丁目児童遊園、根津二丁目第二児童遊園
令和3年度	西片公園、小石川四丁目児童遊園、 本駒込一丁目第二児童遊園、森川町児童遊園、 白山四丁目児童遊園、本駒込二丁目児童遊園
令和4年度	神明都電車庫跡公園、久堅公園、 水道一丁目児童遊園、千駄木三丁目第二児童遊園
令和5年度	白山四丁目第二児童遊園、文京宮下公園、 向丘一丁目児童遊園
現在工事中	窪町東公園
現在設計中	切通公園、関口三丁目公園
DE - 7. 12 h A/1	到期 <i>I</i> ccc

資料:みどり公園課 作成

公園再整備基本計画等に基づき、平成25年度からこれまでに再整備等を実施した区立公園等は37園あり、そのうち令和元年度以降の整備実績は19園です。また、現在再整備に向けて設計を行っている公園等は2園あります。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 区立公園等が今後も多くの人に親しまれるよう、区民参画により計画的に再整備等を実施するほか、 利用者が施設を安全に利用できる環境を整備する必要があります。
- ユニバーサルデザインに配慮した遊び場の整備等、新しい時代のニーズにあわせ、利用者にとって 魅力があり、都市においての機能を最大限に発揮できる公園づくりを推進する必要があります。

4年後の目指す姿

より安全・安心な公園等が計画的に整備され、地域の身近な公共施設として、だれもが快適に利用している。

計画期間の方向性

公園再整備による良好な環境づくり

安全・安心に配慮しながら、地域住民のニーズを踏まえた施設整備を進めるとともに、地域の憩いの場となる 公園づくりを推進します。あわせて、都市においての機能を最大限に発揮できる公園づくりを推進します。

手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)		年次計画				
番号	号 「四里米(川色味)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)	
147	公園再整備事業 [みどり公園課]	●窪町東公園 再整備 ●切通公園、関口3 再整備	三丁目公園	整備、防災機能向上		303,594	
148	元町公園整備事業 (旧元町小学校との一体的整備) [みどり公園課]	●元町公園 (旧元町小学校と エ		令和7年度開園		753,072	
149	竹早公園整備事業 (小石川図書館との一体的整備) [みどり公園課]	▶竹早公園整備(z 基本計画・設計0	ト石川図書館との一 D検討	体的整備)		-	
150	緑の維持及び緑化啓発事業 [みどり公園課]	▶保護指定した樹	神田川護岸・公園・! 木等の剪定費用の終 自然散策会、植物講習	甫助		803,441	

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



8

地域の特性を生かした No.43 まちづくり





現状

- ▶ 区では、平成22年度に改定した「文京区都市マスタープラン」に基づき、「~協働で次世代に引き継ぐ~安全で快適な魅力あふれるまちづくり」を目標に、地域の特性を生かしたまちづくりに取り組んでいます。
- ▶ 令和4年度から、区の現況や社会・経済情勢の変化を 踏まえて、文京区の魅力の継承や人口構造変化への対 応、脱炭素社会に向けた対応、大規模災害への対応の 視点で、「文京区都市マスタープラン」の見直しを進め ています。
- ▶ 区内4地区でまちづくり基本計画、1地区でまちづくり整備指針を策定し、3地区で地区計画を定め、各地区のまちづくりに取り組んでいます。また、まちづくり支援制度を用意し、住民主体のまちづくりを進めています。
- ▶ 安全で快適な生活環境を新たにつくることを目的として、「春日・後楽園駅前地区」において、市街地再開発事業を進めています。また、後楽二丁目地区においては、市街地再開発事業などを進め、東京大学においては、機能更新にあわせて、地区計画を検討するなど、各地区で様々な計画が予定されています。
- ▶ 建築紛争に関する相談数は、ほぼ例年横ばい傾向ですが、紛争物件の件数は減少傾向にあります。
- ▶ 平成25年度、区は、景観法に基づく景観行政団体(景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体)への移行とともに、「文京区景観計画」を策定し、区民や建築行為等を行う事業者と区が協働することで、「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、文京区らしい魅力溢れる景観づくりのために、景観事前協議や届出制度を運用し、指導・誘導を行っています。
- ▶ 区民等の景観形成に対する意識の向上を図るため、景観形成に貢献した建築物や地域活動などの表彰や、まち歩きを通して特色ある景観の再発見など、普及啓発事業を実施しています。

関連する主な計画等

- 文京区都市マスタープラン(平成23年度~令和12年度)
- 文京区景観計画

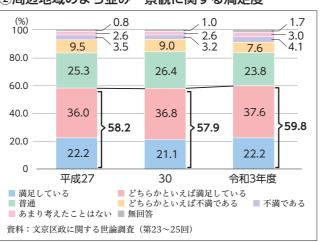
関連データ

①地域区分と拠点の位置



都市マスタープランにおいて、地域特性と日常生活の行動圏域に基づき、地域区分を「都心地域・下町隣接地域・山の手地域(東部・中央・西部)」の3地域5区分に設定し、それぞれのまちづくりの目標や地域別の方針を定め、地域の特性を生かしたまちづくりに取り組んでいます。

②周辺地域のまち並み・景観に関する満足度



周辺地域のまち並み・景観に対し、満足(満足している・どちらかといえば満足している)と回答した区民の割合は約6割で横ばいとなっています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 区民等が地域への愛着や誇りを持てる、住民主体のまちづくりを推進する必要があります。
- 地震・水害等の防災上課題のある地域、土地の利用状況が不健全な市街地、風情あるまち並みを保全する地域等、地域課題を解決するため、都市計画手法を用いたまちづくりに取り組む必要があります。
- 秩序あるまちづくりを推進するため、関係条例等を総合的に活用し、紛争の予防と対応に取り組んでいく 必要があります。
- 区や区民、事業者等が、景観づくりの主体として、地域の魅力を生かした良好な景観形成を図ります。

4年後の 目指す姿 地域の特性や魅力を生かした良好な景観が形成されるなど、地域特性に応じたまちづくりが 行われている。

計画期間の方向性

● 都市の将来像を見据えた、地域特性に応じたまちづくりの推進

地域社会等の変化を捉えながら、良好な住環境の形成や都市機能の向上等を促進するため、再開発事業や地区 計画等を活用し、区民等のまちづくり活動を総合的に支援し、地域特性に応じたまちづくりを推進します。

● 良好な景観の形成

区民や事業者が景観に対する関心と理解を深め、良好な景観形成につながるよう、周知・啓発活動の充実を図ります。

手段(当初事業計画)

事業	斗両市米(元英部)		令和6年度			
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
151	地区まちづくりの推進 [地域整備課]		、コンサルタントの》 の進捗状況の管理	派遣、活動費の助成 等	*	49,292
152	再開発事業の推進 [地域整備課]	●春日·後楽園駅i	する地区等における例 可地区市街地再開発 令和6年12月終了	方災性向上や、都市機 事業	能更新の検討・推進	5,059
153	建築紛争予防調整•宅地開発指導	▶建築紛争の解決	に向けた、紛争調停	員立会いによるあっ 員の調停案に基づく 」合う関係者会議に	調停	1,065
154	景観まちづくり推進事業 [住環境課]	▶文の京景観賞▶まち並みウォッラ▶「文京パチり」(ま)	ち並みの撮影・啓発		ークショップ)	8,749



主要課題 No.**44**

地球温暖化対策の 総合的な取組

現状

- ▶国は、令和2年(2020年)10月に、2050年カーボンニュートラル宣言を行い、3年(2021年)10月に改定した、地球温暖化対策計画において、2030年度までに温室効果ガスの46%削減(2013年度比)を目指すこととしました。
- ▶ 都は、令和3年(2021年)1月、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減(2000年比)すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで高めることを表明しました。また、新築住宅等への太陽光発電設備の設置等を義務付ける新たな制度を、7年(2025年)4月に実施します。
- ▶ 区は、令和4年2月に2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、脱炭素に向けた取組を推進していくこととしました。
- ▶ 区の二酸化炭素排出量削減目標は令和2年3月に定めた28%削減(2013年度比)ですが、6年度の地球温暖化対策地域推進計画の中間見直しにおいて、削減目標の見直しを行う予定です。
- ▶ 区では、これまで、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の設置費助成事業やカーボンオフセットの導入のほか、文京シビックセンターにおける再生可能エネルギー電力の導入、区内事業者を主な対象とした文京区脱炭素プラットフォーム事業等を実施しています。
- ▶本区には、台地や崖線に残る緑等、地形と歴史に育まれた豊かな緑が存在しており、植物の光合成により二酸化炭素が吸収されることから、これらの緑は脱炭素に一定寄与するものであると考えられます。

関連する主な計画等

128

- 文京区環境基本計画(平成29年度~令和8年度)
- 文京区地球温暖化対策地域推進計画 (令和2年度~令和12年度)
- 文京区役所地球温暖化対策実行計画 (令和2年度~令和6年度)
- 文京区都市マスタープラン(平成23年度~令和12年度)
- 文京区公共施設等総合管理計画(令和6年度~令和15年度)
- 文京区生物多様性地域戦略(平成31年度~令和10年度)



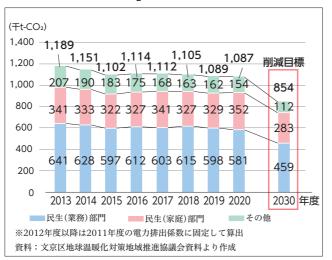






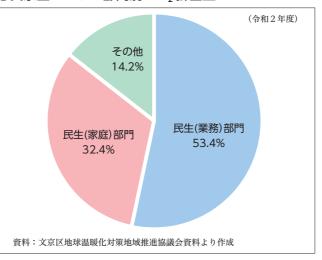
関連データ

①文京区における CO。排出量の推移



本区における二酸化炭素排出量は2016 (平成28) 年度 を除き2013 (平成25) 年度から2020 (令和2) 年度ま で毎年減少しています。地球温暖化対策地域推進計画で は、2030 (令和12) 年度には基準年度 (2013 (平成25) 年度) からみて28%の削減を目指します。

②文京区における部門別 CO。排出量



本区における二酸化炭素排出量を部門別でみると民生 (業務) 部門が全体の5割以上、民生(家庭)部門が全体 の約3割を占めています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

● 国や都との連携による対策をはじめ、区民・団体に向けて省エネルギーや再生可能エネルギーの実践・ 導入を促す取組や、事業者に対するプラットフォームを活用した普及啓発を行うなど、二酸化炭素排出 量の更なる削減に向けた取組を推進する必要があります。 4年後の 目指す姿 区民・団体、事業者、区それぞれが主体となった自主的な取組により、再生可能エネルギーの普及が進み、省エネルギーを実践している暮らしや活動の定着が図られている。

計画期間の方向性

● **各家庭における住宅への再生可能エネルギー設備の普及と省エネルギーへの取組の促進** 各家庭における脱炭素社会の実現に向けた意識向上を図るとともに、主体的に再生可能エネルギーの設備導入 や、省エネルギーの実践、導入等の行動を実践できるよう、効果的な取組を推進していきます。

● プラットフォーム事業等による事業者の脱炭素化への取組の促進

プラットフォーム事業等により、大規模事業者等への脱炭素の取組に対する意識醸成を図るとともに、脱炭素社会の実現に向けた取組を促進します。

区有施設における脱炭素への取組の推進

脱炭素化の推進等を図るために、区有施設における脱炭素への取組を推進していきます。

手段(当初事業計画)

事業	計画車架(配件網)	年次計画				令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
155	地球温暖化防止に関する 普及啓発 [環境政策課・施設管理課]	▶カーボン・オフセ ▶脱炭素社会の実 (区内事業者等と ▶脱炭素プラットラ (区内事業者等の	ット*事業の推進 現に向けた取組の抗 の取組の共有、省コ フォーム事業	エネ行動の促進等))	358,188
156	環境教育•講座 [環境政策課]	▶親子環境教室(依	- 環境保全に対する	啓発活動を担う人材 て親子での学び)	育成)	3,448
157	新エネルギー・省エネルギー 設備普及促進事業 [環境政策課]		と電システム・家庭用	引燃料電池・雨水タン 「熱窓設備設置費等		72,638
150	緑の維持及び緑化啓発事業 [みどり公園課]	▶保護指定した樹	神田川護岸・公園・ 大等の剪定費用の袖 3然散策会、植物講為	甫助		803,441

^{*}カーボン・オフセット 温室効果ガスの削減活動に対して投資する等、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方

131

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



8

現状

- ▶ 私たちは物質的に恵まれた豊かな暮らしを享受していますが、その陰で、大量の食品ロスを生み出し、便利に使われたプラスチックが海洋汚染を引き起こすなど、廃棄物問題が、その恩恵を受けていない人間や人間以外の生物にも影響を及ぼしており、世界的な課題となっています。
- ▶ 国は、循環型社会形成推進基本法において、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の形成を目標としています。その中で、3R(リデュース(発生抑制)・リュース(再使用)・リサイクル(再資源化))のうち、2R(リデュース・リュース)を優先する考えが示されています。
- ▶ 令和元年10月施行の「食品ロスの削減の推進に関する法律」、4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、地方公共団体等の責務が明記されました。また、2050年カーボンニュートラルに向けて、廃棄物・資源循環分野においても、脱炭素の視点に基づいた資源循環が求められており、リサイクルの観点から、今後、プラスチックの分別回収を進めていきます。
- ▶ 区では、国や都、東京二十三区清掃一部事務組合が定める関係計画と整合を図りながら、「文京区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、区民が安心して暮らせる循環型社会の実現に向けて、区民や地域活動団体、NPO等の様々な主体と協働しながら、2Rの推進をはじめ、資源回収事業など、各種リサイクル清掃事業に取り組んでいます。
- ▶ 新型コロナウイルス感染拡大に伴い一時的に増えた区 収集ごみ量は、令和4年度には発生前の水準まで戻り ましたが、区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、「文 京区一般廃棄物処理基本計画」の数値目標(337g/人 日)を上回る水準にあります。
- ▶ さらに、家庭ごみの対応に加えて、環境負荷の低減や循環型社会の形成を図るため、事業用大規模・中規模建築物の所有者等に対し、ごみの減量及び適正処理の促進、リサイクル率の向上に向けた指導を行っています。

関連する主な計画等

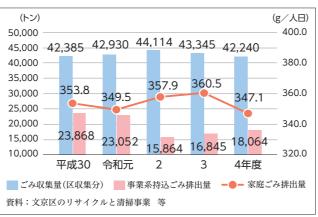
130

文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京) (令和3年度~令和12年度)

関連データ

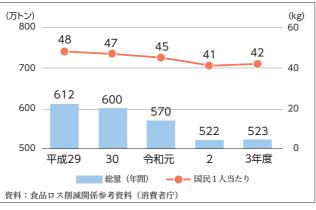
①年間ごみ収集量と区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ 排出量等

S. B.



区が収集した年間ごみ量は令和2年度をピークに減少傾向にあり、4年度は42,240トンです。また、家庭から排出されるごみ量の合計を区民1人1日当たりの量に換算した区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、3年度をピークに減少し、4年度は347.1g/人日となっています。

②国内の食品ロス (推計)



国内の食品廃棄物等は、減少傾向にあり、令和3年度で年間2,402万トン、このうち食品ロスは523万トンにものぼります。これは、世界全体の食糧援助量(約440万トン/令和3年実績)の約1.2倍の量に当たり、毎日10トントラックで約1,433台分を廃棄していることに相当します。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- リデュース・リユースの推進とともに、リサイクルを促進する行動が環境問題の解決やSDGsと密接に繋がっていることを区民等に周知し、循環型社会への意識醸成を進めていく必要があります。とりわけ「食品ロスの削減」と「プラスチックごみの削減」は、重点的に取り組んでいくことが求められています。
- 特別区全体でごみ減量・リサイクル推進のための取組を進めていますが、ごみの焼却を他区の清掃工場に委ねている本区は、より一層のごみ減量を図っていく必要があります。
- 事業系ごみについては、事業者が主体的に排出削減に取り組むことが重要であるため、排出削減を推進する支援策を講じる必要があります。

4年後の 目指す姿 食品ロスの削減や脱プラスチック、2Rなどの資源生産性を高める取組が一層強化されるとともに、使用済みプラスチックなどの資源循環が促進され、環境への負荷が抑制された循環型社会が形成されている。

計画期間の方向性

● 2 R (リデュース・リュース) 及びリサイクルの促進

持続可能な社会を実現するため、区民等が主体的にリデュース・リユースに取り組み、廃棄物発生の最小化が 図れるよう促すとともに、リサイクルを通じた資源循環に取り組んでいきます。

事業系ごみの適正処理の推進

事業系ごみの適正処理を推進するため、事業所の規模に応じて、ごみの発生抑制をはじめとする3Rの推進や、 廃棄物管理責任者への支援策の充実など、適切排出に向けた指導・啓発に取り組みます。

| 手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)		年次計画				
番号	司四争未(別官誌)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)	
158	2R(リデュース・リユース)の推進 [リサイクル清掃課]	▶生ごみ対策(生ごみ対策(生ごみ処)▶食品ロス対策(フ)▶フードシェアリン▶リサイクル啓発(ステージ・エコ、▶脱プラスチック	ごみ減量塾、エコ・ク理機等購入費補助 アードドライブ、ぶんごグサービスの提供	 きょう食べきり協力 (店舗と消費者との 会、リサイクル推進協	 - マッチング) 	11,978	
159	資源の集団回収支援 [リサイクル清掃課]		支援(資器材・報奨を 支援(支援金の支給			31,161	
160	資源回収事業 [リサイクル清掃課]	▶集積所・回収拠点 ▶回収品目の見直				431,868	
161	プラスチック分別回収事業	●プラスチック分別 周知	別回収事業 実施		-	30,220	
162	事業系ごみ対策 [リサイクル清掃課]	▶講習会の内容や▶取組好事例集の	者講習会、立入検査 立入検査項目の見正 作成 計削減の取組の共	<u></u> 直し		43	

地域防災力の向上







現状

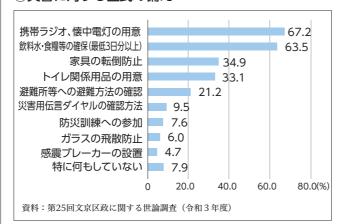
- ▶ 防災対策は、自らの身の安全は自らが守ること(自助) が基本であり、区民は日頃から自然災害に関する正しい 知識を持ち、自主的に災害に対する備えを心がけること が重要です。また、災害時には、自らの身の安全を守 るとともに、避難所の運営や救援活動など(共助)を 行い、行政が果たす役割(公助)と連携を図りながら、 災害対策活動に努めることが求められています。
- ▶ 令和4年5月に都が公表した「首都直下地震等による 東京の被害想定 | では、本区の避難所生活者は26,107 人(都心南部直下地震)であり、区の人口の約11%に 当たります。
- ▶避難所は、自宅が倒壊するなどの被害を受けた方が避 難する場所としており、区では、自宅の損傷や倒壊の 危険性が少ない場合は、避難行動として「在宅避難」 を働きかけています。「在宅避難」は、災害時に慣れ親 しんだ自宅で安心して生活でき、避難所等への避難者 を最小限にとどめることで、避難所の不足や避難所で の感染症リスクを軽減できます。「在宅避難」の推進に 当たっては、家具類の転倒・落下防止対策や家庭内で の備蓄等を推進しています。
- ▶ 地域においては、町会・自治会等の区民防災組織や避 難所運営協議会により、防災訓練や避難所運営訓練が 行われています。区としても、防災訓練等に対する助 成を行うほか、避難所総合訓練を実施するなど、住民 主体の防災活動を推進しています。
- ▶ 避難所運営協議会や区民防災組織が有効に機能するた めには、地域で主体的に活動する人材が必要です。区 では、避難所運営協議会及び区民防災組織等を対象 に、防災士の資格取得を支援しています。
- ▶ 本区の住宅の建て方別割合(平成30年)は、中高層共 同住宅(3階以上)が約75%となっており、今後も増 えていくことが予想されています。また、新たな都の被 害想定においても、区内で閉じ込めにつながり得るエレ ベーターの停止が500台以上発生すると想定されていま す。そのような状況を踏まえ、災害時におけるエレベー ターの閉じ込め対策等、中高層共同住宅特有のリスク に対する対策の強化が求められます。

関連する主な計画等

- 文京区地域防災計画(平成30年度修正)
- 文京区国土強靭化地域計画

関連データ

①災害に対する区民の備え



「携帯ラジオ、懐中電灯の用意」「飲料水・食糧等の確保 (最低3日分以上)」をしている区民は前回調査から増加し ているものの、6割から7割近くにとどまり、在宅避難の 推進に向けては、防災意識の更なる普及が必要です。

②避難所総合訓練等の参加者数と避難所運営訓練実施 回数



防災フェスタの参加者数および避難所運営訓練の実施 回数は、コロナ禍で大幅に減少したものの、コロナ前と 同水準まで回復しています。一方で、避難所総合訓練の 参加者数は、令和元年度の3分の1程度にとどまってい ます。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 災害時に自宅で安心して生活でき、避難所への避難者を最小限にとどめるため、引き続き、在宅避難を 推進する必要があります。
- 区民防災組織や避難所運営協議会等による防災活動の活性化を図るとともに、災害時に地域おいて中心 的な役割を果たす人材の育成が必要です。
- 多くの区民が居住する中高層共同住宅(マンション)特有の災害リスクを捉え、実情に応じた支援を行 う必要があります。

4年後の 目指す姿

自らの命は自らが守る「自助」の意識や、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分 たちで守る「共助」の意識が醸成され、自助・共助に根ざした活発な取組により、地域の防災 力が高まっている。

計画期間の方向性

区民の主体的な防災活動の促進

在宅避難の推進に向け、災害時に自宅で安心して生活ができるよう、区民一人ひとりの防災意識向上に取り組 みます。また、住民主体の防災活動を促進するとともに、防災活動の中心的役割を担う人材の育成・活用を図り、 地域の防災行動力の向上を目指します。

● 中高層共同住宅(マンション)に対する防災意識の啓発

中高層共同住宅における主体的な防災活動を支援するとともに、中高層共同住宅の実情にあわせた防災対策の 充実に取り組みます。

手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)	年次計画				令和6年度
番号	司四争未(別官妹)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
163	地域防災訓練等の実施 [防災課]	▶神田川水害時の (新宿区との連携	防災クイズラリーキ 様々な避難方法に ま実施)		・防災コンクール)	29,685
164	避難所運営協議会運営支援 [防災課]	▶防災土の育成・流	ドラインの改訂 トを活用した避難所 舌動支援	「運営訓練 活躍サポート事業)		4,682
165	区民防災組織の育成 [防災課]		活動助成 品購入経費) の拡充			18,376
166	在宅避難の推進 [防災課]		ん事業(在宅避難に る周知啓発(啓発チ	必要な物資等のあっ ラシ等の作成)	っせん販売)	11,962
167	中高層共同住宅の支援 「 防災課]	閉じ込め対策費 ●備蓄品購入経費 ●垂直避難場所の (民間事業者等と ●AED設置への助	用・マンホールトイレ の拡充 確保 との協定、備蓄物資の		ı .	14,382

71 132 133 基本構想

行財政運営



主要課題 No.**47**

防災機能の強化







現状

- ▶ 区は、災害から区民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、被災後の区民生活の再建及び都市の復興を図るため、区の組織及び機能を挙げて最大の努力をしなければなりません。
- ▶ 災害時又はそのおそれのある時には、区は、迅速かつ的確に情報を収集・分析するとともに、地域における被害を的確に把握した上で、区民等にその情報を速やかに発信することが重要となります。
- ▶ 区では、頻発化・激甚化する自然災害に備え、 災害情報の収集・分析及び発信等の一連の業務 を迅速かつ効率的に行うことができるよう、令 和4年4月から新たな災害情報システムを導入 しました。
- ▶ また、防災ポータルや防災アプリに加え、防災 行政無線やSNS等を活用し、区民等への災害情 報を発信しています。これらの情報基盤を有効 に活用するためには、災害情報システムの認知 向上及び職員のシステム操作等対応力の向上に 取り組む必要があります。
- ▶避難所は、災害時に自宅が倒壊等の被害を受け、 または、そのおそれがある場合の被災者の生活 場所になるとともに、在宅避難者のほか避難所 外避難者の支援拠点にもなります。
- ▶ これまで区では、備蓄物資の整備や感染症対策等、避難所としての機能の充実や環境の改善に努めてきました。
- ▶ また、災害時における支援物資の確保や医療救護活動に当たっては、民間事業者や医療関係機関等との連携が不可欠であり、平時からの体制強化を図る必要があります。

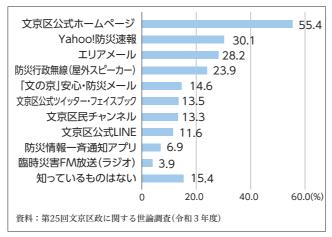
関連する主な計画等

134

- 文京区地域防災計画(平成30年度修正)
- 文京区国土強靭化地域計画

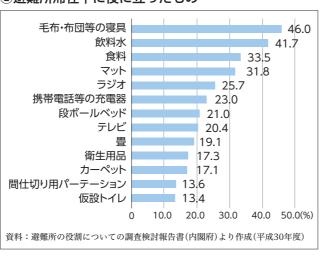
関連データ

①区からの災害情報の提供方法の認知度



災害情報の提供方法の認知度は、「文京区公式ホームページ」が55.4%と最も多く、前回調査から微増しています。一方で、「知っているものはない」と答えた人は15.4%となっており、前回調査からほとんど変わらない割合となっています。

②避難所滞在中に役に立ったもの



内閣府が実施した調査によると、実際に避難所を利用 した方が役に立ったものは、「毛布・布団等の寝具」が最 も多く、次いで「飲料水」、「食料」、「マット」の順となっ ています。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 災害時に、正確かつ迅速に情報を収集・分析し、的確な災害対応を行うため、関係機関等との連携 の下、区としての災害対応力の強化に取り組む必要があります。
- 避難所において、避難者が可能な限り日常に近い生活を送ることができるよう、避難所の環境を整備するとともに、在宅避難者等に対する支援が求められています。

4年後の 目指す姿

発災時における区の初動態勢が早期に確立され、災害情報の発信や避難所の開設、関係機関 との連携等、迅速かつ適切な災害対応が図られる体制が整備されている。

計画期間の方向性

災害対策本部機能等の強化

災害情報システムを活用した訓練等を通じ、災害時において必要な情報を的確に収集・分析・発信する体制強化を図ります。また、関係機関等との連携の下、発災時における区の初動体制や、災害救護、受援体制等の強化に取り組みます。

被災者の避難生活を支える避難所等の環境整備

避難所において、避難者が可能な限り日常に近い生活を送ることができるよう、引き続き、避難生活環境の改善・充実に必要な備蓄物資等の配備を進めます。また、在宅避難のほか避難所外避難者に対する支援を検討し、被災者の生活を支える環境整備に取り組みます。

手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)		令和6年度			
番号	司 四争未(別官孫)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
168	災害対策本部機能等の強化 [防災課]	(災害情報の収集	ム等の実践的な運用 ま・分析の効率化) 能改修(多言語化・そ 実施			118,142
169	災害時の受援応援体制の関係強化 [防災課]	▶災害協定の拡充▶協定締結事業者				0
170	災害ボランティア体制の整備 [福祉政策課]	▶社会福祉協議会	による災害ボランテ	イアセンター運営訓	練等の支援	782
171	災害時医療の確保 [生活衛生課・予防対策課]		絡会、医療救護活動 客時個別支援計画作	動訓練、トリアージ研 競	修、	17,732
172	備蓄物資維持管理 [防災課]	▶備蓄物資の維持 ▶避難所における		引けた、備蓄物資の鏨	を備	94,587

行財政運営

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



災害時の要配慮者への支援







現状

- ▶ 災害時、高齢者や障害者、妊産婦、外国人等にとっ て、避難のための情報把握や生活手段の確保等、適 切な防災行動をとることは必ずしも容易なことでは なく、災害時における安否確認手段や必要なサービ スを提供できる体制整備が求められています。
- ▶ 令和3年5月に災害対策基本法の一部が改正され、 避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が区市 町村の努力義務となりました。区では、これまでも 避難行動要支援者名簿の作成を進めてきましたが、 同時に個別避難計画の作成についても制度の理解促 進や勧奨に取り組み、同意方式名簿(平時から区民 防災組織等に情報提供することに同意した人の名簿) のうち個別避難計画を作成している人は7割を超え ています。
- また、区民防災組織や民生委員・児童委員等の地域 の支援者の協力の下、避難行動要支援者を対象とし た安否確認訓練等を実施するなど、避難支援体制の 強化を図っています。
- ▶ 区では、避難所で生活することが著しく困難な高齢 者や障害者等が避難する施設を確保するため、福祉 避難所を25か所、妊産婦・乳児救護所を4か所設置 し、必要な物資を備蓄しています。特に、感染症対 策として衛生資材及びパーテーション、簡易ベッド を備蓄するとともに、避難所開設キット(行動手順 書)を配備しています。
- ▶ 国は、令和3年5月に「福祉避難所の確保・運営ガ イドライン」を改定し、福祉避難所の受入対象者を 特定する制度を創設するとともに、個別避難計画等 の作成プロセスを通じて、福祉避難所への直接の避 難を促進しています。
- ▶ 近年増加する外国人居住者に対しては、言語や生活 習慣が異なるほか、災害の経験や知識にばらつきが あるため、円滑な避難行動等をとることが困難な場 合があります。

関連する主な計画等

136

- 文京区地域防災計画(平成30年度修正)
- 文京区避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)

関連データ

①避難行動要支援者名簿の登録状況



令和4年12月末現在、関係機関共有方式名簿の登録者 数は4,161人で、このうち、同意方式名簿の登録者数は、 2.110人です。同意率は増加傾向にあり、5割を超えてい ます。

②福祉避難所、妊産婦・乳児救護所一覧

【福祉避難所(25か所)】

III III. (2010 //1/ 2	
特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷	介護老人保健施設音羽えびすの郷
特別養護老人ホーム文京くすのきの郷	介護老人保健施設ひかわした
寺別養護老人ホーム文京白山の郷	龍岡介護老人保健施設
特別養護老人ホーム文京千駄木の郷	グッドライフケアセンター向丘
寺別養護老人ホームゆしまの郷	グループホーム自山みやびの郷
寺別養護老人ホーム洛和ヴィラ文京春日	有料老人ホーム杜の癒しハウス文京関口
寺別養護老人ホーム小石川ヒルサイドテラス	文京区立大塚福祉作業所
憂っくり村文京小日向	文京区立小石川福祉作業所
文京向丘高齢者在宅サービスセンター	障害者支援施設リアン文京
文京湯島高齢者在宅サービスセンター	文京区立本郷福祉センター若駒の里
文京昭和高齢者在宅サービスセンター	ふる里学舎本郷
文京本郷高齢者在宅サービスセンター	東京都立文京盲学校
晶寿ぶんきょう小石川あけぼし・ 花物語ぶんきょういつつ星	

【妊産婦・乳児救護所(4か所)】

跡見学園女子大学	東洋学園大学
貞静学園短期大学	日本女子大学 (新泉山館)
客料: 福祉政策課 防災課 作成	※会和6年9日租在

福祉避難所については、区内の福祉施設の運営事業者 と連携・協力し、設置箇所数の拡大に取り組んでいます。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を強化するとともに、平時から、避難行動要支援者と 地域の支援者との顔の見える関係づくりが必要です。
- 福祉避難所の拡充を図るとともに、福祉避難所への直接の避難に向け、対象者の特定や受入体制の調整 等、円滑な避難につながる対応が求められます。また、要支援者の実情にあった物資の備蓄等、福祉避 難所等の環境整備が必要です。
- 外国人居住者に対し、平常時から必要な情報を提供することで、災害時に適切な避難行動へつなげるな どの対応が求められています。

4年後の 目指す姿

災害発生時における避難所での生活において、一般の避難所で過ごすことに困難を伴う要配 慮者に対し、必要な支援が行き届き、避難生活環境が整備されている。

計画期間の方向性

災害時要支援者の避難支援体制の強化

避難行動要支援者名簿の登録を促進するとともに、関係団体等との連携により、災害時要支援者の安否確認や 避難誘導など、適切な支援体制を構築します。また、外国人居住者を含む全ての人が正確な情報を取得し、適切 な避難行動につながるよう、周知・啓発に取り組みます。

福祉避難所等の拡充・環境整備

区内の社会福祉施設との連携・協力により、福祉避難所の拡充を図るとともに、災害時における福祉避難所へ の直接の避難に向け、受入体制や運営の事前調整を進めていきます。また、福祉避難所等での避難生活環境の向 上のため、備蓄物資の拡充に取り組みます。

手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)		年次	計画		令和6年度
番号	司四争未(別官禄)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
173	避難行動要支援者の支援 [防災課]			避難計画の作成、同プラン(全体計画)の	i .	26,018
168	災害対策本部機能等の強化 [防災課]	(災害情報の収集	ム等の実践的な運用 ・・分析の効率化) 能改修(多言語化・・・ 実施			118,142
174	福祉避難所の整備・拡充 [福祉政策課・防災課]	■備蓄物資の整備■福祉避難所設置■災害時要配慮者	・福祉避難所検討会 量・運営マニュアルの	置		1,913
175	妊産婦・乳児救護所の体制整備 [防災課]		重営訓練(区民・関係 換会(訓練の報告、	を団体・大学・学生等 課題の整理))	4,122

4年後の 目指す姿 だれもが安全に安心して過ごすことができる災害に強い都市基盤の整備が推進されている。

主要課題 No.**49**

災害に強い都市基盤の整備

11 住み服けられる まちづくりを

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら





現状

- ▶ 首都直下地震発生の際、都の被害想定によると、木 造住宅密集地域を中心に、建物倒壊や地震火災の被 害が発生するとされています。
- ▶ 区内には、建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月施行)以前建設の建物が多数あり、また、十分な安全性が確保されていないブロック塀等は、大地震の際に倒壊の恐れがあることから、これらの耐震化等を進める必要があります。
- ▶ また、「燃えない・燃え広がらないまち」を目指し、 大塚五・六丁目では不燃化特区を指定し、建築物の 不燃化を推進しています。
- ▶ 近年は、気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動の影響が各地で現れています。区では都市型水害に強いまちづくりを進めるため、透水性舗装や雨水浸透桝の整備などを行っています。
- ▶ また、土砂災害防止法に基づき、これまでに都が区内107か所を土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域として指定しています。区では、崖等整備資金助成事業により所有者による適切な維持管理の支援を行うほか、崖改修が困難な場合でも崖下建築物の安全性を高める支援を行っています。
- ▶ 区内には、道幅が4mに満たない道路(細街路)が 多く、災害時に緊急車両の乗り入れや消防活動の妨 げになる恐れがあります。狭い道路を解消するため 「細街路拡幅整備事業」を進め、建築基準法で定めら れた4m道路の整備を行っています。
- ▶ また、区内4路線において、電線共同溝整備事業を 進めるほか、「橋梁アセットマネジメント基本計画」 に基づき、橋梁の補修等を進めています。

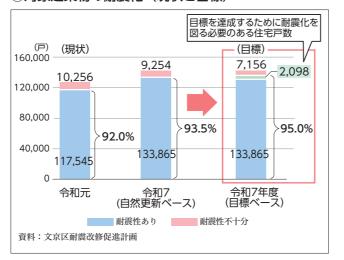
関連する主な計画等

138

- 文京区耐震改修促進計画 (平成20年度~令和7年度)
- 橋梁アセットマネジメント基本計画

関連データ

①対象建築物の耐震化(現状と目標)



令和元年度末から、施策によらない自然更新で耐震化が進んだ場合、7年度末では93.5%まで耐震化率が上昇すると推計されています。7年度末での耐震化率の目標である95.0%を達成するためには、自然更新によるものに加えて、積極的な施策展開により、耐震性を満たす住宅を更に2,098戸増加していく必要があります。

②細街路拡幅整備率・整備延長データ



細街路は、建築時等にあわせ、拡幅整備を行っています。平成2年10月の細街路拡幅整備事業開始から、平均約2.1kmの拡幅整備を行っており、令和4年度末現在の整備率は29.5%、整備延長は約80.4kmとなっています。

74

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 建物の共同化等と道路や広場等の公的空間の整備を総合的に行い、災害に強い都市基盤の整備を図る必要があります。
- 地震や火災、土砂災害等による被害を抑えるため、建築物の耐震化・不燃化、崖等の整備等を促進する必要があります。
- 震災時等に消防・避難活動の妨げになることを防止するため、経路を確保する必要があります。

計画期間の方向性

● 安全・安心なまちづくりの推進

住宅等の耐震化の促進や不燃化、細街路の拡幅整備等を進めるとともに、建物等の所有者が主体的に耐震化等に取り組めるよう、必要な支援を行います。また、再開発事業や地区計画などを活用し、安全・安心なまちづくりを推進します。

都市の防災機能の強化

橋梁の予防保全や道路の無電柱化等を推進することで、災害時における道路網の安全性やライフラインの安定 供給を確保するなど、都市の防災機能の強化を図ります。

手	段(当初事業計画)		
事業	計画事業(所管課)	年次計画	令和6年度
番号	地区まちづくりの推進	令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 ▶地区計画の策定、コンサルタントの派遣、活動費の助成等	事業費(千円)
151	地域整備課	▶現在の地区計画の進捗状況の管理	49,292
152	再開発事業の推進 [地域整備課]	▶地域拠点を形成する地区等における防災性向上や都市機能更新の検討・推進●春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業○ 令和6年12月終了	5,059
176	耐震改修促進事業の推進 [地域整備課・建築指導課]	 ▶耐震化促進事業(診断・設計・工事等の助成) ●助成項目の追加(2000年基準を満たさない木造建築物) ▶特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業、アドバイザー派遣 等 ●一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業等の実施 	341,240
177	不燃化推進特定整備地区 (不燃化特区)事業の推進 [地域整備課]	【大塚五・六丁目 不燃化特区事業】 ▶各種助成(建替え・除却・住替え)、専門家派遣、総合相談ステーション	50,365
178	細街路の整備 [地域整備課]	▶拡幅整備協議、細街路拡幅整備助成金の交付	343,300
179	道路における治水対策の推進 [道路課]	▶透水性舗装、雨水浸透桝の整備・機能回復(清掃) 等	344,811
180	崖等整備資金助成事業の推進 [地域整備課]	▶崖等整備資金助成事業(崖等整備工事·崖下建築物減災工事)	18,174
181	ブロック塀等改修等の促進 [地域整備課・建築指導課]	▶十分な安全性が確保されてない塀の撤去費・新たな塀の設置費助成▶危険度の高いブロック塀等の適切な維持管理及び改修等の普及啓発●ブロック塀等調査	3,834
146	無電柱化の推進 [道路課]	●日医大つつじ通り 一引込管等 道路改修 参者石通り(第一期) 電線共同溝 一引込管等 道路改修 参者石通り(第二期) -試掘調査・埋蔵文化財調査・電線共同溝設計 ●短区間の緊急道路障害物除去路線における無電柱化 (緊急輸送道路から避難所等までのラストマイル) 引込管等 道路改修 令和6年度整備完了 意路改修 令和7年度整備完了	495,887
182	橋梁アセットマネジメント整備 [道路課]	●予防保全的な橋梁の修繕 ●橋梁アセットマネジメント計画の更新 ● 染井橋補修工事 「令和6年度整備完了 【千代田区によるお茶の水橋・後楽橋補修補強工事】 「令和6年度整備完了	878,452
147	公園再整備事業 [みどり公園課]	●意見交換会、バリアフリー化、トイレ整備、防災機能向上 ●窪町東公園 ――再整備―― ●切通公園、関ロ三丁目公園 ――再整備 ●大塚仲町公園、神明公園、本郷五丁目児童遊園、八千代町児童遊園 ――設計――――――――――――――――――――――――――――――――――	303,594
148	元町公園整備事業 (旧元町小学校との一体的整備) [みどり公園課]	●元町公園(旧元町小学校との一体的整備) 一工事 ← ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	753,072

● 展外所分に相例 * 極無相勤の効けになることを初止するため、柱面を確休する必安かのりよう。

地域の犯罪抑止



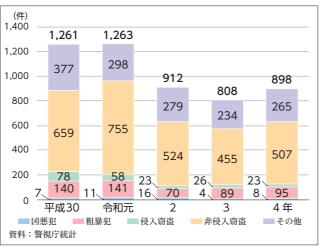
8

現状

- ▶ 警察白書(令和5年)によると、全国の刑法犯認 知件数は、平成14年の約285万件をピークに減 少傾向にありましたが、4年は約60万1千件で 前年より約3万3千件増加しました。また、特 殊詐欺認知件数及び被害額は前年より増加して おり、深刻な情勢が続いています。
- ▶ 本区においては、令和4年の刑法犯認知件数は 前年に比べ増加し、898件となりましたが、23 区内の中で最も少ない件数となっています。し かしながら、4年の区内の特殊詐欺認知件数及 び被害総額は前年に比べどちらも増加し、62件 2億10万円となりました。
- ▶ 公園等への防犯カメラの設置については、令和 5年度までに、再整備予定公園を除き、設置予 定の全園に設置しました。
- ▶ 防犯カメラの設置等により子どもの安全対策に 取り組んでいますが、子どもに対するつきまと いや声掛け事案はいまだ発生しており、引き続 き、子どもの安全対策が求められています。
- ▶ 区では、協働・協治の考え方の下、安全で安心 して暮らすことができる社会の実現を目指して 平成17年4月から「文京区安全・安心まちづく り」条例を施行しています。この条例に基づき、 「安全・安心まちづくり推進地区」の活動を支援 しています。令和5年3月現在、56地区を指定 し、それらを構成する町会が全体の約80%にあ たる120町会となりました。
- ▶ 平成25年5月に区内4警察署と「23区安全・安 心ナンバーワンのまち『文の京』更なる安全・ 安心推進のための合意書」を締結し、相互に連 携しながら犯罪抑止や交通事故防止等に関する 施策を推進しています。

関連データ

①刑法犯認知件数 (区内で発生したもの)



被害の届出等により、刑法犯として警視庁がその発生 を確認した件数である刑法犯認知件数は、区内における 犯罪発生状況の目安となります。総件数は減少傾向にあ りましたが、令和4年は898件と前年に比べ増加していま す。

②特殊詐欺認知件数及び被害総額(区内)



振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保 証金詐欺及び還付金等詐欺の4類型)とそれ以外の振り 込め類似詐欺をまとめて、特殊詐欺といいます。特殊詐 欺の発生件数は減少傾向にあったものの、被害総額は令 和4年に2億円を超えました。

課題解決に向けて取り組むべきこと

140

- 安全で安心して暮らすことのできる地域環境を築いていくため、区民の自主的な防犯活動を更に促 進する必要があります。
- 特殊詐欺の犯行手口が日々巧妙化していることもあり、区民の特殊詐欺被害防止のために対策を更に強 化する必要があります。
- 子どもが被害者となる犯罪が後を絶たないことから、子どもを犯罪から守るための取組を更に推進する 必要があります。

4年後の 目指す姿

区民の防犯に対する意識が高まることにより、地域ぐるみで支え合う自主的な防犯・安全活 動が積極的に行われる環境が整うことで、だれもが安全で安心な生活を送ることができている。

計画期間の方向性

区民等の自主的な防犯活動への支援

安全で安心して暮らすことができる地域環境の構築に向け、「安全・安心まちづくり推進地区 | の増加に努める とともに、地域の主体的な防犯・安全活動を促進し、必要な支援を行っていきます。

● 子どもや高齢者に対する犯罪の防止

区民に対する特殊詐欺被害を防止するため、区内4警察署と連携の下、効果的な対策を行っていきます。また、 子どもたちを犯罪から守るため、公園や通学路などについて、安全対策を更に推進していきます。

| 手段(当初事業計画)

事業	計画車架(配件網)		年次	 :計画		令和6年度
番号	計画事業(所管課)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費仟円
183	安全対策推進事業 [危機管理課]	(装備品購入費・ ▶青色防犯パトロ・ ▶「文の京」安心・『 ▶自動通話録音機	方災メール(事件等の無償貸出し アどもや高齢者向け	等の補助等) の情報を発信) 		24,802
184	通学路等の防犯カメラの設置 [教育総務課]		犯カメラの設置、維 と置が必要と判断され	I .		1,116
185	子ども110番ステッカー事業		事業所に子ども110 力により、ステッカ-	番ステッカー・プレー貼付場所の確認	一トを貼付	611

行財政運営

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら

主要課題 No.**51**

管理不全建築物等の対策の推進

11 deskirisha katirisha ka



現状

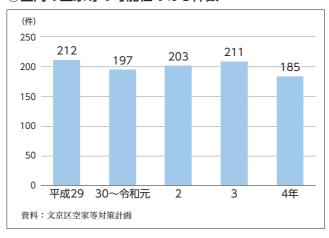
- ▶ 全国的に、人口減少や既存建築物の老朽化、家族構成の変化等を背景に、空家等の増加が大きな社会問題の一つになっています。
- ▶特に、適切に管理されない空家等は、倒壊の危険性の 増大、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、多岐にわた る問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及 ぼすことになります。
- ▶ 令和5年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置 法の一部を改正する法律」が施行され、周囲に悪影響 を及ぼす特定空家等の除却等の更なる促進に加え、放 置すれば特定空家等になるおそれがある空家等を管理 不全空家等として指導・勧告できるようになりました。
- ▶ 区では、平成30年7月に策定した「文京区空家等対策計画」の計画期間満了に伴い、最新の社会情勢や空家等対策に係る各種制度を踏まえた総合的な空家等対策を推進していくことを目的として、令和5年3月に同計画を改定しました。
- ▶また、空家一斉点検現地調査や老朽家屋の実態調査等から、空家等の所在やその状態等の概要を把握しました。令和4年12月末現在、空家等の可能性が高い建築物が区内に185戸あります。
- ▶マンションは主要な居住形態として区内に広く普及しており、地域社会を構成する重要な要素となっています。一方で、今後、建物の高経年化や居住者の高齢化が進行すると、管理不全のマンションが増加し、周辺の環境に影響を及ぼすことが懸念されます。
- ▶ 区内には30戸以下の小規模マンションが多いことから、 維持管理や修繕等の際に区分所有者の負担が課題と なってくることが考えられます。
- ▶ 令和4年4月の改正マンション管理適正化法の施行を 受け、区でも5年度にマンション管理適正化推進計画 を策定し、管理計画認定制度を開始しました。

関連する主な計画等

- 文京区空家等対策計画(令和5年度~令和14年度)
- 文京区マンション管理適正化推進計画 (令和5年7月~令和7年3月)

関連データ

①区内の空家等の可能性のある件数



区内で空家等の可能性がある件数は、平成29年から大きな変化はなく、おおむね横ばいの傾向にあります。

②区民及び空家等所有者からの相談件数、空家等の現 地調査



管理不全な空家等に関して、区民及び空家等の所有者から、毎年60~70件の相談を受けています。また、相談のあった空家等の現地調査を行っており、令和4年度では78回実施しました。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 管理不全な空家等が周辺環境に与える影響や所有者等の責務について周知し、空家等の発生を予防するとともに、既存する空家の適正管理を促進する必要があります。
- 管理不全空家等及び改善が見られない特定空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法に 基づく措置を講じていく必要があります。
- 管理不全の兆候があるマンションの把握に努め、管理の主体である管理組合への支援を行い、管理計画を 認定すること等により、マンションの管理不全を予防し、適正な維持管理を促進していく必要があります。

4年後の 目指す姿

管理不全な建築物等のない、良好な住環境が保たれている。

計画期間の方向性

● 空家等対策の強化

適切な管理がされないまま放置されている空家等の現状に応じ、空家等対策審議会において、法に基づく適切な対応を図ります。また、空家等に関する相談にきめ細かく対応し、発生予防と適正管理を促すとともに、不動産業界団体等との連携を深めながら、空家等の利活用の促進を図ります。

● マンション管理適正化の促進

都の管理状況届出制度の運用等により把握した管理不全の兆候があるマンションを中心に、各種相談事業や助成事業について効果的に周知し、活用を促進していきます。また、管理計画認定制度の普及に努め、管理の適正化を図っていきます。

手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)		年次	計画		令和6年度
番号	可圆争来(別名味)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
186	空家等対策事業 [住環境課]	▶空家等対策事業▶空家等利活用事(所有者と利活用		の補助、行政目的で ノグ、	らの活用)	8,139
187	特定空家等の対策 [建築指導課]			空家等の認定及び 産管理人選任申立		2,318
188	マンション管理適正化支援事業	▶各種助成(長期修繕計画作 アドバイザー制度▶都と連携した管理	作成、劣化診断調査、 度利用) 理状況届出制度 里規約の有無等、管理	談、管理組合設立支 共用部分改修、 型状況の定期的な届		18,136

戦略シート(事業計画) の最新版はこちら



交通安全対策の推進と №52 移動手段の利便性の向上



現状

- ▶ 区内の交通事故死傷者数については、令和2年に 過去最少となったものの、3年、4年は2年から増 加しており、交通安全の確保が求められています。 そのため、区では、だれもが安全に通行できるよ う、道路環境の整備を行っています。また、自転 車が関連する交通事故死傷者数の割合は増加傾向 であることから、自転車利用者に対して交通ルー ル・マナーの周知徹底を図る必要があります。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、感染リス クの低い交通手段としての自転車利用や自転車宅 配サービスの利用増加など、交通需要に変化が生 じています。
- ▶ 令和4年4月に道路交通法が改正され、5年7月 からは一定要件を満たす電動キックボード等が新 たな車両区分である「特定小型原動機付自転車」 に位置付けられました。
- ▶ 拠点間ネットワークの充実と公共交通不便地域の 解消等を図るため、平成19年度から運行を開始し た文京区コミュニティバス「B-ぐる」は、令和3 年度に本郷・湯島ルートを加え、現在3路線で運 行しています。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響によりBーぐるの 利用者数は減少したものの、現在は、回復傾向に あります。
- ▶ 区内には狭隘道路が多く、コミュニティバス車両の 通行が困難な公共交通不便地域が存在しています。
- ▶ 自転車シェアリングの利用者は増加しており、公 共的な交通手段として定着しつつあります。また、 更なる利便性の向上に向け、複数事業者と協定を 締結しています。

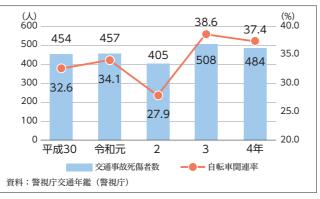
関連する主な計画等

144

- 第11次文京区交通安全計画(令和3年度~令和7年度)
- 文京区自転車活用推進計画(令和4年度~令和13年度)

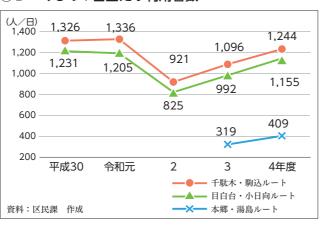
関連データ

①区内の交通事故死傷者数と白転車関連率



近年、区内の交通事故死傷者数は増減を繰り返してい ますが、令和4年は前年より24人減少しました。中でも、 自転車が関連する交通事故死傷者数の割合は、全体の約 4割を占めています。

② B - ぐるの 1 日当たり利用者数



B-ぐるの1日当たりの利用者数は、新型コロナウイ ルス感染症の影響により減少に転じましたが、千駄木・ 駒込ルートでは1,200人台、目白台・小日向ルートでは 1.100人台まで回復しました。また、本郷・湯島ルートの 利用者数も増加傾向にあります。

課題解決に向けて取り組むべきこと

- 交通事故のない地域社会を目指して交通安全対策を強化する必要があります。特に自転車利用者に対す る交通ルール・マナーの周知・啓発に向けた取組を強化するとともに、新たな車両区分である特定小型 原動機付自転車に対しても安全な利用に向けた取組を実施する必要があります。
- だれもが安全に通行できる道路環境を確保するため、定期・一時利用の配分の更なる適正化を含めた放 置自転車対策を推進するとともに、コミュニティ道路等の道路整備を推進する必要があります。
- Bーぐるについては、利用者の動向に注視しながら、公益性と経済性のバランスや採算性に配慮した サービスの提供が求められており、自転車シェアリングについては、利便性向上が求められています。
- 公共交通不便地域の解消や、福祉的視点・観光的視点での交通課題に対応するため、社会情勢や交通 システムの進展等を踏まえた上で、多様な公共交通手段の可能性について研究を行う必要があります。

4年後の 目指す姿

コミュニティバスや自転車シェアリング等の利便性が高まるなど、だれもが気軽に利用でき る便利な移動手段の充実が図られている。一方で、道路の安全性が向上するとともに、交通安 全意識の向上が図られ、区内の交通事故死傷者数が減少を続けている。

計画期間の方向性

交通安全意識の向上

交通安全協議会の構成団体等との連携の下、区民の交通安全意識を高めるための啓発活動を推進します。また、高 齢者や子どもの交通安全対策のほか、自転車利用者の交通マナー向上等、総合的な自転車対策を重点的に進めます。

道路の安全性の確保

だれもが安全に通行できる道路環境を確保するため、放置自転車対策やコミュニティ道路整備、バリアフリー 化等を推進します。また、毎年実施している通学路の安全点検を継続するとともに交通管理者等と連携し、適切 な交通安全対策を進めます。

移動手段の利便性の向上

区内の移動手段の利便性向上に向け、利用者のニーズも踏まえた既存事業の拡充等に取り組むとともに、公共 交通不便地域の解消に努めます。

手段(当初事業計画)

事業	計画事業(所管課)		年次計画			令和6年度
番号	司 四争未(別官議)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	事業費(千円)
189	交通安全対策普及広報活動 [管理課]	▶交通安全普及広	交通安全計画 報活動 等 の開催、交通安全協		交通安全計画	15,821
190	総合的な自転車対策 [管理課]	▶自転車用ヘルメ▶駅周辺放置自転	文京区自転車 取得費用助成(令和 ット購入補助(令和7 車の整理及び撤去等 場の駐輪設備更新(○後楽園自転車駐	18年度まで) 7年度まで) 等、自転車駐車場管理		232,971
191	コミュニティ道路整備 [道路課]	▶コミュニティ道路	各の路線整備	▶コミュニティ・ゾ (向丘・弥生・根料		48,943
145	バリアフリーの 道づくり [道路課]	▶生活関連経路(E (坂下通りバリア	区道)のバリアフリー フリー整備等)	整備工事(350m/	年)	249,557
192	交通安全施設の整備と維持 [道路課]		マ全対策(スクールカ ブードレール等)の鏨 の整備			188,087
193	コミュニティバス運行		ート」「目白台・小日」 促進、Bーぐる沿線 う和6年度)	_	島ルート」の運行	316,096
194	自転車シェアリング事業 [管理課]	▶自転車シェアリン (広域連携区との 複数事業者との	相互乗り入れ、サイ	/クルポートの拡充、		366

【行財政運営の視点】

大塚・千石・白山地区の公共交通不便地域を対象に、多様な公共交通システムの導入について調査を行うこと で、様々な可能性を検討します。

行財政運営

人口構成の変化等に伴い、行政サービスに対する区民ニーズは一層多様化し、行政需要も増加 の一途をたどっています。今後も、限られた経営資源の下で、区民ニーズにかなったサービスを 効果的に提供していくためには、多様な主体との協働や行政ニーズに対応した組織体制の構築 等、より質の高い効率的な行政体制を構築することが必要です。

また、デジタル技術の活用による行政サービスの向上や業務改善を進め、自治体が抱える課題 の解決に積極的に取り組む、"自治体DX"の推進が求められています。

そのため、総合戦略では、以下の4つの視点から、区民サービスの向上と健全な財政運営の確 保を図り、将来に向けて持続可能な行財政運営を推進していきます。

≪行財政運営の4つの視点≫

- 区民サービスの更なる向上
- 2 多様な行政需要に対応する施設の整備
- 財政の健全性の維持

146

質の高い区民サービスを支える組織体制の構築

区民サービスの更なる向上

(1) ICTを活用した区民サービスの充実

【現状・課題】

- ●国が提唱する「Society5.0」では、人々に豊かさをもたらす超スマート社会の実現を 目指しています。IoTや人工知能(AI)など、先進的な技術等を活用した社会課題の解 決に向け、官民一体となった様々な取組が行われています。
- デジタル庁の創設など、国全体のデジタル化を促進し、デジタル社会の実現に向けた取 組を推進しています。
- 自治体においても、サービスを将来にわたり継続的かつ安定的に提供していくために は、AIやロボット等のICTを活用していくことが重要となっています。
- 令和元年5月に、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル手続 法)」が成立し、ICTの活用により、様々な行政手続における電子申請を推進していく ことが求められています。
- 国が令和5年6月に策定したデジタル社会の実現に向けた重点計画では、6年秋の紙の 健康保険証廃止を見据え、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民 が取得できるよう、円滑にカードを取得していただくための申請環境及び交付体制の整 備を更に促進することが明記されています。
- ●「文京区政に関する世論調査(平成30年12月)|では、ITの活用により実現するとよい と思う区のサービスについて、「インターネット上で(窓口に行かなくても)申請でき る行政手続の充実 が67.5%と最も多くなっています。
- スマートフォンの急速な普及等、情報通信分野の進展に伴い、様々な場面で決済手段の キャッシュレス化が進んでおり、対応が求められています。
- DX推進による行政サービス向上や事務の効率化が進むことにより、情報システムの安 定運用、情報セキュリティ対策など、事業継続のためのより強固な対策が必要となりま
- これらの現状と課題を踏まえ、必要な情報が必要な人に届くよう、区民一人ひとりの状 況にあわせて、行政サービスを提供することを目指します。また、行政手続において は、区民ニーズにあわせて多様性を持たせ、内部業務については、デジタルで一元化・ 完結させる仕組みを検討していきます。

148

様々な技術革新による新しい知識や技術を活用した国や民間企業、研究機関等の取組 を注視するとともに、大学等が集積する本区の特性を生かし、先進的な技術や知識を持 つスタートアップ等、民間企業や大学機関などとの取組により、Society5.0の実現に向 けた研究を推進していきます。

2 最新技術の積極的な導入と行政手続のデジタル化の推進

AI等の最新技術を用いたサービスを積極的に導入するとともに、手続に必要な書類を マイナンバーカード等の情報から作成する「書かない窓口」や、電子申請システムを活 用した「行かない窓口」の取組を進め、行政手続のデジタル化の推進を図ります。住民 異動手続窓口においては、今後も転入者の増加が見込まれることから、円滑な手続とな るよう事務改善を進めるとともに、ICTを活用して更なる待ち時間短縮と業務効率化の実 現を目指します。

また、各種証明書発行手数料の支払い及び公金の納付において、キャッシュレス決済 端末やオンライン決済フォーム等を活用し、キャッシュレス化を推進します。

これらの推進に当たり、高齢者や障害のある方をはじめとする、デジタル機器に不慣 れな方や機器を操作することが難しい方に対しては、平等にサービスを受けることがで きるよう、対策や支援を充実させていきます。

また、外部からの攻撃や情報流出等に対する情報セキュリティ対策を強化していきます。

3 マイナンバーカードの普及等に向けた取組の推進

マイナンバーカードの交付については、手続に不安がある方向けの申請サポートや、 文京シビックセンター以外の施設における出張申請サポート等、申請しやすい環境整備 を促進します。

また、マイナンバーカードの公的個人認証を活用した電子申請については、今後示さ れる国の方針等を勘案しながら対応を検討するとともに、区民への分かりやすく丁寧な 周知に努めていきます。

なお、令和5年6月末にマイナンバーカードの交付率が75%を超え、近年、全国主要 コンビニエンスストアで住民票の写し等を取得するサービス(以下「コンビニ交付サー ビス|という。)の利用者が増えています。他方、区民サービスコーナーの利用者数は、 年々減少傾向にあります。交付対象に戸籍証明書の写しを追加する拡充を行うなど、引 き続き、コンビニ交付サービスの利用促進を図るとともに、地域活動センター業務のあ り方を検討しながら、来客実態に即した区民サービスコーナー窓口の開設日及び開設時 間に見直します。

(2) 開かれた区役所

【現状・課題】

- 区政情報については、区報やホームページ、都市型有線テレビの区民チャンネル、SNS 等の各媒体による発信や連携を強化し、積極的な広報活動を展開しています。近年、新 型コロナウイルス感染症の発生や、各地で多発している自然災害等、社会を取り巻く環 境が大きく変化する中で、必要とされる情報は複雑化・多様化していることから、非常 時の混乱を避けるための適切な情報提供のあり方や、誰もが必要な情報を迅速かつ正確 に取得することができる環境の整備が求められています。
- 区が保有する公共データを、様々な地域課題を解決するための貴重な社会的資源とし て捉え、オープンデータ*として公開しており、公共データの更なる活用への期待が高 まっています。また、限られた予算のもと、統計等の情報を正確に分析して、効果的な 政策を選択していくことが求められています。

【基本的な考え方】

区の情報発信・収集の充実

令和6年5月にリニューアルの区ホームページでは、災害情報システム等との連携や、 各種SNSと連携することにより、緊急情報の発信を強化します。ウェブアクセシビリ ティ*の確保・維持・向上に取り組むとともに、既存の情報発信手段についても、区民等 の意見を踏まえて見直しを行い、より充実した情報発信・収集を行っていきます。

区民ニーズや生成AI*等、新技術の普及による社会の変化を踏まえ、区民等に対し、よ り効率的・効果的な情報提供を行えるよう、新たな情報発信の手法や体制について検討 します。

2 オープンデータ及びデータ利活用の推進

デジタル庁が推奨する利用者ニーズの高い自治体標準オープンデータセット*の公開を 進めていきます。

また、区が保有する統計データ等の活用に向け、データ分析手法や効果的な活用につ いて検討していきます。

^{*}オープンデータ 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されること。また、そのように公開されたデータ *ウェブアクセシビリティ 高齢者や障害者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること

^{*}生成 Al 人工知能の一種で、与えられた入力データから文章や画像、音声などの様々なコンテンツを生成する技術

^{*}自治体標準オープンデータセット デジタル庁が公開ニーズの高い自治体のデータセットを選定し、オープンデータのフォーマットを揃 えたもの

(3) 多様な主体との協働

【現状・課題】

- 現在の社会において、複雑化・多様化した課題はますます増加しており、福祉、子育 て、防災等の様々な分野における住民主体の取組が盛んになってきています。また、社 会福祉協議会を通じてこれまで築いてきたNPOや地域活動団体等とのつながりを活用す ることで、地域課題の解決に取り組む意欲・能力のある団体との連携を図っています。
- 「子ども宅食プロジェクト」で採用したコンソーシアム*形式など、多様な施策を展開 するため、行政だけでは困難な、あるいは、行政単独で実施するよりも大きな効果が期 待できると想定した場合には、コレクティブ・インパクト*の手法を取り入れるなど、 事業目的に応じ、多様な主体がそれぞれの強みを生かした施策展開ができるよう、取り 組むことが求められています。

【基本的な考え方】

多様な主体との協働の推進

地域課題の解決に向け、引き続き社会福祉協議会との連携を深めつつ、NPOや地域活 動団体等の状況を確認していくことに加え、先進的・画期的な技術等を持つ多様な主体 との協働を推進していきます。

民間企業や大学機関等の知見を活用するなど、多様な主体のそれぞれの強みを生かし た連携が図れるよう、取り組んでいきます。

(4) 指定管理者制度、業務委託等

【現状・課題】

- ●質の高いサービスを継続的かつ安定的に提供していくため、様々な行政分野において、 最適な提供手法を幅広く検討した上で、指定管理者制度や業務委託等、民間活力を活用 し、持続的・効率的な運営が図れるよう取り組んでいきます。
- 指定管理者制度については、施設の所管課によるモニタリングのほか、応募時に「労働条 件セルフチェックシート | の提出を事業者に義務付けるとともに、指定期間の初年度に社 会保険労務士の訪問調査等による労働条件モニタリングを実施しています。また、業務委 託等についても、区が発注する契約金額が1億円以上の業務委託契約及び工事請負契約 を対象に、社会保険労務士の訪問調査等による労働条件モニタリングを実施しています。
- 自治体が締結する契約等(以下「公契約」という。)において、業務に従事する労働者 の労働環境の整備を推進し、公共工事や公共サービスの品質の確保等を図ることが求め られています。

【基本的な考え方】

1 指定管理者制度、業務委託等の活用

公共サービスの提供手法の検討に当たり、指定管理者制度、業務委託等、各手法の特 徴や効果を考慮した上で、対象業務に最適な提供手法を幅広く検討します。

区役所閉庁時の受付窓口業務については、宿直職員により対応していますが、深夜勤 務を伴う業務の性質上、人材確保が困難となっています。今後も安定的に運営していく ため、職員の退職状況を見ながら、委託化を進めます。業務の委託に当たっては、業務 分析を行い、法令等により職員が対応しなければならない業務を除き、最新技術の活用 も検討しながら、効率的で適切な業務運営を行っていきます。

2 指定管理者制度、業務委託等の管理・監督

質の高い公共サービスを安全かつ安定的に提供できるよう、適切にモニタリングや管 理・監督を行っていきます。

3 公契約条例の制定

公契約の基本的な方針や労働環境の整備を推進するための必要事項を定めた公契約条 例の制定に向けて検討していきます。

^{*}コンソーシアム 行政や企業、NPO 等の複数の組織が集まり、共通の目的を持ち活動する共同体

^{*}コレクティブ・インパクト 行政や企業、NPO等の立場の異なる組織が、コンソーシアムなどにより、お互いの強みを出し合い、社会的 な課題の解決に取り組むこと

多様な行政需要に対応する施設の整備

(1) 公共施設

【現状・課題】

- •子育て支援施策をはじめとする各種施策の充実により、本区の人口は増加傾向ですが、 高齢化の進展により人口構成の変化が見込まれ、区民の公共施設への利用需要や要望に も変化が生じています。このことから、地域特性や区民ニーズの変化を的確に捉え、多 様なニーズの変化に柔軟に応える公共施設の整備が必要になります。
- 区有施設等の有効活用に当たっては、民間活力の導入可能性について検討し、区民サービスの向上と効率的かつ質の高い施設の運営を進めていく必要があります。
- 文京シビックセンターは、大・小ホールをはじめとした様々な区民施設、公共機関、区 庁舎で構成され、区民サービスを提供する拠点であるとともに、大規模な地震等の災害 時には、区の防災拠点としての機能も有しています。高層棟を建築した第1期工事の竣 工後30年近く経過し、経年劣化による設備機器の更新、竣工時から変化してきた社会 情勢や区民ニーズへの対応などが必要な時期を迎えています。また、脱炭素化への取組 や東日本大震災での教訓を踏まえた震災対策の強化等が求められています。
- 施設の新築や改築を実施する際には、あらゆる人にとって使いやすい施設となるよう、 ユニバーサルデザインへの対応を進めるとともに、「ゼロカーボンシティ」の実現のため、脱炭素化に向けたZEB*化及び省エネ化の推進を図っていく必要があります。

【基本的な考え方】

1 時代に即した区有施設の整備・転換と、国・都有地等の活用

区が施設の設置場所を確保する場合には、原則として、既存の区有地及び区有施設を 積極的に活用します。あわせて、多様な行政需要への対応のため、未利用の国有地や都 有地等が活用できる場合には、土地の取得又は定期借地制度の活用等を検討します。

なお、活用に当たり施設の建設や管理運営については、PFI*やPPP*などの手法も参考としながら、積極的に民間活力の活用を検討するとともに、社会経済情勢、区民ニーズ、地域特性等に的確に対応します。

また、「公共施設等総合管理計画」における推進方針を踏まえ、脱炭素化に向けたZEB 化及び省エネ化の推進やユニバーサルデザインにも配慮しながら機能水準の高度化を図り、より利用しやすく、地域に貢献できる施設とします。

区有施設及び区有地

番号	現況建物等	活用の方向性等	
1	湯島総合センター	行政課題や区民ニーズ、サウンディング調査の結果等を踏 まえ、湯島幼稚園の移転後に建替えを進めていきます。	
2	交流館	文京区立交流館あり方検討会の結果を踏まえ、現地での複合施設への建替えに向けた検討を進めていきます。 また、交流館以外の他の施設においても、様々な交流事業が実施されているため、建替えの際は、交流事業を継続して、「交流館」の名称を変更する方向で検討します。	
3	文京ふるさと歴史館	令和5年4月に施行された改正博物館法や、これまでの検討内容を踏まえ、「予防保全型」の考え方を基本として、中長期的な施設のあり方を検討するとともに、歴史資料の保管及び効果的な展示のあり方並びに情報発信の方法、展示機能等について検討していきます。	
		●戦略シート 33「文化資源を活用した文化芸術の振興」	
4	旧介護予防拠点 いきいき西原跡地	既存建物を解体のうえ、児童遊園の拡張を図ります。今 後、本土地と児童遊園の一体的な整備内容について検討して いきます。	
5	旧介護予防拠点 いきいき森川跡地	既存建物を解体のうえ、本土地が住宅地に位置していること などにも留意し、福祉関連施設等への活用について検討してい きます。	
6	旧アカデミー向丘 跡地	障害福祉ニーズを捉えた障害者施設の設置に向け検討して いきます。	

国・都有地等

番号	現況建物等	活用の方向性等	
1	後楽一丁目(仮称) 小石川地方合同庁舎	後楽一丁目のエリアマネジメント事業により、区立認定こ ども園と清掃事務所の整備を進めていきます。	
2	本駒込二丁目国有地	取得について国と協議を進めるとともに、行政課題の解決に 向け、子ども・福祉関連施設等への活用について検討していき ます。	

^{*} ZEB (Net Zero Energy Building) 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを 目指した建物(オフィス・商業施設・店舗・データセンターなど)

^{*} PFI (Public Finance Initiative) PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

^{*} PPP (Public Private Partnership) 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの

2 老朽化施設等の対応

老朽化施設等の対応に当たっては、建物の規模や用途等に応じた各施設の計画的な保 全による長寿命化を図ることで、更新費用等の削減や財政負担の平準化を図ります。

番号	現況建物等	主な内容	
1	特別養護老人ホーム (文京白山の郷、文 京千駄木の郷)		

3 公的不動産 (PRE*) の活用

公的不動産については、状況に応じて公共公益的な利活用を検討し、また、財源確保 に向けた売却等に取り組みます。

番号	現況建物等	活用の方向性等	
1	柏学園	引き続き、柏市との協議を継続しながら、建物を含む敷地 全体の恒久的な活用策について検討していきます。	
2	旧岩井学園グラウン ド及び教職員住宅	公共的な活用や売却について検討を進め、引き続き情報提 供を行っていきます。	

4 文京シビックセンターの機能向上

平成29年3月に策定した「文京シビックセンター改修基本計画」に基づき、防災機能の強化、区民施設エリア及び執務フロアーエリアの改修を計画的に実施していきます。 改修に当たっては、計画策定以降の社会状況の変化により生じた新たな課題にも対応しながら進めていきます。

1 防災拠点としての機能向上

長周期地震動対策、スプリンクラーの耐震化

2 省エネ・CO₂排出量の削減による環境負荷の軽減

照明機器のLED化・BEMS(ビルエネルギー管理システム)の導入、高効率・高性能機器への更新

3 ユニバーサルデザインの充実による来庁者等の利便性向上

サインの見直しと多言語化、バリアフリー環境の向上、トイレの洋式化

4 行政需要の変化への対応

窓口カウンターの仕様及び形状の改善、組織規模に応じた執務フロアーの配置

5 計画的な改修等で費用の縮減と建物の健全性確保

電気・機械・エレベーターの保全及び更新、ランニングコストやメンテナンスを考慮した機器更新

* PRE (Public Real Estate) 地方公共団体等が所有する不動産

154

(2) 公共施設マネジメント

【現状・課題】

- これまで、適切に公共施設の整備・更新をしてきましたが、老朽化が進んでおり、今後、多くの施設が一斉に更新時期を迎えていくことから、「文京区公共施設等総合管理計画」における予防保全の考え方を踏まえ、耐用年数や劣化状況等を考慮し、計画的な保全による長寿命化を図っていくことも求められます。
- 将来的には生産年齢人口の減少に伴う税収の減が懸念されます。こうした状況に的確に 対応していくためには、限られた財源を有効に活用しながら、公共施設を維持管理し、 運営していく必要があります。
- 社会情勢の目まぐるしい変化や多様な区民ニーズに対応するため、各施設の管理責任を 担う所管部における区民ニーズの把握だけではなく、全庁的な視点での検討が必要と なっています。また、財政面、技術面等におけるマネジメントの最適化を図ることも重 要であることから、組織横断的に総合調整する体制が求められます。

【基本的な考え方】

1 公共施設マネジメントの取組の推進

定期的な点検・診断により、劣化が進行する前の軽微な段階で適切な修繕を行う「予防保全型の維持管理」を実施するために、総括的にマネジメントを行う体制を検討するとともに、個々の施設状況等を踏まえた適切な対応を進めます。これにより、施設を良好な状態で保持しながら、修繕費等の削減や区の財政負担の平準化を図る取組を推進します。

財政の健全性の維持

(1)補助金のあり方

【現状・課題】

• 令和3年度に「文京区補助金に関するガイドライン」を改定し、3年毎に実施している 実績検証を、事業見直しの契機と位置付けるとともに、補助金の交付による効果を具体 的に検証するため、「補助金等チェックシート」の様式の変更を行いました。その上で、 平成30年度から令和2年度までの補助事業の実績について、「補助金等チェックシート」 を用いて検証を行い、その結果をホームページに公開しています。「文京区補助金に関 するガイドライン」に基づいた運用を通して、公平性と透明性の確保を十分に行う必要 があります。

【基本的な考え方】

補助金のあり方

個々の補助金について、「交付の適否」と「適正な運用」という2つの観点からの継続 的な検証・改善を行っていきます。

(2) 受益者負担の適正化

【現状・課題】

行政サービスを利用する人としない人との間における負担の公平性を考え、公費で賄う 部分と受益者が負担する部分とのバランスを適正に保つことを「受益者負担の適正化」 と言います。公の施設に係る使用料等について、平成28年度に改定を行いましたが、 その後は新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響を鑑み、改定を見送っていま す。使用料等は算定当時のコストを基に算出していますが、今後の社会情勢の変化を見 極めつつ、その積算方法等の再検討を行い、適正な受益者負担に向けた取組を進めてい く必要があります。

【基本的な考え方】

156

1 受益者負担の適正化

社会情勢の変化を見極めつつ、行政サービスの利用状況や、料金改定による影響等を 総合的に勘案し、受益者負担の適正化に向けた使用料等の見直しを検討していきます。

(3) 新公会計制度の導入に伴うセグメント分析

【現状・課題】

● 平成29年度から、「統一的な基準による財務書類」を導入し、事業ごとにセグメント分 析した行政コスト計算書を作成しています。これにより、人件費等も含めた事業の総コ ストを把握することができるため、その情報に基づき、財政公表資料において主要事業 の総コスト等実績報告を行い、区民へのアカウンタビリティの向上に取り組んでいま す。今後、効率的な行財政運営のため、セグメント分析した内容について、事業の改善 や見直しへの活用方法を検討していく必要があります。

【基本的な考え方】

新公会計制度の導入に伴うセグメント分析

事業ごとにセグメント分析した内容について、事業の改善や見直しへの活用方法を検 討していきます。

(4) 税外収入の確保・活用

【現状・課題】

- 区の施策に共感し、賛同いただいた方の社会貢献の思いを実現する観点から、森鷗外等 の顕彰事業の運営基金、姉妹都市カイザースラウテルン市における難民支援など、ふる さと納税の仕組みを生かした事業を実施しています。
- ◆ふるさと納税制度の問題点については、国へ抜本的な見直しを求めているところです が、ふるさと納税による特別区民税の減収額は年々増加しており、持続可能な行政運営 の観点からも、ふるさと納税の更なる活用が必要となります。

【基本的な考え方】

税外収入の確保・活用

区が推進する施策に共感し、賛同いただいた方の社会貢献の思いを実現する視点を大 切にしながら、より地域や産業の魅力を発信できるよう、ふるさと納税の仕組みを活用 していきます。

質の高い区民サービスを支える組織体制の構築

(1)組織の活性化・事務の合理化

【現状・課題】

- 複雑化・多様化する行政課題や区民ニーズに的確に対応するためには、様々な業務でデ ジタル技術の活用と業務プロセスの改革を同時に行い、効率的・効果的な組織運営を図 るとともに、デジタル技術の効果的な活用を促進するため、デジタル化に対応する人材 の育成に取り組み、組織力を更に強化することが必要です。
- 行政需要の高まりに対応するため、近年、積極的に職員採用を行ったことから、若手職 員の割合が大きくなっており、ベテラン職員の知識・技能の継承が課題となっています。
- ●また、職場の活力を高め、組織力を強化していくために、改革志向の組織づくりや職員 の昇任意欲を醸成していくことが必要です。
- 生産年齢人口の減少、働き手側の価値観の多様化、デジタル社会の進展等により、区を 取り巻く状況が大きく変化する中、複雑化・多様化する行政課題に対応するため、令和 5年12月に国が策定した「人材育成・確保基本方針策定指針」においても示されてい る「人材育成」、「人材確保」、「職場環境の整備」、「デジタル人材の育成・確保」の4つ の視点の重要性が更に高まっています。
- ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方の見直しに関する取組が、自治体や民間企業 等で進んでいます。区では、コロナ禍を機に時差勤務制度の活用を推進するとともに、 テレワークも導入しました。また、管理職を対象としたワーク・ライフ・バランスを意 識したマネジメントスキルに関する研修の実施や、各課の取組状況を全庁的に共有する などの取組を行っています。
- 平成29年実施の「東京都公立学校教員勤務実態調査」では、小・中学校教員の長時間 労働の実態が明らかになっており、子どもたちの学びを支える教員の心身の健康への影 響や、日々の教育活動の質の低下が懸念されています。

【基本的な考え方】

158

1 職員育成・人材確保

自ら考え行動できる改革志向の職員の育成に努めていくとともに、昇任意欲の醸成を 図るため、研修の実施や職場環境の整備を進めていきます。また、より一層効率的・効 果的な組織運営を図るため、職員育成基本方針の見直しや国の指針を踏まえた取組を進 めていきます。

2 区職員と教員の働き方の見直し

効率よく業務を進めるための情報収集・分析力や課題解決力の向上等、現行の働き方 を見直す研修を実施するほか、管理職及び係長職を対象にマネジメントスキルに関する 研修などを実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進とあわせて、更に効果を上げてい く取組を推進していきます。これらを通じて、職員一人ひとりが業務の目的や方向性を 正しく認識し、優先順位をつけた仕事の進め方をすることで、業務の効率化を図るとと もに、業務内容を共有するための仕組みづくりや時間の使い方の工夫により、長時間労 働の改善を図り、質の高い行政サービスの創出につなげていきます。

また、デジタル技術を活用し、住民サービス・行政事務の業務改善を推進できるデジ タル人材を育成するとともに、 RPA^* やAI- OCR^* 、議事録作成支援ソフト等の利用を拡大 し、生成AI等の最新デジタルツールの導入やテレワーク環境の整備など、働き方の見直 しにも引き続き取り組みます。

加えて、教員についても、平成31年3月策定の「幼稚園及び学校における働き方改革 実施計画 | に基づき、部活動指導員、スクールサポートスタッフ等、さらには、勤怠管 理システム等の活用により、教員の長時間労働の改善に取り組みます。

(2) 適正な業務執行

【現状・課題】

- 令和 2 年 4 月から内部統制制度を導入し、全庁的な内部統制に取り組むとともに、各部 署においては重要性が高く優先的に取り組むリスクへの対応策を整備し、リスク評価 シートを活用した点検及び評価を行っています。
- これまでの取組状況や区を取り巻く環境の変化等を踏まえ、継続的に見直しを行いなが ら内部統制の取組を向上させ、適正な業務執行の確保を図る必要があります。

【基本的な考え方】

1 内部統制制度の運用

総務省のガイドラインを踏まえつつ、区の現状に即した内部統制制度を適切に運用し、 組織的かつ効果的に内部統制に取り組むことで、適正な業務執行の確保を図っていきます。

^{*} RPA (Robotic Process Automation) 複数のソフトウェアを跨いだ業務自動化のために使用するソフトウェア

^{*} AI-OCR 紙文書等をスキャンし、認識した文字を文字データとして取り出す仕組みである OCR に、AI 技術を取り入れたもの。AI 技術 を活用することで、文字の読み取り精度が向上する。

(3) 行政ニーズに対応した組織体制

【現状・課題】

- 職員体制については、これまで事務事業の運営方法の徹底した見直しやICT化、民間活 力の活用等の行政運営の効率化に取り組んできましたが、今後、生産年齢人口の減少に より、必要な人材の確保が困難になる状況が想定され、定年引上げを始めとした人事制 度の改正や職員の多様な働き方も踏まえた、安定的・計画的な職員体制確保への転換が 求められています。
- 児童福祉法の改正により、母子保健部門と児童福祉部門の更なる連携強化が求められる とともに、子どもに関する身近な相談窓口から、必要に応じて適切な支援機関へつなげ るための連携体制を強化する必要があります。
- 地域では、「進行する少子高齢化」や「血縁・地縁・社縁による共同体の機能の脆弱化」 等、社会構造が変化し、従来の制度・分野ごとの縦割りの支援体制では対応が困難な事 例が増加しています。
- ◆今後、多くの公共施設が一斉に更新時期を迎えていくことから、予防保全の考え方を踏 まえ、計画的な保全による長寿命化を図るための体制が必要です。

【基本的な考え方】

1 職員体制

今後、一層複雑化・多様化が見込まれる行政需要や、大都市特有の課題に的確に対応す るため、人事制度の改正や職員の多様な働き方も踏まえ、引き続き、事務事業の見直しや 業務改善等を進めるとともに、必要な職員体制の確保に努めます。

また、継続的な人材確保及び専門的な知見の継承等の観点から計画的な職員採用を行う こととし、特に、専門職は、大量採用世代の退職等により、必要な職員数の確保が課題と なっていることから、中長期的な目線での採用を行います。さらに、少数職種については、 一般的に育成や任用管理の面で困難さが見られることから、個々の職種の特殊性、専門性、 代替可能性等の将来のあり方を踏まえ、採用の適否を検討します。加えて、技能系職員に ついては、引き続き、原則退職不補充としますが、区民生活と直結しており、非常時にお ける安定的な運営確保の必要がある事業については、一定規模の体制を維持するための人 員を確保する方針です。

なお、再任用短時間勤務職員や会計年度任用職員等、常勤職員以外の職員についても、 従事する業務の性質を踏まえ、引き続き、常勤職員とあわせた適切な役割分担や人員管理 を行います。

2 組織

現状の社会課題を認識し、能動的に考えられる組織体制の整備を進めることで、行政課 題の積極的な解決を図ります。また、長期的な視点から、組織のあり方及び見直しの方向 性について検討を進めていきます。

【子ども支援体制の強化】

子どもの最善の利益を守るため、子ども、保健、教育、福祉部門が横断的な視点におい て、妊娠・出産・子育て期における切れ目のない総合的な相談・支援体制の整備を進めて いきます。

【包括的な支援体制の整備】

社会情勢の変化に伴う複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応でき るよう、高齢・障害・子ども・生活困窮・保健・医療・教育等の組織横断的な連携により、 包括的な支援体制の整備を進めていきます。

【公共施設の整備】

地域特性や区民ニーズの変化を的確に捉え、多様なニーズの変化に柔軟に応える公共施 設の整備を行うとともに、予防保全の考え方を踏まえ、財政面、技術面等におけるマネジ メントの最適化を図ることも重要であることから、組織横断的に総合調整する体制整備を 進めていきます。

文京区まち・ひと・しごと創生総合戦略

国は、少子高齢化の進展に的確に対応して人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよ い環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的として、平成26年11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

デジタル田園都市構想総合戦略

本区においても、法の基本理念を踏まえ、27年度に「文京区まち・ひと・しごと創生総合戦 略|を策定しました。第2期「文京区まち・ひと・しごと創生総合戦略|は、「文の京|総合戦略 (令和2年度~令和5年度) に包含するものとし、基本構想に掲げる将来都市像を実現するための ツールとして位置付け、「文の京」総合戦略から8つの主要課題を、まち・ひと・しごと創生に関 する基本目標として抽出し、まち・ひと・しごと創生の観点からも各施策を推進しました。

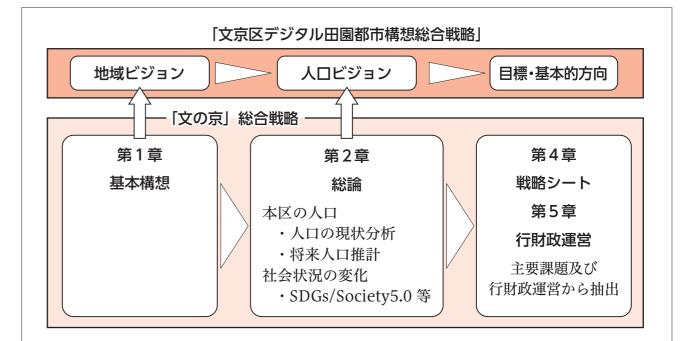
「文京区デジタル田園都市構想総合戦略」の策定

国は、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構 想 | の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解 決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしており、第2期「まち・ひと・しごと創生総合 戦略|を抜本的に改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略|を令和4年12月に策 定しました。地方においては、国の総合戦略を勘案し、地方版総合戦略を策定するよう努めなけ ればならないこととされています。

本区では、こうした国の動向を踏まえ、これまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を 「デジタル田園都市構想総合戦略」と改めた上で、引き続き、「文の京」総合戦略に包含するもの とし、これまでと同様に基本構想に掲げる将来都市像を実現するためのツールとして位置付け、 「文の京 | 総合戦略の主要課題等の一部を、目標・基本的方向として抽出し、デジタル田園都市 国家構想の観点からも各施策を推進します。

抽出した主要課題等に、重要業績評価指標(KPI)*を設定し、「文の京」総合戦略の進行管理 とあわせて、その推移を把握していきます。

「文京区デジタル田園都市構想総合戦略」の概要図



※「文の京」総合戦略の「第1章 基本構想」における「基本構想を貫く理念」や「将来都市像」を 「文京区デジタル田園都市構想総合戦略」に関する「地域ビジョン」として、また、「第2章 総論」 における将来人口推計等を「人口ビジョン」として示すとともに、「第4章 戦略シート」における 主要課題や「第5章 行財政運営」を「目標」「基本的方向」として抽出しています。

目標・基本的方向

	目標・基本的方向	「文の京」総合戦略の主要課題番号等
1	在宅医療・介護連携の推進	主要課題No.16
2	都市交流の促進	主要課題No.35
3	防災機能の強化	主要課題No.47
4	ICTを活用した区民サービスの充実	行財政運営1(1)
5	組織の活性化・事務の合理化	行財政運営4(1)

附属資料

- 計画期間の事業費
- 2 策定経過
- 「文の京」自治基本条例
- 4 文京区基本構想推進委員会規程
- 5 文京区基本構想推進区民協議会設置要綱

定で事業費の算出が困難なものは除きます。

• 計画期間中の計画事業の事業費内訳を示しています。ただし、計画期間中の事業規模が不確

1 計画期間の事業費

• 各事業の経費内訳ごとに、事業費が百万円以上の場合は、十万円単位で四捨五入し、百万円 に満たない場合は全て「1百万円」として算定しているため、内訳を足した歳入経費と歳出 経費が一致しない場合があります。

凡例(特定財源の欄の略号)

国:国庫支出金 都:都支出金

他:諸収入、特定目的基金からの繰入金等

(単位:百万円)

計画事業			歳入					
事業		歳出		—般				
番号	事業名		围	都	他	合計	財源	
1	ぶんきょうハッピーベイビー応援事業	9				0	9	
2	不妊治療に係る支援	80		0		18	63	
3	文京区版ネウボラ事業	880	0	0	0	869	11	
4	母親学級・両親学級	66				0	66	
5	乳児家庭全戸訪問事業	39	0	0		22	17	
6	乳幼児健康診査	321	0			4	317	
7	乳幼児家庭支援保健事業	19		0		2	17	
8	区立幼稚園の認定こども園化	78				0	78	
9	区立幼稚園の預かり保育	968	0	0	0	254	714	
10	未就園児の定期的な預かり事業	438		0	0	438	0	
11	区立お茶の水女子大学こども園の運営	830	0	0	0	59	770	
12	私立保育施設への巡回指導等による運営支援	2,481	0		0	1	2,479	
13	保育施設等への検査体制の強化	84			0	1	83	
14	子どもの保育環境向上事業	776	0			503	272	
15	文京区版幼児教育・保育カリキュラムの実践	1				0	1	
16	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト	98		0	0	33	65	
17	発達支援巡回事業	119	0		0	18	101	
18	子ども家庭相談事業	114	0	0	0	114	0	
19	一時保育事業	1,529	0	0	0	583	946	
20	病児・病後児保育事業	497	0	0	0	227	270	
21	ベビーシッター等による子育て支援事業	1,274		0		1,132	142	
22	地域子育て支援拠点事業	189	0	0		109	80	
23	放課後児童健全育成事業	4,273	0	0		1,268	3,005	
24	健康・体力増進事業	161			0	11	151	
25	中学校部活動支援	559		0		145	414	
26	スポーツ振興事業	180		0	0	27	153	
27	和食の日推進事業	75				0	75	
28	英語力向上推進事業	671			0	2	669	
29	「話す力」向上プログラム事業	12				0	12	
30	教育情報ネットワーク環境整備(幼・小・中)	12,635				0	12,635	
31	教員研修・研究事業	108			0	8	100	

	計画事業						
事業	事業名	歳出		一般			
番号			围	都	他	合計	財源
32	「Society5.0の教室」プロジェクト	482		0		361	122
33	いじめ問題対策事業	11				0	11
34	特別支援教育推進事業	2,426			0	188	2,238
35	文京ふるさと学習プロジェクトの推進	56			0	1	55
36	いのちと心の教育の推進事業	9		_	-	0	9
37	総合相談室	884		0	0	87	796
38	不登校への対応力強化	1,046		0	0	352	694
39	誠之小学校改築	470	0		0	457	14
40	明化小学校等改築	3,235	0		0	665	2,569
41	柳町小学校等改築	5,822	0		0	830	4,992
42	小日向台町小学校等改築	325				0	325
43	千駄木小学校等改築	524				0	524
44	学校施設等の快適性向上	927	0		0	210	717
45	校庭、屋上防水及び外壁・サッシ改修	890	0		0	794	96
46	給食室の整備	335			0	277	58
47	小学校の教室増設対策	484			0	89	395
48	青少年健全育成会活動支援	47		0		4	43
49	青少年の社会参加推進事業	5				0	5
50	青少年プラザ (b-lab) 運営事業	354			0	5	348
51 52	生活困窮世帯学習支援事業	192 734	0	0		86	107
53	高校生等医療費助成高校生世代育成支援金	351		0		287	351
54	同校主世代日成文伝並 子ども宅食プロジェクト	293			0	286	7
55	児童発達支援センターの運営	658			0	452	206
56	各施設での医療的ケア児の受入れ	494	0	0		194	300
57	医療的ケア児支援体制の構築	1	0			1)4	1
58	隨害者 (児) 施設整備促進事業	943			0	125	818
59	児童虐待防止対策事業	41	0	0		17	25
60	(仮称) 文京区児童相談所の整備	1,513	0	0	0	1,256	258
61	奨学資金給付金	54			0	1	52
62	塾代等助成事業	88				0	88
63	就学援助	405	0		0	1	405
64	文京区版ひきこもり総合対策	70	0			35	35
65	ヤングケアラー支援推進事業	12	0			12	0
66	小地域福祉活動の推進	144	0			18	126
67	多機能な居場所活動推進事業	57				0	57
68	重層的支援体制整備事業	_					
69	地域医療連携事業	59	0	0	0	56	3
70	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業	39			0	15	24
71	在宅療養支援窓口事業	19	0	0	0	19	0
72	認知症施策の総合的な推進	217	0	0	0	122	95
73	介護予防事業の推進	139	0	0	0	139	1
74	文の京フレイル予防プロジェクト	11		0		5	5
75	地域介護予防活動支援事業 (通いの場)	35	0	0	0	35	0

ᇛ
अग
_
192
/129
3/87
22
夂
steal
45
7-7

計画事業							
事業	事業			一 般			
番号	事業名		国	都	財源 他	合計	財源
76	生活支援体制整備事業	136	0	0	0	136	0
77	元気高齢者の社会参画支援事業	108		0		71	37
78	ふれあいいきいきサロンへの助成	15				0	15
79	シルバー人材センターの活動支援	222	0	0	0	53	168
80	文京すまいるプロジェクトの推進	335	0	0		32	302
81	ハートフルネットワーク事業	3	0	0	0	2	1
82	地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)の充実	1,442	0	0	0	1,261	181
83	高齢者緊急連絡カードの設置	9		0	0	5	5
84	高齢者等見守りあんしん事業	53		0		41	11
85	成年後見制度利用支援事業	59	0	0	0	33	26
86	文京ユアストーリー	8				0	8
87	民間事業者による高齢者施設の整備	71				0	71
88	地域密着型サービスの充実	28		0	0	1	27
89	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修	79				0	79
90	介護人材の確保・定着支援	188		0		29	159
91	障害者基幹相談支援センターの運営	370	0	0		113	257
92	地域生活支援拠点運営事業	610	0	0	0	200	410
93	精神障害者の地域移行・地域定着事業	3,070	0	0	0	1,842	1,228
94	障害者就労支援センター事業	278	0	0	0	16	262
95	中小企業等障害者職業体験受入れ助成事業	2				0	2
96	就労定着支援の推進	11	0	0		8	3
97	障害者差別解消推進事業	2				0	2
98	心と情報のバリアフリー推進事業	32	0	0	0	3	30
99	障害者虐待防止事業	1	0	0		1	1
100	生活困窮者自立支援相談事業	160	0		0	117	43
101	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	72	0			54	18
102	生活習慣病予防事業	12		0		2	9
103	健康づくり事業	172			0	55	117
104	食育普及	15		0		7	7
105	特定健康診査・特定保健指導	1,631		0	0	850	780
106	受動喫煙防止対策事業	1		0		1	1
107	喫煙・受動喫煙による健康被害防止の普及啓発及び禁煙支援	3		0		1	1
108	糖尿病性腎症重症化予防事業	31		0		31	0
109	受診・服薬の適正化	35		0		35	0
110	各種がん検診の実施	2,894	0	0		52	2,842
111	がん知識の普及・啓発	3		0		1	2
112	がん患者ウィッグ購入等費用助成	101				0	101
113	骨髄移植ドナー支援制度	2		0		1	1
114	骨髄移植など特別の理由による任意予防接種費用助成制度	1		0		1	1
115	新興・再興感染症対策推進事業	5,232	0	0	0	576	4,656
116	総合的な自殺対策の推進	30		0		20	11
117	中小企業支援事業	1,964				0	1,964
118	中小企業人材確保支援事業	119				0	119
119	創業支援事業	122			0	2	120

計画事業							
事業	事業名	歳出		一般			
番号	争未位		围	都	他	合計	財源
120	商店街振興対策事業	1,661		0		13	1,648
121	商店街販売促進・環境整備事業	212		0		94	118
122	消費者普及啓発事業	149		0	0	14	135
123	文化育成事業	116			0	10	107
124	文京シビックホール (響きの森文京公会堂) における 文化芸術活動の推進	609			0	42	566
125	文の京ゆかりの文化人顕彰事業	14			0	1	14
126	文京ふるさと歴史館の特別展、普及事業	36			0	4	32
127	観光資源の魅力創出事業	178			0	22	157
128	観光PR・情報発信事業	162			0	24	137
129	観光ボランティア養成事業	12				0	12
130	国際交流・海外都市交流事業	157			0	2	155
131	国内交流事業	42			0	16	26
132	文の京文化発信プロジェクト	9				0	9
133	山村体験交流事業	18				0	18
134	町会・自治会支援の推進	262			0	40	222
135	協働事業の推進	134				0	134
136	ふれあいサロン事業	16			0	2	14
137	区立図書館の「学びの拠点」としての機能向上	454				0	454
138	老朽化した図書館の改築	7				0	7
139	スポーツ施設の環境整備事業	7				0	7
140	男女平等参画の推進	1,358			0	893	465
141	女性・母子父子等相談体制の充実	98	0	0	0	35	63
142	母子・女性緊急一時保護事業	1		0		1	1
143	ダイバーシティ推進事業	15			0	2	13
144	バリアフリー基本構想推進事業	21			0	1	21
145	バリアフリーの道づくり	250		0	0	97	153
146	無電柱化の推進	549	0	0	0	32	516
147	公園再整備事業	304			0	209	95
148	元町公園整備事業 (旧元町小学校との一体的整備)	753			0	618	135
149	竹早公園整備事業 (小石川図書館との一体的整備)	_					
150	緑の維持及び緑化啓発事業	3,214	0		0	73	3,141
151	地区まちづくりの推進	197				0	197
152	再開発事業の推進	20				0	20
153	建築紛争予防調整・宅地開発指導	4		0		1	4
154	景観まちづくり推進事業	35			0	1	35
155	地球温暖化防止に関する普及啓発	1,433			0	430	1,003
156	環境教育・講座	14			0	4	10
157	新エネルギー・省エネルギー設備普及促進事業	291				0	291
158	2R (リデュース・リユース) の推進	48			0	1	48
159	資源の集団回収支援	125			0	80	44
160	資源回収事業	1,727			0	483	1,244
161	プラスチック分別回収事業	30				0	30
162	事業系ごみ対策	1				0	1

計画事業			歳入					
事業	事業			—般				
番号	事業名		围	都	他	合計	財源	
163	地域防災訓練等の実施	119			0	2	117	
164	避難所運営協議会運営支援	19				0	19	
165	区民防災組織の育成	74				0	74	
166	在宅避難の推進	48				0	48	
167	中高層共同住宅の支援	58				0	58	
168	災害対策本部機能等の強化	473			0	76	397	
169	災害時の受援応援体制の関係強化	0				0	0	
170	災害ボランティア体制の整備	3				0	3	
171	災害時医療の確保	71		0		2	69	
172	備蓄物資維持管理	378		0		18	360	
173	避難行動要支援者の支援	104				0	104	
174	福祉避難所の整備・拡充	8				0	8	
175	妊産婦・乳児救護所の体制整備	16				0	16	
176	耐震改修促進事業の推進	680	0	0		515	165	
177	不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)事業の推進	101		0		61	40	
178	細街路の整備	1,373	0			303	1,070	
179	道路における治水対策の推進	1,379				0	1,379	
180	崖等整備資金助成事業の推進	73	0			13	60	
181	ブロック塀等改修等の促進	15	\circ	0		5	10	
182	橋梁アセットマネジメント整備	878	0			1	878	
183	安全対策推進事業	99		0		27	72	
184	通学路等の防犯カメラの設置	4				0	4	
185	子ども110番ステッカー事業	2				0	2	
186	空家等対策事業	33	\circ	0		15	17	
187	特定空家等の対策	9	\circ	0	0	1	9	
188	マンション管理適正化支援事業	73	0	0		31	41	
189	交通安全対策普及広報活動	63		0		10	54	
190	総合的な自転車対策	932			0	344	588	
191	コミュニティ道路整備	49				0	49	
192	交通安全施設の整備と維持	188	0		0	18	170	
193	コミュニティバス運行	1,264		0	0	68	1,197	
194	自転車シェアリング事業	1				0	1	

2 策定経過

年月日	会議等	内容等
令和5年	令和5年度第2回基本構想推進委員会	・「文の京」総合戦略の改定について
5月10日	庁議	・「文の京」総合戦略の改定について
5 H24H	令和5年度第3回基本構想推進委員会	・次期「文の京」総合戦略の概要について
5月24日	庁議	・次期「文の京」総合戦略の概要について
6月29日 ・30日	令和5年6月定例議会 (総務区民委員会)	・「文の京」総合戦略の改定について
0 Н22П	令和5年度第4回基本構想推進委員会	・次期「文の京」総合戦略(骨子及び主要課題(案)) について
8月23日	庁議	・次期「文の京」総合戦略(骨子及び主要課題(案)) について
9月12日	「主要課題を解決する取組」についての 意見募集① (区報ぶんきょう特集号、Webアンケート等)	・募集期間:9月12日から10月11日まで ・意見総数:238人/延べ413件
竟見墓集(2)		・参加者数:延べ154人 ・意見総数:19人/延べ46件
9月22日 ・25日	令和5年9月定例議会 (総務区民委員会)	・次期「文の京」総合戦略(骨子及び主要課題(案)) について
10月4日 •10日 •11日 •19日 •20日	令和5年度基本構想推進区民協議会	・開催回数:8回 ※分科会方式で開催
10日17日	令和5年度第5回基本構想推進委員会	・「文の京」総合戦略(素案)について
10月16日	庁議	・「文の京」総合戦略(素案)について
	令和5年11月定例議会 (総務区民委員会)	・「文の京」総合戦略(素案)について
12月4日	「文の京」総合戦略(素案)についての パブリックコメント (区報ぶんきょう特集号等)	・募集期間:12月4日から令和6年1月4日まで ・意見総数:105人(団体含む。)/延べ174件
令和6年	令和5年度第6回基本構想推進委員会	・「文の京」総合戦略(素案)に対する意見について ・「文の京」総合戦略(案)について
1月24日	庁議	・「文の京」総合戦略(案)等について
	令和6年2月定例議会 (総務区民委員会)	・「文の京」総合戦略(案)等について
3月27日	庁議	・「文の京」総合戦略(令和6年度~令和9年度) の策定について

「文の京」自治基本条例

平成16年12月13日条例第32号 改正 平成19年3月1日条例第4号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 自治の理念と基本原則

第1節 自治の理念(第3条)

第2節 基本原則(第4条-第7条)

第3章 区民等の権利と責務

第1節 区民の権利と責務(第8条・第9条)

第2節 地域活動団体の権利と責務(第10条・第11条)

第3節 非営利活動団体の権利と責務(第12条・第13条)

第4節 事業者の権利と責務(第14条・第15条)

第4章 区の責務(第16条―第19条)

第5章 区議会の責務

第1節 区議会の役割(第20条-第23条)

第2節 区議会議員の責務(第24条)

第6章 執行機関の責務(第25条-第30条)

第7章 協働・協治の推進

第1節 情報の公開(第31条-第34条)

第2節 参画 (第35条・第36条)

第3節 意思の表明(第37条―第39条)

第4節 協働・協治の推進体制 (第40条-第43条)

付則

文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。文京区に集う私たちは、文化の香 り高いまち文京区を誇りとし、様々な可能性に富んだこの地を将来に向かって、さらに発展させ たいと願っています。

私たちが良好な環境を維持しながら真に文化的にしあわせに暮らすためには、この地に住み、 学び、活動するすべての人々が自律した存在として尊重されるとともに、守るべきもの、育むべ きものを確かめ、自立した存在として、互いに合意を形成し、協力し合うことが必要と私たちは 考えます。

そして、地域社会を豊かなものにするためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業

者、区が相互に協力し、地域社会の課題を解決するための住民自治の原則を共有のものとするこ とが大切と考えます。

私たちは、この原則を、ともに活動し、ともに地域社会の課題を解決するという意味で、「協 働・協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として位置づけます。

私たちは、文京区の自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、文京区の自治に関する基本条 例として、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方並びに区民、地域活 動団体、非営利活動団体及び事業者の権利と責務並びに区の責務を明らかにするとともに、協 働・協治の基本的事項を定めることにより、豊かな地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
- (1) 各主体 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。
- (2) 区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。
- (3) 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。
- (4) 地域活動団体 地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地 域に根ざして形成された団体をいう。
- (5) 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利 に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう。
- (6) 事業者 区内において事業活動を行うものをいう。
- (7) 区 区議会及び執行機関により構成されるものをいう。
- (8) 協働・協治 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力 し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の 公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。

第2章 自治の理念と基本原則

第1節 自治の理念

(協働・協治)

第3条 各主体は、協働・協治の考え方に基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役 割と責任を分担し、助け合いながら自主的・自律的に活動を行う。

第2節 基本原則

(参画と協力)

第4条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調

属資料

整し、協力し合い、連携を図る。

(情報共有)

第5条 各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題及び地域の課題を解決するための活動に関する情報の共有を図る。

(対等な立場の尊重)

第6条 各主体は、豊かな地域社会の実現に当たり、相互理解を深め、信頼関係を築き、対等な立場を尊重し、地域の課題を解決するための活動を担う。

(自己決定・自己責任)

第7条 各主体は、自ら決定し、自らの責任において活動する。

第3章 区民等の権利と責務

第1節 区民の権利と責務

(区民の権利)

- 第8条 区民は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。
- 2 区民は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。 (区民の責務)
- 第9条 区民は、地域の課題を解決するための活動に自主的な判断により参画する。
- 2 区民は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。 第2節 地域活動団体の権利と責務

(地域活動団体の権利)

- 第10条 地域活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。
- 2 地域活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。 (地域活動団体の責務)
- 第11条 地域活動団体は、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う。
- 2 地域活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。 第3節 非営利活動団体の権利と責務

(非営利活動団体の権利)

- 第12条 非営利活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。
- 2 非営利活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。 (非営利活動団体の責務)
- 第13条 非営利活動団体は、自らの目的に沿った活動を通じて、地域の課題の解決に取り組む。
- 2 非営利活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第4節 事業者の権利と責務

(事業者の権利)

- 第14条 事業者は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。
- 2 事業者は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(事業者の責務)

- 第15条 事業者は、協働・協治に関する理解を深め、地域において他の主体と対話し、協働に 努める。
- 2 事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有する。

第4章 区の責務

(区の基本的役割)

- 第16条 区は、地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、 最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- 2 区を構成する各機関は、それぞれの責務を果たすことを通じて、共通の目標である協働・協治の社会の実現を図る。
- 3 区は、持続可能で健全な区政を実現する。

(保証役としての役割)

第17条 区は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス 水準の設定及び区民等の活動の支援を通じて、区民等により公共的サービスの提供が適正に行 われることを保証するよう努める。

(調整役としての役割)

第18条 区は、必要に応じて、区民等の間の調整を行う役割を担う。

(地域の担い手の支援)

第19条 区は、区民等の自主性及び自律性を尊重しつつ、地域の課題を解決するための活動に取り組む人々や団体が自主的・自律的に活動できるように支援する。

第5章 区議会の責務

第1節 区議会の役割

(区議会の基本的事項)

第20条 区議会は、住民の直接選挙により選ばれた議員で構成する意思決定機関であり、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を有する。

(区議会の青務)

第21条 区議会は、法令に定める権限を行使し、及び政策論議・立法活動の充実を図ることにより、区政の発展及び区民の福祉の向上に努める。

(情報の共有と説明責任)

第22条 区議会は、積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、 区民への説明責任を果たす。

(区民参加と活性化)

第23条 区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議 会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す。

第2節 区議会議員の責務

(区議会議員の青務)

第24条 区議会議員は、区民の代表者として品位と名誉を保持し、自己研鑽に努めるとともに、 常に区民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務遂行に努める。

第6章 執行機関の責務

(執行機関等の基本的事項)

第25条 区長及び副区長並びに行政委員会等は、協働・協治の推進のために、その権限と責任 において公正かつ誠実に職務の執行に当たる。

(執行機関の責務)

- 第26条 執行機関は、区民ニーズの把握に努め、補助機関の各部署の情報共有と連携・協力に より、適正かつ迅速に公共的サービスを提供する。
- 2 執行機関は、常に補助機関の活性化を図るとともに、簡素で機能的かつ柔軟な組織とするこ とを目指す。

(情報の共有と説明責任)

第27条 執行機関は、職務の執行に当たり積極的に情報を提供することにより、区民との情報 の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画)

第28条 執行機関は、協働・協治の視点に立って、政策の立案、実施及び評価の各段階におい て、区民等の参画を図り、開かれた区政を目指す。

(区長の青務)

- 第29条 区長は、文京区の代表者として、公正かつ誠実に区政の執行に当たる。
- 2 区長は、区政の執行を通じて実現すべき政策を区民等に対して明らかにし、その達成状況に ついて区民等に報告する。
- 3 区長は、効率的・効果的な行財政運営を行わなければならない。

(職員の青務)

第30条 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能等の向上に努め、公正かつ能率的に 職務を遂行しなければならない。

第7章 協働・協治の推進

第1節 情報の公開

(区政に関する情報の公開)

第31条 区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的

に公開する。

2 区は、区政に関する情報を公開するに当たっては、個人情報の保護に配慮しなければなら ない。

(区の説明責任)

第32条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について、区民 等にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。

(区民等の情報公開)

第33条 区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよ う、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努める。

(区民等の説明責任)

第34条 区民等は、自らが行う公共的な活動について、相互に説明するよう努める。

第2節 参画

(区への提案制度)

第35条 区は、区民等が区政に関する公共的な提案ができるようにし、その提案に対しては、 協働・協治の視点に立って適切に対応しなければならない。

(各主体相互の活動への参画)

- 第36条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に相互に参画し合い、連携を図るために 対話し、交流し、学び合う。
- 2 区は、区民等が活動に相互に参画し合えるしくみをつくる。

第3節 意思の表明

(区の政策等の周知)

第37条 区は、区政の基本的な指針、政策及び計画について、その内容を明確にし、区民等に わかりやすく周知しなければならない。

(区民等の意見表明)

- 第38条 区民等は、区の重要な政策及び計画の策定に関して、意見を表明することができる。
- 2 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、区民等からの意見を聴取し、その意見に対する 考え方を公表しなければならない。

(住民投票)

- 第39条 区は、文京区に係る重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票の 制度を設けることができる。
- 2 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第4節 協働・協治の推進体制

(社会資源の活用等)

第40条 各主体は、協働・協治の推進に当たっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、 自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努める。

(区外の人々との連携・協力)

第41条 各主体は、多様な取組や活動を通じて、区外の人々、団体、行政機関等と積極的に連携・協力する。

(協働・協治の推進のしくみ)

第42条 区は、区民等とともに、地域の課題の解決に向けて多様な取組を進めるための協働・ 協治の推進のしくみをつくる。

(区における条例の尊重義務)

第43条 区は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

付 則

178

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月1日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

4 文京区基本構想推進委員会規程

平成22年6月21日訓令第11号 改正 平成23年9月1日訓令第6号 平成27年12月28日訓令第8号 令和元年5月29日訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第8条の規定により設置した文京区基本構想推進委員会(以下「推進委員会」という。)の組織及び運営について定めることを目的とする。

(所掌事項)

- 第2条 推進委員会は、次の事項を審議し、その結果を庁議に報告する。
- (1) 文京区基本構想の進行管理に関すること。
- (2) 区の政策に係る基本的な方針及び総合的な計画の策定に関すること。
- (3) 行財政改革についての総合的な調整及び推進に関すること。
- (4) その他庁議で指定した事項に関すること。

(組織)

- 第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、企画政策部長の職にある者とし、推進委員会を総括する。
- 3 副委員長は、総務部長の職にある者とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 委員は、文京区役所組織条例(昭和47年3月文京区条例第3号)第1条に規定する部の部長(担当部長及び危機管理室長を含み、前2項に規定する者を除く。)、文京保健所長、文京区教育局処務規則(平成4年3月文京区教育委員会規則第3号)第2条に規定する部の部長(担当部長を含む。)、会計管理者、監査事務局長、区議会事務局長、企画政策部企画課長、企画政策部政策研究担当課長、企画政策部財政課長、企画政策部広報課長、総務部総務課長及び総務部職員課長の職にある者とする。

(招集)

第4条 推進委員会は、委員長が招集する。

(分科会)

- 第5条 委員長は、推進委員会の効率的運営を図るため、推進委員会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会は、推進委員会から指定された事項について調査し、及び研究し、その結果を推進委員会に報告する。
- 3 分科会は、座長、副座長及び分科会員をもって組織する。
- 4 座長及び副座長は、第3条第4項に規定する委員の中から委員長が指名する。

[属資料

5 分科会員は、委員長が指名する。

(意見聴取)

第6条 委員長及び座長は、必要があると認めたときは、委員又は分科会員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(文京区基本構想実施計画策定委員会規程の廃止)

2 文京区基本構想実施計画策定委員会規程(昭和52年5月文京区訓令甲第8号)は、廃止する。

付 則(平成27年12月28日訓令第8号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

5 文京区基本構想推進区民協議会設置要綱

22文企企第63号平成22年6月4日区長決定 23文企企第337号平成24年3月30日区長決定 27文企企第361号平成27年12月11日区長決定 28文企企第70号平成28年6月1日部長決定 2019文企企第408号令和2年3月26日部長決定

(設置)

第1条 区民参画による文京区基本構想(以下「基本構想」という。)の進行管理を行うため、 文京区基本構想推進区民協議会(以下「区民協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 区民協議会は、次の事項を所掌し、基本構想の実現度を審議する。
- (1) 基本構想の推進に関する事項について意見を述べること。
- (2) 区の政策に係る基本的な方針及び総合的な計画の策定及び推進に関する事項について意見を述べること。
- (3) 効率的な行財政運営について意見を述べること。
- (4) その他区長が必要があると認めた事項

(組織)

- 第3条 区民協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員30人以内をもって組織する。
- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 公募区民 12人以内
- (3) 区内関係団体等の推薦による者 15人以内
- 2 前項第2号に規定する公募区民の委員(以下「公募区民委員」という。)は、別に定めるところにより募集する。

(任期等)

- 第4条 委員の任期は、前条第1項の規定による委嘱の日から当該日が属する年度の翌年度の末日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、公募区民委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。 (会長及び副会長の設置)
- 第5条 区民協議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、第3条第1項第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、区民協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (幹事)

- 第6条 区民協議会に幹事を置く。
- 2 幹事は、文京区役所組織条例(昭和47年3月文京区条例第3号)第1条に規定する部の部長(担当部長及び危機管理室長を含む。)、文京保健所長、文京区教育局処務規則(平成4年3月文京区教育委員会規則第3号)第2条に規定する部の部長(担当部長を含む。)、会計管理者、監査事務局長、区議会事務局長、企画政策部企画課長、企画政策部政策研究担当課長、企画政策部財政課長、企画政策部広報課長、総務部総務課長及び総務部職員課長の職にある者とする。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を区民協議会に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

- 第8条 会長は、必要があると認めたときは、専門的事項について調査し、又は研究させるため、区民協議会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の部会長及び部会員は、会長が指名する。

(庶務)

第9条 区民協議会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、区民協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年3月30日(以下「決定日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定は、平成24年9月30日以後に委嘱を受けた委員について適用し、決 定日において現に委員である者の任期については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

「文の京」総合戦略

令和6年度~令和9年度 (2024年度~2027年度)

令和6年3月

発 行/文 京 区 編 集/企画政策部企画課 〒112-8555 文京区春日 1 - 16 - 21

電話 03 (5803) 1126 FAX 03 (5803) 1330

印刷物番号 A0123007

頒布価格 1,210円